

第1章 基本政策❶ みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】													
第1節 子育て支援													
施策 No.1 子ども・子育て支援の充実										基本計画 掲載頁	58～60		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数				A	0	B	17	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	0	B	16	C	0
成果	・特定型・基本型及びこども家庭センター型の利用者支援事業や子育て支援ホームヘルパーの派遣などを実施し、地域における子育て支援の充実を図るとともに、保育士不足の解消、放課後児童保育室の狭あい化解消を図るなど、保育環境の充実に努めた。 - また、各種補助事業により、安定的に保育を供給した。 ・こども基本法の基本理念に基づき、子どもたちを権利の主体として捉え、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、第3次新座市子ども・子育て支援事業計画に、こどもの意見表明権の確保を位置付け、全庁に周知することで積極的な取組を促した。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	・地域子育て支援センターの利用促進や保育施設での受入体制の整備等、様々な場面において多様化するニーズを把握し、子育て世代への包括的な支援体制を強化していく。 ・地域子育て支援センターの利用促進に当たっては、多くの方に気軽に利用いただけるよう、広報にいざや市ホームページ等で広く周知に努めるとともに、講座や健診時に地域子育て支援センターガイドを配布することで、子育て家庭に直接情報が届くよう努める。 ・子ども・若者の意見を尊重するための体制の整備に向けて、先進自治体の状況等を調査・研究していく。 ・更なる子育て支援の充実を図るため、ひとり親世帯医療費の支給対象の増加や児童手当の拡充等に対応し、対象世帯への周知を徹底する。 - また、多様化するニーズを把握し、保育施設への受入体制等、子育て世代への包括的な支援体制を強化していく。 ・こども家庭センターについては、現状では建物や組織も分離した機能連携によるセンターとなっているためより効率的で一体的な運営ができるよう、継続的に見直しを検討していく。 ・就職相談会等の開催によって、既存保育施設等の保育士不足の改善を図り、入所待機児童を解消していく。								
課題	・放課後児童保育室での交流型プログラム等、感染症の影響で活動を控えていた事業を再開し、より一層推進する必要がある。 ・保育施設においては、医療ケアや特別な配慮が必要な乳幼児の増加に伴い、受入体制の整備が求められている。 ・地域子育て支援センターの利用者数について、KPIで設定した目標値を下回る結果となった。 ・子ども・若者の意見を尊重するための体制（どのように意見を聴取し、施策に反映し、フィードバックしていくか等）を整備していく必要がある。 ・就職相談会等の開催によって、既存保育施設等の保育士不足の改善を図り、入所待機児童を解消する必要がある。												

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) こども基本法の基本理念に基づいた施策の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	子どもに関わる施策の推進に当たっては、子どもの意見表明・参画の機会の確保を図り、意見を尊重し、子どもの最善の利益を優先して考慮するよう努めます。	B	・子どもに関わる施策の推進に当たっては、子どもの意見表明・参画の機会の確保を図り、意見を尊重し、子どもの最善の利益を優先して考慮するよう努めた。 <主な取組実績> ・こども基本法の趣旨を全庁に周知するとともに、積極的に子ども・若者からの意見聴取に取り組むよう依頼した。併せて、各所属における令和6年度の取組状況を取りまとめた。 ・児童センターに「こども目安箱」を設置し、児童センターへのお願いや意見を書いて入れてもらうとともに、年に1回、子どもたちにアンケートを実施して、児童センターの事業や運営の参考にした。	こども支援課
(2) 地域における子育て支援の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、市役所窓口、保健センターや地域子育て支援拠点などにおける情報提供機能や相談体制の充実を図ります。	B	・「基本型」、「特定型」及び「こども家庭センター型」の利用者支援事業を実施、連携することで妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施した。 <基本型> 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。 <特定型> 主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。 <こども家庭センター型（母子保健機能・児童福祉機能）> 保健センターとこども安全課が連携し、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービスや子育て支援サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う。	こども支援課
3	妊娠から出産、子育て期まで切れ目のない支援を行い、母子保健事業、子育て支援ホームヘルパーの派遣など、子育て家庭への支援を推進します。	B	・親族から家事の援助を受けることができない出産直後のお母さんと多胎児を養育する方を対象にホームヘルパーを派遣し、家事援助を行った。 援助を必要とする家庭に対し必要な支援を行うことができた。令和6年度に比べ多胎児を養育する方の利用が多く派遣時間が増加した。 （※派遣期間は母親の退院日から30日以内であるが、多胎児の場合は追加で20回分利用することができる《ただし、多胎児の退院日を含めて1年以内》。） <実績> 令和7年度 派遣件数 15件（うち多胎児3件） 派遣時間 183時間 令和6年度 派遣件数 15件（うち多胎児1件） 派遣時間 149.5時間	こども支援課
4	地域全体で子育てを支援するため、地域子育て支援拠点事業や、ファミリー・サポート・センター事業などを展開します。また、地域や関係機関と連携し、市民による子育てサークル、子育てボランティア、NPOなどの活動の更なる支援に努めるとともに、そのネットワークづくりを進めます。	B	・各事業の展開は順調に進捗したが、地域子育て支援センター利用者数については、コロナ禍で利用者が減少し、その後は回復傾向にあるものの、コロナ禍前の水準には至っておらず、計画策定時点における現状値より実績が低くなった。今後も講座等を充実させ、PRに努める。 KPIである地域子育て支援センター利用者数はCであるが、施策全体として見ると順調に進捗したことからB評価とする。	こども支援課
5	親子で楽しく健全に遊ぶことができる場として、児童センターの充実を図るとともに、新たな施設の設置や場の確保に向けて検討します。	B	・新座市児童センター及び福祉の里児童センターにおいて、児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域の児童健全育成に関する組織活動の育成支援を図る等、児童の健全育成に関する事業を総合的に行った。（主な取組：こども参画事業「かえっこバザール」「かえっこども会議」、アウトリーチ事業「どこでも児童館」、親子のサークル活動「里のなかまほいく」、要保護支援事業「フードパントリー」「緊急食糧支援」「ほっこりごはん」、不登校支援事業「がっこうに行きづらい子どもの親の会」） 2館合計利用者数 R6→R7 98,865人→103,187人 2館合計利用団体数 R6→R7 286団体→275団体 ・新たな施設の設置等を検討するとともに、地理的な要因から、児童センターへ行きづらい子どもたちに向けて遊びの場を提供するために、市内公園等に児童センター職員が出向く「どこでも児童館」事業を実施した。	こども支援課
6	心身の発達に遅れや心配があると思われる児童及びその保護者に対し、児童発達支援センターを中心に、療育（発達支援）及び相談を始めとした支援の充実を図ります。	B	・新座市児童発達支援センターの通所児童や保護者への発達支援や相談支援を継続的に行ったほか、地域相談のニーズも上昇傾向にあるため、心理士による心理検査を開始し、言語聴覚士による言語相談の相談枠を増やすなど専門性を強化するほか、計画相談支援事業サービスを開始し、通所していない児童や保護者に対してのサポート体制を更に強化した。	児童発達支援センター
7	不妊や不育症への支援など、少子化対策を実施します。	B	・早期不妊検査・不育症検査を受けた方を対象に、その検査費を助成して、少子化対策に寄与した。 令和7年度実績 早期不妊検査費助成金件数 120件 不育症検査費助成金件数 16件	保健センター

第 5 次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート（対象：令和 7 年度実績）

（3） 保育環境の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
8	入所待機児童の解消に向け、既存の施設で生じている保育士不足の解消及び幼稚園における長時間預かり保育事業の推進を図ります。また、待機児童の状況に応じて認可保育園等の施設整備を支援します。	B	・入所待機児童が2桁になった要因としては、保育士不足や加配が必要な児童が増えていることが考えられる。対策については、就職相談会の開催や保育士宿舍借上支援事業補助金の交付等により保育士確保に取り組んでいる。 ・就職相談会等の開催によって、既存保育施設等の保育士不足の改善を図ったが、全国的な保育士不足と配置基準の制約といった構造的課題に加えて、隣接する東京都の待遇格差が存在するため、保育士は依然として不足しており、入所待機児童の解消には十分に貢献していない。 ・幼稚園における長時間預かり保育事業の推進を図ったことで、幼稚園において、教育時間の前後の時間並びに春季、夏季及び冬季休園期間中の預り保育を実施した。 ・民間保育園が待機児童対策として定員拡大を図るために施設整備を実施する場合は、国庫補助を申請できる制度があり、市としても申請をサポートする体制を整えているが、民間保育園からの申請希望はない状況である。 ・K P I である保育所等の待機児童数はC評価だが、施策全体として見ると順調に進捗したことからB評価とする。	保育課
9	一時保育、休日保育、障がい児保育や病児・病後児保育などの充実を図ります。	B	・休日保育については、職員の確保ができず休止となったが、一時保育、障がい児保育や病児・病後児保育については補助金を交付し、推進を図った。 <実績> 令和7年度 一時保育(一般型) 15施設、延べ5,638人 障がい児保育 20施設、74人 病児・病後児保育 2施設、延べ31人	保育課
10	放課後児童保育室の狭あい化の解消に引き続き取り組むとともに、子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）と連携を図り、放課後の子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進します。	B	・放課後児童保育室の狭あい化を解消するため、狭あい化が著しい野寺放課後児童保育室の建設工事を実施した。 ・放課後児童保育室とココフレンドの連携を図るため、ミニコンサートやスポーツ等のイベントを合同で実施した。	保育課
11	保育施設及び放課後児童保育室における保育の質を確保するため、保育士及び支援員の資質向上に努めます。	B	・保育施設及び放課後児童保育室においては、埼玉県主催の資質向上研修等に参加することにより、保育士及び支援員の資質向上に努めた。	保育課
（4） 子どもの権利擁護の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
12	児童虐待の未然防止・早期発見のために、子ども家庭総合支援拠点において関係機関と連携し、相談や啓発、適切な情報共有などに取り組みます。	B	・保健センターをはじめ、児童相談所や警察署等の各関係機関と情報交換や研修活動を行いながら、相互の連携による児童虐待の防止、効果的な援助方法や対応等を協議した。 代表者会議1回、研修会1回、実務者会議12回、個別ケース検討会議5回実施。 ・子ども家庭センターを設置・運営し、母子保健と児童福祉の円滑な情報共有や連携した支援を実施し、妊娠期からの切れ目のない支援に努め、児童虐待の早期発見、未然防止を図った。	こども安全課
13	各家庭の事情にかかわらず、全ての子どもが健やかに育つことができるよう、児童虐待防止や里親制度についての普及啓発に努めます。	B	・児童虐待防止についてのチラシを市内の保育施設や小中学校等に配布した。 ・11月の児童虐待防止推進月間に合わせて、広報にいざへの啓発記事の掲載やパネル展示などを実施し、児童虐待防止の啓発に努めた。 ・10月の里親月間に合わせて、広報にいざへの啓発記事の掲載やパネル展示を実施し、里親制度の普及に努めた。 ・新座地区里親総会、里親の啓発のための展示、新座地区里親会の意見交換・親睦研修会、朝霞地区里親会合同研修会、新座地区里親会役員会を実施した。	こども安全課
（5） 経済的支援の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
14	子育てに関する負担軽減を図るため、市独自のこども医療費の無料化を実施します。	B	・子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、昨年度に引き続き18歳年度末までの子どもの医療費（通院・入院）の助成を行った。 ・令和7年3月よりデジタル庁がマイナンバーカードを活用したデジタル化の取組を推進するために開発した「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（PMH：Public Medical Hub）」の先行実施事業を開始し、マイナ保険証を利用する市民の方が埼玉県内のPMHに対応している医療機関等を受診する際に、こども医療費受給者証を持参していなくてもこども医療費のサービスが受けられるようになった。	こども支援課
15	乳幼児医療費などの子育て家庭に対する経済的支援の充実について、国・県に積極的に働き掛けます。	B	・公費負担制度を国の制度とし、全国で同一の医療費助成を受けられるようにすることを要望した。 ・県の補助対象年齢を18歳年度末まで引き上げ、自己負担制度を撤廃するように要望した。	こども支援課
（6） ひとり親家庭福祉の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
16	ひとり親家庭の実情に応じた的確に対応し、きめ細かな助言や情報提供を行います。	B	・こども安全課内に専門の相談員（母子・父子自立支援員）2名を配置し、個々のニーズに応じたきめ細かな相談支援体制を構築した。	こども安全課
17	ひとり親家庭の経済的な自立を促進するため、各種支援制度の利用を働き掛けながら、関係機関と連携して就労を支援します。	B	・児童扶養手当やひとり親家庭等医療費支給制度により、ひとり親家庭の生活の安定を図るとともに、経済的な自立を促進するため、就職に必要な資格取得費用の助成（自立支援教育訓練給付金）や修学期間中の生活費を援助する制度（高等職業訓練促進給付金）による支援に努めた。	こども安全課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
子育て支援センター利用者数	63,813人	56,005人	58,208人	58,064人			84,760人	C	こども支援課
保育所等の待機児童数	5人	5人	8人	22人			0人	C	保育課
アシタエールの支援に対する満足度（対象：通所利用時の保護者）	94%	96%	96.6%	98%			100%	B	児童発達支援センター

第1章 基本政策① みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】													
第2節 高齢者福祉													
施策 No.2 高齢者福祉の充実										基本計画 掲載頁	62～63		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数				A	0	B	14	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	1	B	19	C	0
成果	市内の医療機関や介護事業所、高齢者相談センターなどの地域の関係機関等との連携により、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう支援に努めるとともに、老人福祉センターや高齢者いきいき広場の運営、地域活動の周知などにより高齢者の社会参加や介護予防の促進を図った。 また、第9期介護保険事業計画に基づき、介護サービスの充実と基盤整備に努めた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	施策展開については、おおむね現状どおり進めていくが、今後も要介護認定者数の増加が予想されるため、介護予防や健康づくりに関する取組をより一層進めていく必要がある。集会所等を会場とし、参加時間が短く負担の少ない介護予防教室を企画するなど、より気軽に参加できるような事業を検討していく。 また、高齢者福祉サービスを持続可能なものにしていくために、扶助費の額、利用者負担の導入、対象者要件等の様々な側面から、事業の在り方については継続的に検討していく。								
課題	高齢者福祉サービスについて、高齢者数の増加に伴い利用者の増加が見込まれることから持続可能なサービスとしていくための検討が必要である。 また、介護予防教室の会場や内容を再検討するなど、介護予防事業の実施形態を見直し、より多くの市民が参加して介護予防に関する情報に触れるきっかけを作る必要がある。												

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 地域包括ケアシステムの充実・推進と高齢者の権利擁護の推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	B	・支援が必要な高齢者に対し、高齢者相談センターや居宅介護支援事業所等との連携を中心に、状況に応じて民生委員、医療機関等とも連携してサービス利用への支援や見守り体制を構築することで、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう地域や関係機関の連携強化に取り組んだ。	長寿はつらつ課
	B	・市内 8 か所の高齢者相談センターにおいて総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の各業務を実施するとともに、地域包括ケアシステムの体制作りを推進することができた。 ・高齢者相談センターでは、軽微な内容から緊急対応が必要な内容まで、多くの相談を受理し対応している。 ・高齢者相談センター利用件数については、令和 5 年度から軽微な相談を計上しないこととしたほか、相談員の相談能力がさらに向上したことにより、スムーズに適切な支援につなぐことができたため、年々、相談件数が減少したと考えられる。しかしながら、令和 7 年度については、若干の増加があり、高齢者相談センターが相談先機関としての認識が市民にさらに広がってきていると思われる。 ・今後も高齢者相談センターをより多くの市民に知ってもらえるように出前介護相談の実施や広報等での周知に力を入れていく。	介護保険課
2	B	・市内医療機関・介護事業所及び朝霞地区 4 市などとの間で意見交換し、医療と介護の円滑な情報連携推進のための仕組みづくりを構築するための「朝霞地区医療・介護連携お助けガイド」の活用促進のため、更新作業を朝霞地区医師会地域包括ケア支援室と協力し実施した。 ・朝霞地区 4 市に共通する課題については、高齢者相談センター及び各事業所の協力を得るとともに、地域包括ケア支援室における相談業務からの情報を活用し、課題抽出を行った。今後も引き続き、関係機関との連携のもと課題の把握及び整理を進め、在宅医療と介護の連携体制の整備に努めていく。	介護保険課
3	B	・地域共生のまちづくりのため、認知症カフェを市内 7 か所で各場所にて毎月 1 回実施した。 ・認知症への理解促進のための認知症サポーター養成講座を 1 9 回実施し、認知症サポーターを 7 8 2 人養成した。 ・認知症になっても住み慣れた地域で住み続けられるために、在宅介護を支援するための介護教室を 2 回実施し、地域の見守り体制の構築のための模擬訓練を 8 回実施した。	介護保険課
4	B	・高齢者相談センターや居宅介護支援事業所等と連携して高齢者支援を行い、権利擁護のための制度利用が必要と思われる高齢者に日常生活自立支援事業や成年後見制度の案内及び周知を積極的に行った。 ・高齢者虐待防止や早期発見のため、高齢者虐待防止ネットワーク研修会を開催し、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、在宅介護サービス事業所、高齢者相談センター職員、庁内福祉部局職員が参加した。	長寿はつらつ課
	B	・成年後見制度に関し、市内法人後見団体及び専門職員（弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士）が参加する地域連携ネットワーク会議を 1 回開催した。これにより、新座市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況評価及び中核機関（成年後見制度推進室）の現状に関して情報共有、意見交換を行った。 ・今後も中核機関に求められる利用促進機能、後見人支援機能等の整備に向けた検討を進めるとともにより一層の制度周知を推進していく必要がある。 ・令和 7 年度は出前講座を 1 回実施した。今後も真に制度を必要とする市民への周知が図れるよう継続して取り組んでいく。 ・成年後見制度利用件数目標値 3 4 5 件に対し、令和 7 年度は 2 3 5 件であり、目標値を下回っている。現在の広報や H P による周知方法では、制度を必要とする市民に知られていない可能性があるため、新たな周知方法を検討する。 ・中核機関は、地域での幅広いネットワークなど福祉専門組織としての強みを持つ社会福祉協議会への委託も含めて検討していく。 ・後見人等の受任先の対象として市内で先駆的に法人後見団体として取り組んでいる新座市シルバー人材センターとの連携を検討する。 ・高齢者相談センター、居宅介護支援事業所、特定相談支援事業所等の福祉サービス事業所に対し、成年後見制度に係るチラシやリーフレットを配布し、改めて制度の周知に努めた。	成年後見制度推進室
(2) 高齢者の社会参加と健康づくりの推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	B	・運営費の一部について助成を行うことで、高齢者に働きがいと生きがいを与えるとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することができた。	長寿はつらつ課
6	B	・高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、老人福祉センターを 3 か所、高齢者いきいき広場を 5 か所設置し、高齢者の健康増進やレクリエーションを通じた仲間づくりの場を提供した。 ・高齢者の仲間同士がクラブ活動を通じて生きがいと健康づくりを推進するため、老人クラブ連合会主催の各種事業の企画・実施等の支援を行った。	長寿はつらつ課
7	B	・介護予防の取組や指定する施設でのボランティアを行ってポイントを集め、集めたポイントを記念品と交換できる健康長寿ポイント事業等を利用して対象事業への参加を促し、社会参加に取り組むきっかけづくりを行った。 ・介護予防ボランティアであるにぎざの元気推進員養成講座等を行い、自主的に地域で活動できる人材を養成した。	介護保険課
8	B	・介護予防教室や介護予防講演会などの実施や介護予防普及啓発冊子等の配布により、フレイル予防についての周知を行った。また、自宅でも実施できるトレーニング方法について市ホームページへの動画掲載や、冊子の配布等により、個人でも健康づくりに取り組めるよう、適宜周知を行った。 ・参加者がより参加しやすいよう介護予防教室の実施形態を工夫し、より自宅に近い集会所等で参集型のミニ介護予防教室を新設したり、事業内容についてもプロポーザル方式で業者選定を行って内容をより充実させたことにより、新規参加者の獲得につながった。 ・介護予防に取り組む高齢者が増加することにより、要介護認定率上昇の抑制が期待できるが、すぐに効果が現れるものではない。今後も引き続き介護予防の取組を充実させていく。	介護保険課
9	B	・後期高齢者に対し健康診査と人間ドック受診費用の助成を行った。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業において、生活習慣病予防等の講話を行い、高齢者の健康の保持増進等の意識の醸成を図った。 ・高齢者の疾病予防、早期発見、健康の保持増進を図るため、健康診査及び人間ドックの受診率向上に引き続き努めていく。	長寿はつらつ課

第 5 次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート（対象：令和 7 年度実績）

(3) 介護サービスの充実と基盤の整備		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
10	介護保険事業計画に基づき、支援や介護を必要とする高齢者が安心して暮らしていくことができるよう、引き続き介護サービス基盤の整備や介護サービスの充実を図ります。	B	・令和5年度に、令和6年度から8年度までを期間とする第9期新座市介護保険事業計画を策定した。 ・計画に基づき、各事業を実施した。 ・整備目標を示した定期巡回・随時対応型訪問介護看護については令和7年4月に開設した。 ・未整備の（看護）小規模多機能型居宅介護介護については引き続き公募を実施した。	介護保険課
11	ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者に対するサービス充実のため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスの充実に努めます。	B	・令和7年度は、昨年度地域密着型サービス事業者の公募で応募があった定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を行い、開設した。 ・令和7年度に地域密着型サービス事業者の公募を2回実施したが、（看護）小規模多機能型居宅介護の応募はなかった。引続き、令和8年度も公募を実施していく。	介護保険課
12	介護老人福祉施設や介護老人保健施設を運営する事業者に対して支援を進めます。	B	・市内の介護保険事業所等を対象に、介護現場における生産性向上研修を実施した。 ・制度改正やサービスについての情報提供を行うとともに、国や県で実施している介護人材の確保等の支援事業について周知し、活用の促進を図った。 ・市の独自政策として、介護サービスに従事する方の人材の確保及び支援を目的とした新座市介護資格等取得費補助事業を実施した。	介護保険課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
老人福祉センター利用者数	74,885人	115,453人	118,957人	124,478人			104,363人	A	長寿はつらつ課
要介護認定率	13.20%	13.96%	14.70%	15.11%			13.20%	C	介護保険課
高齢者相談センター（地域包括支援センター）利用件数	16,245件	15,154件	14,006件	14,415件			23,800件	C	介護保険課
成年後見制度利用件数	245件	237件	229件	235件			345件	C	成年後見制度推進室

第1章 基本政策① みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】											
第3節 障がい者福祉											
施策 No.3 障がい者福祉の充実										基本計画掲載頁	64～65
総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	I：現状のまま継続	施策展開の評価数	A	0	B	15	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	12	C	0	
成果	新座市基幹相談支援センターの機能の充実に努め、新座市地域自立支援協議会と連携し、相談支援体制やサービスの質の充実を図った。共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所が増加し、福祉サービス推進のための環境の充実に取り組むことができた。 また、ハローワーク朝霞や4市の就労支援センター等との連携や登録者の定着訪問を行い、職場での定着に向けて支援を実施し、自立と社会参加の支援に取り組むことができた。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	施策展開については、現状どおり進めていく。 また、障がい福祉サービス事業所の整備など需要を注視しながら、引き続き福祉サービス推進のための環境の充実に努めていく。						
課題	これまで増加がみられなかった日中活動系サービス事業所が増加したことで、需要に対し、一定の対応ができると思われるものの、引き続き、障がい福祉サービスの需要を的確に把握しながら、事業者から開設の相談があった際には適宜対応を行っていく。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) ころのバリアフリー化の推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 市民一人一人の障がいに対する理解と認識を深めるため、学校や職場、地域社会など、様々な場における啓発活動や障がい当事者及び関係機関等が行う福祉教育の充実に努めます。また、障がいの有無にかかわらず、地域で支え合うことができるよう、地域における様々な団体等と連携した啓発活動に努めます。	B	・市ホームページ及び市広報において、障がい者福祉制度に関連する普及・啓発記事を掲載した。 ・市広報12月号で、障がい者週間に合わせた特集記事を掲載した。 ・福祉教育を実施し、主に小学校を中心に福祉体験学習を実施することができ、障がい当事者の講話や体験を通して障がい者理解を深めることができた。 ・令和6年度に作成した「共に暮らすための新座市障がい者基本条例啓発パンフレット」について、市ホームページへの掲載、公共施設への設置、市内事業者や関係機関等への配布を行った。また、本パンフレットは市内小中学校における総合的な学習の時間の教材等として活用された。	障がい者福祉課
2 障がい者のスポーツ・文化活動の重要性を踏まえ、機会の充実を図るとともに、参加の拡大に向けて広く周知します。これらの機会を通じて、障がい者同士、障がいのある人となない人が互いに理解を深めていくことができるよう、交流活動の充実に努めます。	B	・引き続き、埼玉県障害者スポーツ協会などから、彩の国ふれあいピックを始めとした障がい者のスポーツ活動の案内があった際には、参加対象者が通所する市内障がい福祉事業所及び計画相談支援事業所に内容を案内し、スポーツや文化活動の情報の周知に努めた。	障がい者福祉課
3 発達障がいの早期発見と早期療育に努め、保護者や保育士、教職員、支援員等の障がいに対する理解や意識の向上を図ります。また、保護者に対し、様々な教育の場を選択するための情報を提供します。	B	・新座市地域自立支援協議会子ども部会において、児童発達支援センターとの共催で支援員対象の研修会を開催し、発達障がいの早期療育を含む障がいに対する理解や意識の向上を図り、教職員に対しては、市内小中学校の校長会において保育所等訪問支援について説明し、障がい児支援に対する理解や意識の向上を図った。 ・子ども部会において就学前相談の内容と流れを共有し、障がい児通所支援を利用する保護者に対する様々な教育の場を選択するための情報提供を間接的に行うことができた。	障がい者福祉課
(2) 生活環境のバリアフリー化の推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
4 平常時の利用だけでなく、災害時や緊急時にも対応できるよう、誰もが利用しやすい公共施設の整備や移動手段のバリアフリー化を進めます。	B	・引き続き、道路・建物等のバリアフリー化を促進するとともに、新たな公共施設の整備に当たってはユニバーサルデザインを取り入れ、環境整備を推進する。	障がい者福祉課
(3) 福祉サービス推進のための環境の充実	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5 障がい者やその家族のニーズに対応した適切なサービスを提供できるよう、相談機能、情報提供機能の充実に努めます。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターの機能の充実を図るとともに、その周知に努めます。	B	・新座市地域自立支援協議会相談支援部会における事例検討会や、新座市基幹相談支援センターによる指定特定相談支援事業所を対象とした勉強会等の場の提供や助言、指導を行うことで、指定特定相談支援事業所の相談機能、情報提供機能の充実に努めるとともに、基幹相談支援センターの機能の充実を図った。	障がい者福祉課
6 充実した福祉サービスが提供できるよう、相談支援事業所と連携し、相談支援やサービスの質の向上を図ります。	B	・新座市地域自立支援協議会相談支援部会や新座市基幹相談支援センターと連携し、意見交換や権利擁護に係る研修を開催することで、相談支援やサービスの質の向上を図った。	障がい者福祉課
7 障がい者の地域における日中活動や生活の場として障がい福祉サービス事業所等の充実を図ります。	B	・令和7年度はグループホームである共同生活援助事業所は5事業所増加し、障がい者が日中に通所する就労継続支援事業所は3事業所増加した。引き続き、事業者から開設の相談があった際には適宜対応を行っていく。	障がい者福祉課
8 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を地域全体で支えるため、地域生活支援拠点等の整備を図ります。	B	・地域生活支援拠点等事業所として、8か所の事業所の登録があった。 ・地域生活支援拠点等事業所としての登録を推進するため、新座市地域自立支援協議会の地域生活支援部会において、登録の意向のある事業所を集めた会議を2回開催した。	障がい者福祉課
(4) 自立と社会参加の支援	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
9 知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、不利益を受けずに日常生活を送ることができるよう、成年後見制度等の周知を図り、適切な制度利用につなげるとともに、障がい者本人の意思決定の尊重や権利擁護の推進に努めます。	B	・必要に応じて成年後見制度を案内し、制度の利用に向けての支援を行った。令和7年度は4名の市長申立てを行い、成年後見人等が選任された。	障がい者福祉課
10 障がいを理由とする差別解消の推進、社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供について、周知に努めます。	B	・出前講座の開講や初任者研修の実施、広報にいざに特集記事を掲載し周知に努めた。 ・国主催の事業者向け説明が開催される際は、事業者へ個別案内メールを送るなどした。	障がい者福祉課
11 障がい者自らが、その意欲と能力、適性に応じて職業生活を設計・選択できるよう、障がい者就労支援センターが様々な関係機関と連携し、職場での定着に向けて支援します。	B	・ハローワーク朝霞や4市の就労支援センター等と連携し、情報共有した。 ・登録者の定着訪問を行い、職場での定着に向けて支援を行った。	障がい者福祉課
12 障がい者福祉施設利用者の工賃向上のために、障がい者施設等からの物品等の調達を推進します。	B	・障がい者就労支援施設等からの物品等の優先調達推進方針を作成し、市による就労支援施設等への発注の拡大を図った。	障がい者福祉課
(5) 保健とリハビリテーションの充実	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
13 日常生活及び保育・教育の場において医療的ケアを必要とする子どもが適切な支援を受けることができるよう、地域生活支援の向上を図るための協議の場の充実を図ります。	B	・協議の場として新座市医療的ケア児支援事業検討会議を令和7年度は2回開催し、支援体制の充実に向け協議を行った。 ・医療的ケア児の支援をまとめたリーフレットの見直しをし、市ホームページに掲載した。	障がい者福祉課
14 障がい者がリハビリテーションや自立に向けた訓練を円滑に利用できるよう、情報収集や医療・保健・福祉・教育など関係機関との連携を進めます。	B	・新規開設事業所の情報を得た場合は、パンフレット等入手し情報収集及び情報提供に努めた。 ・新座市地域自立支援協議会の各専門部会の場を活用し、相談支援事業所等の関係機関との連携を進めた。	障がい者福祉課
(6) 生活向上のための経済的支援	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
15 障がい者やその家族の経済的負担を軽減するため、引き続き、福祉手当の支給や医療費の助成を行うとともに、制度の周知に努めます。	B	・福祉手当の支給や医療費助成、公共料金の減免等により、障がい者やその家族の経済的負担の軽減を図った。 ・障がい者手帳の取得時等に行う各種サービスの案内やHP等への掲載により、制度周知に努めた。	障がい者福祉課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点達成度	所管課
基幹相談支援センター相談件数	2,479件	2,893件	3,648件	3,149件			3,222件	B	障がい者福祉課
就労定着支援の利用者数	27人	70人	70人	76人			51人	A	障がい者福祉課

第1章 基本政策❶ みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】													
第4節 生活困窮者支援													
施策 No.4 生活困窮者支援の充実										基本計画 掲載頁	66～67		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数				A	0	B	6	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	0	B	4	C	0
成果	令和7年度から自立相談支援事業等を新座市社会福祉協議会へ委託し、各支援事業の専門性を高め、提供できる支援メニューの充実を図ることにより、市民サービスへの向上へ繋げることができた。また、住居確保給付金支給事業と併せて、生活困窮者の自立に向けた包括的な相談・支援体制の整備に取り組むことができた。 加えて、生活保護世帯等の小学生及び中高生への学習支援を実施し、小学生に対しては学習支援に加え、生活習慣や育成環境の改善に取り組んだ。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	生活保護法、生活困窮者自立支援法、中国残留邦人等支援法に基づき、生活困窮者等の生活の安定と、自立に必要な支援を実施した。次年度以降も法で定められた基準において、支援を継続していく。また、自立相談支援事業等を引き続き新座市社会福祉協議会へ委託し、支援対象個々の状況に応じたプランを作成し、関係機関と連携して包括的な支援を実施していく。加えて令和8年度から居住支援事業を追加で委託し、住宅確保用配慮者の住まいの確保と、地域における自立した日常生活の継続を目的とし、相談者の状態に応じた居住に関する相談支援を行っていく。重ねて、委託後も市民が利用しやすい事業となるよう、委託後の事業内容、方法について検討していく。								
課題	複雑かつ多様化している生活困窮者の有する課題に対応していくため、引き続き相談・支援体制の充実を図っていく必要がある。												

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 相談体制の充実	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	B	・生活困窮者世帯の状況に応じて関係部署との連携を密にし、離職を余儀なくされた方などの生活、住宅及び就労等に係る総合相談窓口相談支援員を配置し、必要な支援を行った。 ・国や県が主催するケースワーカー及び相談支援員向けの研修に随時参加し、職員の育成・資質向上に努めた。	生活支援課
2	B	・生活困窮者世帯等に向けて、令和5年度から家計改善支援事業及び就労準備支援事業を開始しており、自立相談支援事業及び住居確保給付金支給事業と併せて、生活困窮者への包括的な相談・支援体制を整備した。	生活支援課
(2) 自立と生活の支援	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	B	・物価高騰等の影響により、生活が困窮している世帯等を対象とする相談支援を実施した。 ・令和7年度は384件の新規相談を実施した。 ・離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し住居確保給付金を支給し、令和7年度は延べ9件の支給を行った。	生活支援課
4	B	・被保護者に対し、最低限度の生活を保障するため、保護の適正実施を図り、生活保護制度に基づいた支援を実施した。 ・被保護者の経済的自立に向けて、就労支援の強化を図るとともに日常生活における自立支援の充実に努めた。 ・自立世帯数については、就労支援員2名による個別面談及び月1回の就労支援セミナーの開催に注力し、令和5年度から目標値8世帯を上回っている。	生活支援課
5	B	・生活保護世帯等の小学生及び中高生を対象に、進学や中退防止等を目的とした子どもの学習・生活支援事業（家庭訪問による養育相談、進路相談及び学習教室への勧誘、小学生学習教室、中学生学習教室の実施）を行った。 ・小学生教室は全82回（週2回）開催し、526人（延べ人数）が参加、家庭訪問は817回実施した。 ・中高生教室は全44回（週に1回）開催し、397人（延べ人数）が参加、家庭訪問は557回実施した。	生活支援課
6	B	・専任の支援相談員を1名配置し、中国残留邦人等支援給付制度に基づく支援を行った。 ・地域生活プログラム事業に係る交流事業として、ダンス教室及び料理教室を開催した。	生活支援課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
就労指導等により保護廃止となった世帯数（自立世帯数）	6世帯	12世帯	9世帯	10世帯			8世帯	A	生活支援課
就労支援により就労を開始した人の割合	24.40%	37.7%	38.90%	30.30%			33.00%	B	生活支援課

第5次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート（対象：令和7年度実績）

第1章 基本政策① みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】											
第5節 健康づくり・保健衛生											
施策 No.5 健康づくりの推進										基本計画 掲載頁	68～69
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数	A	0	B	3	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	0	C	0	
成果	健康教室や食育を通じ、市民の生活習慣病の予防と健康の保持増進を図ることができた。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	おおむね現状のまま継続していく。 健康教室については、カリキュラムや開催回数を見直し集客に努めるとともに、対象となる働き盛り世代及び子育て世代への健康づくりの推進について、より効率的な方法を模索していく。 健康づくり活動を行う団体については、引き続き、市HPでの周知や事業実施時及びにいがサカレレッジでのチラシ配布を行い、新規会員の獲得に努める。 いきいき新座21プランについては、計画の推進状況を毎年確認していく。						
課題	健康教室は平日開催のため、集客が課題となっている。 健康づくり活動を行う団体については、高齢化や活動人数の減少が課題となっている。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 健康づくりの推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	市民が健康に対する正しい知識を持ち、自ら積極的に身体及び心の健康づくりを実践していくことができるよう、健康教室の開催や、健康の保持増進及び生活習慣病に関する知識の普及啓発、情報提供を行います。	B	・働き盛り世代及び子育て世代を対象としたココカラダ・プログラム（各回のテーマに沿った体操と栄養講話）を年3回開催した。 ・成人向けに「腸内環境を整える生活習慣」をテーマとした食育講演会を年1回開催し、食生活を通じた健康づくりに関する知識の普及啓発を行った。 ・「今日から実践！～心に寄りそう声掛け・話の聴き方を学ぶ～」をテーマとしたゲートキーパー養成講座を市内在住、在勤者、近隣市町村在住者へ、年1回開催し、ホームページや広報を通じて健康に関する知識の普及啓発を行った。	保健センター
2	市民が食育活動を実践できるよう、地域、関係団体と連携し、食育を推進します。	B	・十文字学園女子大学との連携、；健康まつりにおいて十文字学園女子大学学生が作成した食生活改善に関するポスターを掲示した。 ・にいざ食育推進リーダーの活動支援：子ども向けの料理イベントを夏休み期間中及び健康まつりで開催し、新産産の野菜を使用するレシピの考案・試作を支援した。 ・農産物直売所の協力を得て直売所でのレシピの掲示及び配布を実施した。 ・食育紙芝居、パネルシアターの公演を健康まつりで実施した。	保健センター
3	市民の健康づくり活動を行う団体やグループの支援に努めます。	B	・食を通じての健康づくりを担っている新座市食生活改善推進員協議会の定例会開催及び市民向けの料理講習会実施にむけた支援を行った。 ・食育を推進する活動を実践しているにいざ食育推進リーダーの定例会開催及び子ども向け料理イベント実施に向けた支援を行った ・野菜レシピ試作及び農産物直売所でのレシピ掲示・配布に向けた支援を行った。 ・食育紙芝居・パネルシアター実施に向けた支援を行った。	保健センター

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

[illegible]

第1章 基本政策① みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】													
第5節 健康づくり・保健衛生													
施策 No.6 保健衛生の向上										基本計画 掲載頁	68～69		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数				A	0	B	7	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	0	B	8	C	0
成果	妊娠期から子育て期にかけて、専門的な相談支援を行うことができた。乳幼児の予防接種については、適切な時期に確実に接種を受けられるよう勧奨通知を行い、高い接種率を維持できた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	検診（健診）については、積極的に受診勧奨を行うなど、更なる受診率の向上を目指す。精神保健については、国や県の動向を注視しながら、精神保健に関する相談や自殺予防対策に関する事業を実施していく。 また、保健師等の確保を積極的に行うとともに、働きやすい職場環境づくりを推進し、保健センター機能の強化に努める。								
課題	検診（健診）の受診率は上昇したが、目標とする50%には至らなかった。また、市民のニーズに応えられる保健サービスを提供するため、専門性の高い人材の定着が課題となっている。												

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 保健予防の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	母子保健サービスにおいて、妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない支援体制を構築するとともに、乳幼児健康診査の未受診の把握や訪問等による相談支援の充実に努めます。	B	・妊娠届出時面談、赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査等の母子保健サービスにおいて、妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、乳幼児健康診査の未受診の把握や訪問等による相談支援も実施した。	保健センター
2	健康問題の複雑化に対応し、市民ニーズに応えられる保健サービスを提供するため、保健センターの機能強化を図るとともに、保健師などの専門性の高い人材の確保に努めます。	B	・退職等による保健師の減少が課題だが、採用試験の機会を増やすことで確保に努めた。	保健センター
3	市民のこころの健康づくりを推進するため、講演会・講座等の開催、相談事業、正しい知識の普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し、精神保健事業の充実を図ります。また、自殺対策計画に基づき、自殺予防対策事業について、効果的な事業の推進に努めます。	B	・心の健康づくりを推進するため、ゲートキーパー養成講座を実施し、訪問・面接・電話等の相談事業を通じて庁内や病院等の関係機関と連携しながら対応した。 ・自殺死亡率が目標値の達成には至らないものの、下降状況にある。自殺の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きているものであり、周囲の方の気づきや適切な相談につなぐ体制づくりが必要である。引き続き、自殺対策計画に位置付けた事業の進捗状況を評価し、自殺予防対策事業については内容を精査し、継続する。	保健センター
4	検（健）診・予防接種について、市民が受けやすい環境づくりを進め、疾病予防の強化を図ります。	B	・予防接種は計画通り実施できており、また、がん検診受診率はK P Iの目標値 5 0 %に達していないが、前年度に比べ概ね上昇していることから、評価をBとした。 ・予防接種について、医療機関との連携により、接種機会の確保に努めた。 ・また、疾病の発生及び蔓延防止と、市民の保健意識向上を図るため、適切な情報提供に努めた。 ・がん検診受診率について目標の 5 0 %を下回っており、がん検診を受診しない理由として「時間が無い」、「健康状態に自信がある」、「必要性を感じない」等が挙げられる。そのため、引き続き受診勧奨を行い、休日にも集団検診の機会を設ける。さらに、検診の重要性や正しい知識を浸透させていくため、健康まつり及び保健センター窓口にがん検診のパンフレットを設置及び配布し、引き続き受診率向上に努める。	保健センター
(2) 保健・医療の連携強化		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	関係機関との連携を図り、日常の医療体制のほか、救急医療体制の確保・充実を図ります。	B	・朝霞地区小児救急医療運営事業補助、朝霞地区病院群輪番制病院運営費補助及び朝霞地区小児救急医療寄附講座支援事業補助を病院及び大学に対して実施し、地域の救急医療体制の確保・充実に努めた。	保健センター
6	地域医療機関における看護師不足に対応するため、朝霞地区看護専門学校の運営について助成を行います。	B	・朝霞地区 4 市で朝霞地区看護専門学校の運営に対し補助を行い、地区内での人材育成・確保を支援した。	保健センター
(3) 感染予防対策の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
8	感染症の正しい知識の普及・啓発を図り、感染症の予防とまん延の防止に努めるとともに、関係機関や団体と連携し、疾病予防体制の整備を図ります。	B	・広報、ホームページ及びSNS等を用いて、感染症等に関する情報の発信に努めた。 ・朝霞地区医師会や市内医療機関、近隣他市と情報共有を行い、体制構築に努めた。	保健センター

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
がん検診受診率	胃がん 16. 9% 乳がん 21. 8% 子宮頸がん 18. 5% 大腸がん 20. 7% 肺がん 23. 6%	胃がん 19. 7% 乳がん 27. 5% 子宮頸がん 22. 3% 大腸がん 22. 7% 肺がん 25. 2%	胃がん 20. 8% 乳がん 28. 5% 子宮頸がん 23. 1% 大腸がん 23. 0% 肺がん 25. 7%	胃がん 21. 0% 乳がん 29. 0% 子宮頸がん 22. 8% 大腸がん 23. 5% 肺がん 26. 2%			50%	C	保健センター
母子健康手帳交付時の妊婦の状況 把握率	95%	99. 8%	99. 7%	99. 6%			100%	B	保健センター
自殺死亡率（人口 1 0 万人対）	15. 04	13. 88	15. 66	12. 02			11. 5	B	保健センター

第1章 基本政策① みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】												
第6節 国民健康保険・国民年金												
施策 No.7 国民健康保険の充実										基本計画 掲載頁	70～71	
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数	A	2	B	4	C	0		
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	5	C	0		
成果	国民健康保険の健全な運営、特に収納率の向上に取り組むことができた。 また、被保険者の健康づくりに向けて、生活習慣病の発症及び重症化の予 防に取り組むことができた。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	施策展開については、おおむね現状どおり進めていくが、より効果的な周 知方法を検討し、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の増加 に取り組んでいく。							
課題	施策展開に対して、K P I「特定健康診査の受診率／特定保健指導の利用 率」の達成状況は目標に対して遅れている。 特に、特定保健指導の利用率は計画策定時点における現状値から下回るも のであった。											

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

（1） 保険制度の健全な運営		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	保険者努力支援制度等に基づく歳入の確保に努め、被保険者の負担軽減を図ります。	A	・保険者努力支援制度（自治体が市民の健康づくりや医療費の節約にどれだけ取り組んだかを国が評価し、実績に応じて交付金を支給する制度）に積極的に取り組み、令和7年度は県内63市町村中5位（令和6年度は17位）と上位に位置付けており、その評価に基づく交付金による歳入を確保することで、市国保財政の安定化に努め、国民健康保険税負担を抑制し、被保険者の負担軽減を図った。	国保年金課
2	埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の適正な課税に努めるとともに、納税しやすい環境の整備を進め、収納率の向上を図ります。	A	・運営方針に基づき、令和9年度までの保険税水準の統一に向けて税率改定を実施している。納税課と連携し口座振替を推奨するなどして収納率の向上を図った。	国保年金課
3	県との連携を強化しながら、国民健康保険制度に係る補助金などの充実を国に働き掛けます。	B	・埼玉県と県内市町村が連携を図りながら、国民健康保険制度に係る補助金などの充実については、埼玉県が国民健康保険の財政運営の責任主体として国に要望した。	国保年金課
4	医療費通知の充実、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の普及啓発などにより医療費の適正化を推進し、歳出の削減に努めます。	B	・医療費通知の発送や、ジェネリック医薬品希望シールの配布等を実施し、歳出の削減に努めた。	国保年金課
（2） 健康増進活動の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	生活習慣病の予防のため、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の向上に努めるとともに、被保険者が受診しやすい環境づくりを進めます。また、生活習慣病の重症化や合併症への進行を予防する取組を推進します。	B	・特定健康診査、特定保健指導及び生活習慣病重症化予防対策事業等を実施し、被保険者の生活習慣病の予防及び生活習慣病の重症化の予防に努めた。 ・特定健康診査及び特定保健指導については特定健康診査等実施計画に基づき実施したが、受診率・利用率は目標値には及ばなかった。引き続き、SMSやタイプ別の勧奨通知を活用した受診勧奨、手軽にできるICT面接を取り入れた保健指導などの対策を行い、受診率及び利用率の向上に努めていく。	国保年金課
6	被保険者の健康の保持・増進のため、特定健康診査の結果や医療情報等を分析して策定する保健事業計画（データヘルス計画）に基づき、地域の健康課題解決に向けた取組を推進します。	B	・特定健康診査の結果や医療情報等を分析し策定した第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき特定健康診査、特定保健指導及び生活習慣病重症化予防対策事業などの保健事業を実施し、被保険者の健康の保持・増進に努めた。	国保年金課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
特定健康診査の受診率／特定保健指導の利用率 ※	36.6％／28.4％	42.4％／21.4％	43.9％／17.1％	43.4％／20.2％			55％／48％	C	国保年金課
国民健康保険税収納率	80.10%	87.60%	90.10%	91.23%			87.80%	A	納税課

※毎年翌年の11月に法定報告が出て数値が確定するため、令和7年度は4月末の暫定値である。また、令和6年度の数値を前回評価時に入力した暫定値から確定値に修正した。

第5次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート（対象：令和7年度実績）

第1章 基本政策① みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】											
第6節 国民健康保険・国民年金											
施策 No.8 国民年金制度の推進										基本計画 掲載頁	58～60
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数	A	1	B	1	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	1	C	0	
成果	ホームページ、広報等を通じて国民年金制度の情報提供や周知を行ったほか、窓口での年金相談を実施し、年金制度の理解の促進に努めた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	施策展開については、おおむね現状どおり進めていく。 情報提供や相談体制の充実により、未加入者や未納者の解消に取り組んでいく。						
課題	引き続き、年金制度に関する理解の促進及び無年金・低年金の解消を図っていく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 制度の周知		評価	主な取組実績・評価理由(※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載)	所管課
1	未加入者の解消に向け、国民年金制度の意義や仕組みなどに関する理解を促進します。	A	・被保険者資格や納付状況に応じた届出勧奨や納付勧奨を行い、保険料納付率向上に貢献したことが国に評価された。 ・窓口での手続等の際に周知するとともに、広報にいざに定期的に関連記事を掲載した。 ・ホームページを通じて情報を提供し、年金制度の理解促進に努めた。	国保年金課
(2) 相談業務の充実		評価	主な取組実績・評価理由(※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載)	所管課
2	国との連携を強化しながら、年金相談体制の充実を図ります。	B	・日本年金機構から貸与を受けている社会保険オンライン端末を活用しながら、窓口での年金相談を随時実施した。	国保年金課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

[illegible]

第1章 基本政策① みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】												
第7節 地域福祉												
施策 No.9 地域福祉の充実										基本計画 掲載頁	72～73	
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	0	B	6	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	6	C	0	
成果	地域福祉に係る団体の活動等の周知・啓発や福祉フェスティバルの開催を通じて、相談体制・情報提供機能の充実に取り組むことができた。 また、社会福祉協議会と連携して生活支援体制整備事業を推進することで、地域福祉ネットワークづくりに取り組むことができた。 地域福祉活動の拠点整備については、高齢者いきいき広場、福祉の里及び公民館を活用し、推進することができた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	施策展開については、現状どおり進める。 特に、新たに実施する重層的支援体制整備事業を踏まえた体制を整える。 さらに、地域福祉活動の拠点の充実を図るとともに、地域福祉ネットワークづくりを進めるため地域住民や社会福祉協議会との連携を強化していく。							
課題	地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で対応が困難なケースが顕在化しており、地域と連携した包括的な相談支援体制の構築に向けて検討が必要である。											

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 相談体制・情報提供機能の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	【福祉相談室】 複雑・多様な社会保障制度や福祉サービスを市民が適切に利用できるよう、制度の狭間にある課題や複合的な課題を抱えた人に対して、関係機関と連携し、福祉に関する総合的な相談支援体制の整備を図るとともに、地域資源の把握に努め、地域の中で気軽に利用できる相談体制の確立を目指します。 【配偶者暴力相談支援センター】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センターを設置し、継続的な相談や複数の手続の一元化、一時保護の同行支援等被害者の立場に立ったワンストップ支援を行います。	B	【福祉相談室】 ・前年度に比べて相談件数は116件減少した。複合的な課題を抱えながらも、適切な窓口になかなかつながらず、本課で相談対応をしていた相談者が、適切な窓口につながり、福祉相談室へ相談する必要性がなくなったケースが複数あることが要因と考えられる。 ・令和8年度から重層的支援体制整備事業（※）を実施するため、アウトリーチや多機関協働によって、より充実した支援を行う相談体制の確立を目指し、関係会議の設置やマニュアルの整備を行った。 ※重層的支援体制整備事業とは、複雑・多様化した生活上の課題を解決するため、高齢、障がい、子どもといった福祉分野の既存の制度を生かしながら、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。 【配偶者暴力相談支援センター】 ・DVに関する相談件数は前年度に比べて42件減少したが、緊急一時保護及び一時保護については、前年度と同様に合計5件、医療機関からの通報も1件あり、高い水準で推移している。新規相談については、前年度から19件増加した。 ・緊急避難等支援事業による一時保護は事業開始後今回が初めてだったが、協定先のホテルとの調整も滞りなく行い、被害者の安全を確保することができた。 ・住基システムにDVフラグを立てる権限が付与され、住民票を異動せずに避難している被害者の居所に関する情報の漏洩防止に向けて、なお一層全庁的に取り組むことができるようになった。 ・警察と連携する機会も増加したため、今後も関係機関と連携をしながら被害者支援を行っていく。	福祉政策課
2	地域福祉活動への関心と意欲を高めることができるよう、あらゆる媒体を活用し、コミュニティ情報や地域福祉情報の提供の充実を図ります。	B	・市ホームページや広報等で地域福祉に係る団体の活動等の周知・啓発を行った。 ・福祉フェスティバル等の機会を活用し、市民に対し啓発リーフレット・グッズ等の配布を行った。	福祉政策課
(2) 地域福祉ネットワークづくり		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	福祉団体の活動の発表の場を設け、幅広い年代に対する福祉意識の啓発に努めるとともに、福祉団体の自立と社会参加を促進し、連携を強化します。	B	・福祉団体やボランティア団体等による実行委員会を組織し、新座市福祉フェスティバルを開催し、活動発表の機会の提供を行うとともに、参加者に対する福祉意識の啓発を図った。	福祉政策課
4	福祉団体、福祉施設や事業所、市内にある各大学や教育機関などの様々な主体による活動をいかし、連携して地域福祉活動に取り組むことができるよう、地域福祉ネットワークづくりを進めます。	B	・市内の6圏域ごとに福祉団体や地域住民で組織され、支え合いのできる地域づくりを進めている地域福祉推進協議会を所管する社会福祉協議会に対して補助等を行った。 ・地域福祉の拠点の整備について、高齢者いきいき広場の運営を社会福祉協議会に委託するとともに、地域福祉の拠点として活用できるよう社会福祉協議会と協議を行いながら、高齢者いきいき広場におけるイベント等を実施した。 ・高齢者いきいき広場がない地域福祉圏域においても、公共施設を活用し、地域における相談窓口の開設等を行った。	福祉政策課
5	社会福祉協議会との更なる連携強化に努め、市全域及び各地域福祉圏域で取り組む課題を協議しながら生活支援体制の整備を進めます。	B	・生活支援体制整備事業とは、社会福祉法及び介護保険法に基づき、地域における生活支援体制の整備を推進するため、地域の高齢者等支援ニーズ及び地域資源の把握等の業務・取組を総合的に実施する生活支援コーディネーターを地域の実情に応じて配置するものである。 ・効率的な地域福祉の推進のため、生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託するとともに、生活支援コーディネーターを9人配置し、地域住民による協議体を開催し、地域の支え合いづくりを推進した。また、生活支援コーディネーターが地域と関わる機会の増加を図る等、事業の体制強化を進めた。	福祉政策課
(3) 地域で支え合える人材の育成と活動支援		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
6	地域で支え合える人材の育成に努めるとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティアなどによる活動を支援します。	B	・地域福祉に関する団体等に対し、事業実施に当たっての助言や書類作成等の支援、団体運営に係る補助金の交付を行った。 ・社会福祉協議会が実施する地域支え合いボランティア事業について、事業の補助や周知の協力等を行った。	福祉政策課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
福祉に関する困りごとの解決に向けた対応をした割合	—	100%	100%	100%			100%	B	福祉政策課
地域福祉活動の拠点の整備	—	0地区	6地区	6地区			6地区 (各地域福祉圏域に1か所)	B	福祉政策課

第 2 章 基本政策② 生きる力と生きがいを育むまち【教育文化】

第 1 節 就学前教育

施策 No.10 就学前教育の充実										基本計画掲載頁	76～77	
総合評価	C：進捗が遅れた	今後の方向性	Ⅱ：一部見直し等の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	1	C	2	
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	0	C	0	
成果	幼保小の子どもたちの交流活動において、情緒面での成長が見られたほか、職員交流では、情報共有だけでなく互いの教育活動への理解を深めることができた。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	今後も引き続き、就学前教育の充実を図るため、幼保小の交流事業を推進していく。ただし、令和7年度において、当該施策に係る新たな事業縮小はないが、これまでの見直しにより既に2つの事業が廃止となっており、一定の縮減が生じていることを踏まえ、総合的に判断して総合評価をCとしている。 また、来年度入学を迎える子どもがいる家庭を対象とした入学説明会において、地域の幼保との連携を取り合い、各小学校で就学前の子どもに対する教育について情報提供を行う。							
課題	就学前の子どもに対する家庭や地域での教育について、講座の開催以外での事業の実施が課題となっている。											

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 家庭や地域における教育のための学習機会の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	就学前の子どもを持つ保護者を対象として、子育て講座を実施し、家庭における教育力の向上を促します。	C	・コロナ禍を経て就学前健康診断や入学説明会の実施方法が変更されたため、保護者に対して子育て講座を行う機会を作ることが難しい状況にある。小学校にアンケートを実施したところ、講座の時間を確保できないという意見が多数あったため、子育て講座の代替として入学説明会の際に子育てに関するリーフレットを配布した。	こども支援課
2	これから親になる世代や、子どもを見守ることが期待される世代に対して、家庭と地域における教育の大切さの啓発に努めます。	C	・子育て講座 C（中学生と地域子育て支援センターの子どもたちとの交流）は、中学校家庭科の授業のための事業となっていたことから、こども支援課としては令和 5 年度に事業を廃止した。今後は、教育委員会事務局でこの事業実施を検討していくこととなっている。 【教育現場における状況】 「家庭と地域における教育の大切さ」については、中学校家庭科の学習に幼児教育の項目があり学校が工夫して学びの機会を作っている。家庭科の現在使用している教科書に、地域の支援について取り上げられている箇所があることや、幼・保・小の連携が重要とされていることから、今後、学校から要望があった場合は、必要に応じて庁内の部署に協力を呼び掛ける。	こども支援課
(2) 認定こども園・幼稚園・保育園・小学校の連携の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、保育士や教職員が双方の教育の理解を深める取組を推進するとともに、園児と児童が交流する場づくりを推進し、認定こども園・幼稚園・保育園・小学校の連携の充実を図ります。	B	・令和 7 年度は年 2 回の幼保小推進協議会を開催することができ、情報交換を軸とした共通認識による一体的な教育を実践することができた。 ・小学生と園児が交流する機会を全ての小学校ブロックで実施することもでき、園児にとっては小学校に対する安心感、小学生にとっては年下を思いやる優しい心を育成することができた。	教育支援課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
子育てに関する講座への参加率	100%	0%	0%	0%			100%	C	こども支援課
幼児・児童交流会への参加している幼稚園、保育園の割合	65. 30%	100%	100%	100%			80%	A	教育支援課

第2章 基本政策② 生きる力と生きがいを育むまち【教育文化】													
第2節 学校教育													
施策 No.11 教育内容の充実										基本計画 掲載頁	78～81		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数				A	1	B	9	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	1	B	12	C	0
成果	特別支援学級を市内全小・中学校に設置したほか、通級指導教室を4校増設し、特別支援教育の充実に寄与した。 また、スクールソーシャルワーカーや相談員を設置し、児童生徒の相談支援を強化した。 学力の育成においては、学力状況調査の結果やプログラミング教材の活用等により、多様なカリキュラムによる授業改善を実施した。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	引き続き、学力の向上及び児童生徒の心身の健やかな発達のため、授業内容の見直し、人材及びICT教材の活用、並びに体験活動等による多様な教育機会の創出に注力する。 また、特別な支援や個別の相談支援等を必要とする児童生徒について、多様化するニーズを見極め、適切に対応していく。								
課題	児童生徒の悩みや不安の相談、不登校の割合は増加傾向にあり、相談員の人員配置等の見直しによる支援体制の強化が必要である。 学力の育成については、県学力・学習状況調査における、学力レベルを伸ばした児童生徒の割合及び学力の伸び率はいずれも低下しているため、引き続き授業改善等の検討が必要である。												

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 確かな学力の育成		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	児童生徒の基礎学力の定着を図るため、個に応じたきめ細かな指導体制を充実させるとともに、学力向上と正の相関がある非認知能力を高めます。また、自ら学び、自ら考え、課題を解決する力を育成するために、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業を推進します。	B	・県学力状況調査の結果をもとに、各学校での成果と課題を把握し、具体的な学力向上プランを作成した。 ・調査結果のデータの活用の仕方等の研修も行うことで、授業改善にも取り組んだ。課題解決学習や、主体的・対話的で深い学びに向かう授業の推進は、学校訪問等でも県や市の方針を伝え、それに基づいた指導や提案をする等して授業改善に取り組んだ。	教育支援課
2	児童生徒一人一人が学力の伸びを実感し、学ぶ楽しさを味わうことで、児童生徒の健やかな心や、主体的に学習に向かう態度を育みます。	B	・上記の取組や、各学校の特徴をいかした授業改善、人材活用、ICT活用等の様々な教育活動により、各学校で個別最適な学び、協働的な学びの実現化に取り組んだ。	教育支援課
3	Society5.0の進展に対応できる児童生徒を育成するため、外国語教育やプログラミング教育などを推進します。	B	・プログラミング教育の促進として、各学校にプログラミング教材を購入し、様々な分野においてAIやデータの力を最大限活用し展開できる人材を育成した。 ・外国語活動・外国語科教育では、小学校英語講師や英語指導助手、デジタル教科書等を活用することで、児童生徒の学びを広げた。 ・コミュニケーション能力を重視した授業を様々な教科でも推奨し、グローバルな視点を持てる児童生徒の育成に取り組んだ。 ・課題解決型のカリキュラムを各学校で取り組んだ。	教育支援課
(2) 豊かな心の育成		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
4	児童生徒が自立心を持ち、人権の尊重や思いやりなどの豊かな心を身に付け、実践力を育む道徳教育の充実を図るとともに、職場体験や福祉体験、ボランティア活動などを推進します。また、読書活動を推進し、豊かな心を育成します。	B	・十文字学園女子大学の浅見哲也教授を講師として招いた道徳研修会を実施したり、人権教室の実施及び人権作文や人権標語等の児童生徒の人権感覚を養うための学習活動を実施したりすることができた。 ・各体験活動は各学校の教育課程に適切に位置づけられていた。 ・読書活動については、司書教諭等が中心となって一斉読書や読み聞かせ等を通して読書活動を推進することができた。	教育支援課
5	児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の悩みや不安に対する相談支援体制の充実に努めるとともに、いじめや虐待、不登校などの未然防止、早期発見、早期解決のための体制を整えます。	B	・不登校の未然防止や早期発見、早期解決に繋げたり、家族を含めたケアを進めたりするために、スクールソーシャルワーカーや相談員を配置している。 ・不登校の要因は年々多様化、複雑化してきている。そのため、対象児童生徒に係る対応時間や対応回数 は、増加しており、スクールソーシャルワーカー1人当たりの負担も増加している。配置の効果を高めるためには更なる人員配置等の環境整備が必要であると考えている。 ・令和7年度5月より、教育支援ルーム「ふれあいルーム」、「とことこプラスのへや」に加え、道場集会所において教育支援ルーム「ムササビルーム」を設置した。また、校内に支援ルームを設置し、児童生徒の居場所づくりを進めている学校が増えている（小学校10校、中学校5校）。小学校には支援ルーム専門の人員を3名配置しているが、中学校は教員が対応しているため、持続可能性を高めるためにも人員配置を進めていきたい。	教育相談センター
(3) 健やかな体の育成		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
6	児童生徒の体力向上に向けて、自己の体力の伸びを実感させるとともに、運動の楽しさや喜びを実感できる児童生徒を育てることができるような授業や体育的活動の充実を図ります。	B	・体力向上推進委員会で市内小・中学校の児童生徒の体力の課題点を明確にし、授業研究部、調査部、健康部で現状を分析しながら課題解決に向けて取り組むことができた。 ・例年実施している新体力テストでは埼玉県の新体力プロフィールシートを活用するとともに、前年度の体力と比較しながら自己の分析し、体力の向上を図った。 ・小学校体育連盟、中学校体育連盟ともに県の研修会等に代表者が参加し、その内容を市内に伝達した。	教育支援課
7	時代に応じて新たに直面する健康課題に対して情報を収集し、家庭・地域と連携しながら生活習慣の改善も含めた取組を推進します。	B	・学校保健安全法に基づいて実施した児童生徒の定期健診の結果をもとに、養護教諭を通じて児童・生徒の健康上に必要な勧告・健康保持増進のための助言を保護者に行い、医療機関の受診を促す等の適切な対応をとることにより児童・生徒の健康管理に努めた。 ・KPI「規則正しく健康的な生活を送っている児童生徒の割合：朝食を食べる（全国学調）」がC評価となったことについては、規則正しい生活習慣の重要性を、保健体育の授業や日々の生活指導で取り上げる等をしたものの、全国学力・学習状況調査の結果、目標値には到達できなかったことからC評価とした。	学務課
(4) 特別支援教育の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
8	障がいのある児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うため、家庭と学校で連携して個々の教育的ニーズを把握するとともに、教員の専門性の向上と支援体制の充実を図ります。	B	・埼玉県教育委員会に加配を申請し、承認された教職員を任用した。 ・各学校に配置された教職員は、学校長の運営管理の下、専門的な知識に基づき、障がいのある児童・生徒一人一人に応じた支援を行うことができた。	学務課
		B	・特別な支援を必要とする児童生徒については、個別的教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、支援の充実を図った。 ・障がいの特性や効果的な支援についての理解が深まるよう教員や支援員などに向けた研修を行い、専門性を高めた。	教育相談センター
9	障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現のため、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」による支援の充実を図り、交流及び共同学習を効果的に進めます。	A	・市内全小・中学校に特別支援学級を設置。インクルーシブ教育の理念に則り、児童生徒及び保護者に寄り添った就学相談を実施した結果、令和7年度は通級指導教室を4校増設することができた。中学校の通級は巡回指導を行い、より多くの生徒が利用できる環境を整えた。（小学校難聴・言語障がい通級指導教室2校、発達・情緒障がい通級指導教室5校） ・交流及び共同学習については、対象となる児童生徒の日課表に位置づけ、計画的に行った。	教育相談センター

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
主体的・対話的で深い学びの実施	小5 4.0p、小6 4.0p 中1 4.0p、中2 3.8p 中3 3.8p	小5 3.8p、小6 3.8p 中1 4.0p、中2 3.8p 中3 3.8	小5 3.8p、小6 3.8p 中1 3.9p、中2 3.7p 中3 3.8	小5 4.2p 小6 4.1p 中1 4.1p 中2 3.9p 中3 4.0p			平均4.1pまで上げる	B	教育支援課
県学力・学習状況調査における、 学力レベルを伸ばした児童生徒の割合と学力の伸び率	《小学校》 5年 76.1 2.6 6年 74.8 2.2 《中学校》 1年 70.6 2.0 2年 57.0 1.0 3年 67.6 2.0	《小学校》 5年 59.9 1.2 6年 76.8 2.4 《中学校》 1年 63.7 1.5 2年 49.5 0.6 3年 50.9 0.5	《小学校》 5年 75.5 3.0 6年 57.5 1.0 《中学校》 1年 61.8 1.0 2年 44.7 0.0 3年 73.0 3.0	《小学校》 5年 80.2 3.0 6年 66.3 1.0 《中学校》 1年 85.4 3.0 2年 61.3 1.0 3年 79.1 3.0			《小学校》 平均80%の児童を伸ばしかつ学力レベルを平均2.6に上げる 《中学校》 平均70%の生徒を伸ばしかつ学力レベルを平均2.0に上げる	B	教育支援課
不登校の割合	小学校 1.19% 中学校 4.98%	小学校 2.19% 中学校 5.75%	小学校 1.93% 中学校 5.62%	小学校 2.61% 中学校 5.20%			小学校 1%未満 中学校 4%未満	C	教育相談センター
規則正しく健康的な生活を送っている児童生徒の割合：朝食を食べる（全国学調）	小学校 88.5% 中学校 79.7%	小学校 93.1% 中学校 90.6%	小学校 93.4% 中学校 91.2%	小学校 80.1% 中学校 77.3%			小学校、中学校 90%	C	教育支援課
運動やスポーツが好きだと答えた児童生徒の割合（全国運動能力・運動習慣等調査）	《小学校5年》 男子89.0% 女子80.1% 《中学校2年》 男子83.8% 女子77.0%	《小学校5年》 男子88.9% 女子79.9% 《中学校2年》 男子86.8% 女子71.9%	《小学校5年》 男子93.3% 女子81.3% 《中学校2年》 男子88.8% 女子70.9%	《小学校5年》 男子93.8% 女子80.9% 《中学校2年》 男子89.8% 女子76.2%			全国平均を上回る ※参考令和3年全国平均 《小5》男子 91.0% 女子83.7% 《中2》男子87.5% 女子75.5%	B	教育支援課
新体力テスト 絶対評価上位3ランクの児童の割合	小学校 77.4% 中学校 82.4%	小学校 77.1% 中学校 80.7%	小学校 75.7% 中学校 81.6%	小学校 73.5% 中学校 83.8%			小学校 80% 中学校 85%	B	教育支援課

施策 No.12 教育活動の質の向上

基本計画
掲載頁

78~81

総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数					
				A	0	B	4	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況					
				A	0	B	5	C	0
成果	小・中学校の教職員を対象に、外部講師を招いた全体研修会を開催し、教育の在り方について深く考える機会を作ることができた。 また、専門性の高い外部指導者を招致し、教職員の授業力向上を図った。 部活動の地域展開については、現状と課題を調査した上で検討委員会を開催しロードマップを作成することができた。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	引き続き部活動の地域展開を積極的に推進していくため、部活動地域展開に係る検討委員会を開催し、学校教育への理解等の課題を精査することで、今後の方向性を具体的に検討する。 また、教職員の資質向上のための研修会を継続して実施するとともに、学校教育の質の向上に欠かせない地域の理解やボランティアの方の協力を得るための活動にも注力していく。				
課題	部活動の地域展開を推進するに当たり、地域の方や専門家の方に学校教育への理解をより深めてもらう必要がある。 また、地域ぐるみで学校教育を支援する「学校応援団」の取組では、協力者の固定化・高齢化が課題である。								

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 教員の指導力の向上		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	各学校が抱える教育課題の解決に向けた研究を支援するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ICT機器の効果的な活用を始めたとした授業内容の適宜改善や児童生徒一人一人に応じた指導の充実を図ります。	B	・Googleアプリや授業支援システム「ロイロノート・スクール」の活用により、一人一台端末の効果的活用や主体的・対話的で深い学びの実現に向けての授業改善を進めた。 ・学習の個性化や指導の個別化を進め、AI教材のQubenaも活用を広げた。 ・デジタルシティズンシップ教育に課題があり、ICT機器を正しく利用できない児童生徒もいる。規則やシステムの抜け穴をふさぐのではなく、正しい使い方を考えさせる指導が必要である。	教育支援課
2	教員の豊かな人間性と実践的な指導力を培うため、Society5.0などの時代に対応した多様な研修を体系的に整備し、授業の改善・指導力の向上を図ります。	B	・学習指導要領の学習内容を確実に身に付けさせるため、ICT機器の活用を取り入れながら、主体的・対話的で深い学びの実現を図るために教科横断的な視点での研修を行った。 ・ICT機器に頼りすぎず、アナログとデジタルの活用バランスを保つことが求められている。	教育支援課
(2) 学校・地域・関係機関の連携による学校教育の質の向上		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	児童生徒の発達段階や実態に応じた指導を行うため、研修や交流会等を通じて小学校・中学校・高等学校の連携を推進します。また、地域・関係機関との連携を強化するため、市内3大学、民間事業者等との連携や学校運営協議会を通じた地域の人材活用に取り組みます。	B	・小学校の生活科の学習や小中学校の総合的な学習の時間における探究的な学習において、地域から有識者をゲストティーチャーとして招聘したり、浄水場を見学したりするなど地域と協働した授業を実施した。 ・市内の高等学校や大学、民間事業者との連携活動を行った。	教育支援課
4	部活動ボランティア指導員や農業支援員など、地域の方々が体験学習を通じ、児童生徒と直接関わり、その知識や技術を伝える制度の充実を図ります。	B	・現在16校の学校では農業支援員に協力していただき、専門的な知識や技術による指導を行うことができています。部活動ボランティア指導員は17名に依頼し、顧問が専門知識を有してない部活動を中心に、地域の方々が子供たちに知識や技術を伝えた。	教育支援課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

[illegible]

第2章 基本政策② 生きる力と生きがいを育むまち【教育文化】				0		12		0			
第2節 学校教育											
施策 No.13 教育環境の整備・充実								基本計画 掲載頁	78～81		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	10	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	2	B	17	C	0
成果	老朽化した学校施設の改修工事等を計画的に実施した。 また、文部科学省が示す教育ネットワーク方針に対応し、新システムを構築したことにより、教職員・保護者双方の負担を軽減することができた。 学校運営協議会においては、保護者・地域住民に学校教育に対する評価・助言をいただき、学校・家庭・地域の連携による教育力向上に寄与した。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	学校施設の整備に係る学校施設整備基金について、物価上昇、労務費の急激な上昇に追従し積立計画を見直す必要がある。一方で、現在の学校施設の長寿命化改修計画は、全ての学校を存続する前提で作成したものであるが、児童生徒数の動態による小規模校化の解消や教育環境維持の観点を含め、学校の適正規模・適正配置を検討する予定であるため、その結果も含め基金計画を見直す必要がある。 新教育システムの運用について、教職員及び保護者が早期に適応できるよう、相談対応等柔軟に実施していく必要がある。 また、交通指導員の人材確保について、日々の通学における児童生徒の安全確保のため早急に対応を検討する。 利子補給制度については、ホームページ等により周知を行い、的確に運用していく。						
課題	新教育システム運用について、負担軽減の効果はあるが、教職員及び保護者が適応していくのに時間がかかることが課題である。 また、児童生徒1人1台の端末使用が早期に定着したことで、端末の故障による修理件数の増加や情報モラルについての問題が増加しつつあるため、引き続き対応が必要である。 通学路に配置する交通指導員については、安定した人材確保が喫緊の課題である。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 教育施設・制度の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	老朽化した学校施設について、長寿命化や大規模改修を進めるとともに、バリアフリー化及び脱炭素化の視点を重視しながら、引き続き計画的な改修を進め、課題解決に向けて取り組みます。	B	・第二中学校校舎の工事（3 年工事の 3 期目）が終了し 1 校完了した。 ・第四小学校校舎及び池田小学校校舎の 2 か年事業の第 1 期工事を実施した。 ・東北小学校校舎の実施設計を完了した。令和 8 年度から 2 年間の工事を予定。	教育総務課
2	児童生徒の情報化社会への適応力を培い、学力向上を図るため、G I G A スクール構想により整備した端末一人 1 台環境を継続して発展させ、個別最適な学びを実現します。	B	・ 1 人 1 台端末の使用が日常となり、Google アプリやロイロノート・スクールの活用により個別最適な学びの実現に向けての授業改善が進んでいる。小・中学校ともに全国学力学習状況調査の質問紙調査において、「P C ・タブレットなどの I C T 機器を、どの程度使用しましたか」の回答状況は、県・全国と比較して大幅に上回る結果となった。市小学校 6 8. 0 % < 県 2 7. 3、国 2 4. 5 >、市中学校 7 8. 0 % < 県 2 7. 8、国 2 9. 5 >。	教育支援課
3	教育ネットワークを時代に適合したセキュアな方式に改め、ハード・ソフト両面から授業・校務における I C T 環境を充実させることにより、学校教職員の働き方改革の一助とするとともに、教育の更なる情報化を推進します。	B	・校務パソコンがフルクラウド・ロケーションフリーで使用できることにより、校務の効率的な実施とデジタル化が進んでいる。令和 7 年度は生成 A I の活用が学校教職員にも普及し、成績処理をはじめとする事務処理の効率化が少しずつ進んだ。	教育支援課
4	児童生徒が自然に触れ、豊かな人間性を育むための場所づくりとして、自然環境の保全・整備等に努めます。	B	・全ての市立小中学校に学校農園を設置し、農業体験を通して豊かな心を育成することができた。 ・新開小学校では学校教育林を活用した生活科や理科等の授業を行うなどの体験的な活動も充実した。野火止小では作物等の栽培を実施した。農業支援員や地域の方々の協力の下、安全・安心な場所づくりに努めることができているので、これからも継続していく。	教育支援課
(2) 地域と共にある学校づくりの整備・充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	地域における学習機会の充実や施設の有効活用を図るため、学校施設を開放します。	B	・ココフレンド及び新座っ子ばわーあつぷくらぶにおいて、学校施設の余裕教室の有効活用を行った。 ・市内全小中学校の校庭を子どもたちの遊び場として開放するとともに、スポーツ団体等に学校施設を開放し、スポーツに親しみやすい環境づくりに努めた。	生涯学習スポーツ課
6	保護者や地域住民などで構成する学校運営協議会の充実を図り、学校と地域の連携・協働を進めます。また、学校評価制度を活用し、見直しを図りながら学校・家庭・地域が一体となって学校の教育力を高めていきます。	B	・学校評価について項目数を厳選し、学校運営協議委員や保護者からもそれに基づいた助言・評価をいただいた。 ・各校の課題を明確にし、重点的に改善していくための評価システムは学校・地域・家庭をつなぎ、教育力向上につながったため、今後も評価項目数や内容について適宜見直しを図りながら継続していく。	教育支援課
7	様々な面における専門知識や技術を伝えることのできる地域の人材、ボランティア等を確保し、児童生徒が多様な経験ができる機会の提供に努めます。	B	・小学校の生活科や総合的な学習の時間を中心として、地域の有識者をゲストティーチャーとして招聘するなど、地域と協働した授業が実施されている。学校応援団やボランティア等、授業支援を始めとする様々な教育活動や環境整備に取り組んだ。	教育支援課
8	通学路で、危険と思われる箇所に交通指導員等を配置し、児童の登下校時の安全確保に努めます。	B	・通学路の交差点等 5 8 か所に、交通指導員等を配置した。小学校ごとに市教育委員会から推薦されたスクールガードリーダーも活用できた。 ・交通指導員等が退職した場合、人員配置するよう業務委託しているが、人材不足のため、速やかに人員配置できるか懸念している。今後の検討課題である。	教育支援課
(3) 就学・進学への支援		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
9	経済的理由などにより就学・進学が困難な家庭に対し、就学援助制度の周知を図り、就学に伴う費用の援助や入学準備金及び奨学金の無利子貸付などの支援を実施します。	B	・経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者等に対し、必要な援助や利子補給を行った。 ・就学援助については、認定率 9 % 程度であり、教育の機会が失われないよう、今後も事業の継続が必要である。 ・入学準備金・奨学金の無利子貸付制度については令和 6 年度に廃止し、利子補給金交付制度を開始した。令和 7 年度は 1 7 名に利子補給金を交付した。	学務課
(4) 学区の弾力的運用		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
10	今後の児童生徒数の推移を考慮しながら、学区の見直しを検討します。	B	・令和 7 年度の新座市立学校通学区審議会の開催はしていない。 （本審議会に教育委員会から諮問する事案（通学区を変更する）がなかったため。） ※令和 6 年度より臨時の会議体として取扱うこととなった。	学務課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
老朽化対策を実施した校舎数（完了数）	0 校	0 校 （着工数 1 校）	0 校 （着工数 1 校）	1 校 （着工数 2 校）			4 校	B	教育総務課

第2章 基本政策② 生きる力と生きがいを育むまち【教育文化】											
第3節 青少年健全育成											
施策 No.14 青少年の健全育成の推進										基本計画 掲載頁	82～83
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	6	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	3	C	0
成果	青少年活動の充実として、青少年教育振興事業助成金については、前年度を上回る申請件数があり、青少年の健やかな成長を促す多くの機会を創出することができた。また、青少年の健全育成に携わる団体への補助を通じ、活動の担い手の支援を行った。子どもの安心・安全な居場所づくりとして放課後等に学校施設を活用して実施しているココフレンドについては、県内自治体の中でも充実した事業内容で多くの児童が登録し、子育て支援策としても満足していただくことができた。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	引き続き、青少年の健やかな成長や子どもたちの安全・安心な居場所の確保を図るため、学校や地域と連携し、各事業の充実を図るとともに、持続可能な事業運営について検討する。						
課題	子どもたちの週末活動の充実と安全・安心な居場所確保のために実施している新座っ子ばわーあっぱくらぶについては、様々なクラブを開設したが、更なる充実を図るため、新たなクラブの開設に向け取り組んでいく必要がある。また、ICT環境への対応として新座っ子ばわーあっぱくらぶにおいてプログラミングくらぶを開設しているが、今後も青少年を取り巻く環境の変化に適宜対応し、必要な支援等を行う必要がある。ココフレンドについては、人件費等の増額や県補助金額の減少により、持続可能な事業運営について検討する必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 青少年活動の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	青少年の健やかな成長を促すため、青少年のボランティア活動など社会参加活動の機会の充実を図ります。	B	・新座市青少年教育振興事業助成金を活用し、清掃活動等の社会参加活動を補助した。	生涯学習スポーツ課
2	青少年の活動を支援するため、地域社会の様々な資源や、小・中学校、公民館、図書館等の社会教育施設、文化施設等の有効活用に努めます。	B	・ココフレンド及び新座っ子ばわーあっぶくらぶにおいて、小学校や文化施設等の有効活用に努めた。 ココフレンド参加人数：17校延べ88,209人 新座っ子ばわーあっぶくらぶ参加人数：29くらぶ延べ3,513人 くらぶ例：こどもKGGK（活動場所：新座市児童センター） ・KPIが目標を下回っている状況については、放課後の過ごし方が多様化している影響が想定される。 目標達成に向けて、イベントの充実、事業周知に努める。	生涯学習スポーツ課
3	ICT環境に対応できる青少年を育成するために、青少年がICTを適切に活用する力を身に付けられる機会の充実を図ります。	B	・新座っ子ばわーあっぶくらぶにおいて、プログラミングくらぶを開設し、子どもたちがICTに親しむ機会を提供することができた。 ・KPIが目標を下回っている状況については、クラブ指導者の担い手不足、休日の過ごし方が多様化している影響が想定される。目標達成に向けて、新しい体験活動の提供、事業周知に努める。	生涯学習スポーツ課
(2) 青少年健全育成活動の支援と担い手の確保		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
4	地域ぐるみで青少年の健やかな成長を促すため、青少年の健全育成に携わる団体の活動を支援するとともに、青少年の健全育成に関する活動の担い手の確保に努めます。	B	・青少年の健全育成に携わる団体に対し、活動を支援するため補助金を交付した。 補助件数：2件 補助金額：455,000円	生涯学習スポーツ課
(3) 子どもの安全・安心な居場所の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	放課後や休日の子どもの安全・安心な居場所を確保し、健全で意欲的な活動ができるよう、学校や地域と連携して子どもの学習活動や体験活動の機会の充実を図ります。	B	・地域人材や学校の協力を得ながら、平日の子どもの居場所として「ココフレンド事業」、また、休日（月2回の土曜日）の学習・体験学習の場としてばわーあっぶくらぶを実施し、子どもたちが安心して過ごせる場所を提供した。	生涯学習スポーツ課
6	青少年期の不登校や引きこもりの一因となっている子どもの孤立を予防するため、学校・家庭・地域が連携した安全・安心な居場所づくりを推進します。	B	・学校や地域と連携した放課後の居場所として、ココフレンド及び新座っ子ばわーあっぶくらぶを実施した。現場では活動やこどもの様子を通して保護者とのコミュニケーションも図られた。	生涯学習スポーツ課

施策のKPI（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
ココフレンドの登録率	37%	39%	39%	41%			50%	C	生涯学習スポーツ課
新座っ子ばわーあっぶくらぶ開設 クラブ数・参加者数	28クラブ473人	27クラブ508人	28クラブ451人	29クラブ427人			35クラブ600人	C	生涯学習スポーツ課

第2章 基本政策② 生きる力と生きがいを育むまち【教育文化】											
第4節 生涯学習											
施策 No.15 生涯学習の推進										基本計画 掲載頁	84～85
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	15	C	1
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	7	C	0
成果	市内に3大学を有する本市の特性をいかし、にいがプラスカレッジ、子ども大学にいざ、各大学公開講座を始め、各公民館や図書館での市民向け講座など、市民の多様化・高度化した学習意欲に対し、様々な学習機会を提供することができた。 また、社会教育関係団体に対して補助金の交付や活動支援を行い、市民同士や団体間の交流の促進を図り、生涯学習への市民参加を更に推進した。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	デジタル化への対応を踏まえるとともに生涯学習施設の管理運営を行う指定管理者等民間のノウハウもいかしながら、引き続き市内3大学を始めとした関係機関と連携し、様々な年代の市民の多様な学習機会の充実化や、自主的な学習の支援を行う。 また、新規ボランティアの養成については、生涯学習ボランティアバンクの周知方法を見直す等、今後より一層の登録を推進していく。						
課題	新型コロナウイルスの規制が緩和され、中止や縮小としていた事業を令和3年6月から再開したが、ボランティアに関しては、活動の場を提供できない期間が長かったため、この間に数の減少や高齢化が課題となり、新規ボランティアの養成や学習の成果をいかす場づくりが急務となっている。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 生涯学習機会の充実	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	B	・様々な年代のニーズに対応するため、青少年から高齢者等を対象とした講座を実施した。 （対象：青少年 講座回数254回 参加者延べ2,769人、対象：成人～高齢者 講座回数385回 参加者延べ6,430人）	中央公民館
	B	・図書館ボランティアの知識と技術の向上のため、子どもの読書ボランティアスキルアップ講座を実施した。 ・子育て支援のためのブックスタート事業（はじめてブック）は開催場所である3・4か月児健康診査が個別健診となったため実施せず、乳幼児向け絵本リストの配布と赤ちゃんおはなし会を実施した。	中央図書館
2	B	・にいがプラスカレッジ・子ども大学にいざ・大学公開講座等、様々な市民に対し学習機会の提供を行った。 ・にいがプラスカレッジでは、修了後市内のボランティア活動について周知し、今後の市民活動につながるよう、機会を提供した。 ・開催数：にいがプラスカレッジ 全7回×3コース、子ども大学にいざ 全2回、大学公開講座 全10回 ・にいがプラスカレッジについて、コロナ禍を経て令和5年度に事業を再開するに当たり、「誰もが気軽に参加できる（続けられる）」ことを第一に、開催内容や定員数についてコンパクト化を図った。KPI設定時は3コース各40名定員としていたが、令和5年度再開時からは3コース各30名定員で募集を行っている。	生涯学習スポーツ課
3	B	・市民会館の自主事業の一環として、高齢者向けのICT関連講座（目的別に分けた7講座を計14回）を実施し、合計198人が参加した。	生涯学習スポーツ課
(2) 生涯学習施設の整備・充実	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
4	B	・市民会館及びふるさと新座館について、指定管理者と連携し、民間のノウハウをいかした様々な事業（著名な歌手のコンサートやお笑いライブ等）を行い、効果的な運営を図った。	生涯学習スポーツ課
5	B	・市民会館等で計画的に施設の修繕や機械類の更新工事等を実施し、生涯学習施設の充実を図った。	生涯学習スポーツ課
(3) 自主的な活動の支援・充実	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
6	B	・市民会館及びふるさと新座館について、施設ごとにホームページを作成し、各種事業等の情報発信に努め、市民の自主的な活動の一助となった。	生涯学習スポーツ課
7	B	・各公民館・コミュニティセンターにおいて、社会教育に関する相談を適時受けながら、市ホームページを活用した活動団体の紹介やチラシの掲示等、自主的な活動に対し更なる支援・充実に努めた。	中央公民館
8	B	・市民の多様なニーズに応えるため図書館資料を整備したほか、LLブック（誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた「やさしくよみやすい本」）や点字図書などバリアフリー資料を集約した「りんごの棚」を設置した。電子図書館やメールレファレンス、電子申請による図書館利用登録を令和6年9月に行ったほか、利用登録の変更(令和7年8月から実施)や講座申込、WEB利用者カードの導入等、デジタル化への対応を行った。	中央図書館
(4) 学習の成果をいかす仕組みづくり	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
9	B	・生涯学習ボランティアバンクにおいて、ボランティアの活躍する機会を提供し、ボランティアのマッチングを推進した。 ・令和6年度依頼件数31件、成立件数21件 ・令和7年度依頼件数35件、成立件数25件 と微増している。 今後より一層登録を推進し、また市民の多様な学習ニーズやボランティア意欲に応じていくために、事業の周知方法について検討していきたい。	生涯学習スポーツ課
	B	・図書館活動に対する認識を共有し、各人の交流を深めるため、図書館ボランティア全体会議を開催した。 ・図書館ボランティアのスキルアップのための子どもの読書ボランティアスキルアップ講座（全6回）を開催した。 ・障がい者サービスで協働している朗読ボランティアにおいても、令和6年度に新規募集を行ったため、令和7年度に2名の新規加入があった。	中央図書館
10	C	・生涯学習ボランティアバンクにおいて、ボランティアの活躍する機会を提供し、ボランティアのマッチングを推進したが、コロナ禍以降、登録者数は伸び悩んでいる。今後より一層登録を推進し、また市民の多様な学習ニーズやボランティア意欲に応じていくために、事業の周知方法について検討していきたい。	生涯学習スポーツ課

第 5 次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート（対象：令和 7 年度実績）

(5) 関係機関との連携・協力		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
11	市民の生涯学習意欲の高まりに対応するため、小・中学校と連携し、学校施設の地域への開放や余裕教室の活用などを推進します。	B	・ココフレンド及び新座っ子ばわーあっぱくらぶにおいて、学校施設の余裕教室の有効活用に努めた。 ・市内全小中学校の校庭を子どもたちの遊び場として開放するとともに、スポーツ団体等に学校施設を開放し、スポーツに親しみやすい環境づくりに努めた。	生涯学習スポーツ課
12	市民の学習意欲の多様化、高度化に対応した学習機会を提供するため、大学などと連携した事業の充実に努めます。	B	・にいざプラスカレッジ・子ども大学にいざ・大学公開講座等、市内 3 大学と連携しながら、専門的で質の高い講座や、様々な年齢層に向けた講座を展開した。各大学の有する人材・施設を活用するとともに、個々の大学の特性をいかした講座を実施することで、市民の多様化した学習意欲に応えることができたと考え る。 ・にいざプラスカレッジについて、コロナ禍を経て令和 5 年度に事業を再開するに当たり、「誰もが気軽に参加できる（続けられる）」ことを第一に、開催内容や定員数についてコンパクト化を図った。K P I 設定時は 3 コース各 4 0 名定員としていたが、令和 5 年度再開時からは 3 コース各 3 0 名定員で募集を行っている。	生涯学習スポーツ課
13	生涯学習への市民参加を更に推進するために、関係団体と連携・協力し、市民同士や団体間の交流の促進に努めます。	B	・社会教育関係団体に対し、補助金の交付及び活動支援を行った。各団体が設置目的に基づく事業活動を自主的かつ主体的にできるよう補助を行うことで、市民同士や団体間の交流の促進に寄与した。	生涯学習スポーツ課
14	子どもの読書活動を推進するため、図書館と小・中学校が連携して、子どもの読書活動の機会の拡充を図ります。	B	・図書館職員と図書館ボランティアが小学校を訪問して本の紹介等を行う「学級訪問」について、学級数の制限なく全面的に再開し、1 5 校・1 1 4 学級に実施した。 ・小中学校への学習支援のため、団体貸出を実施した（8 4 1 冊貸出）。 ・小学生が図書館を見学する図書館訪問を実施した（2 校・5 学級・1 4 3 人）	中央図書館

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
出前講座依頼件数／実施件数	125件	310件	349件	379件			400件	B	生涯学習スポーツ課
ボランティアバンク登録者数	108人（団体）	90人（団体）	97人（団体）	99人（団体）			110人（団体）	C	生涯学習スポーツ課
にいざプラスカレッジ参加者数	77人	73人	79人	61人			120人	C	生涯学習スポーツ課

第2章 基本政策② 生きる力と生きがいを育むまち【教育文化】											
第5節 文化芸術											
施策 No.16 文化芸術活動の振興										基本計画 掲載頁	86～87
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	1	B	4	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	0	C	0
成果	日頃から文化芸術活動に取り組む市民が成果を発表する場として、新座快適みらい都市市民まつり文化祭を開催した。運営についても参加者が主体的に行い、市民の主体的な文化芸術活動を推進し、やりがいや生きがいの創出にもつなげることができた。 また、来場者に対しても、気軽に、文化芸術の素晴らしさや楽しさを感じてもらう機会を提供することができた。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	引き続き、文化芸術活動の環境整備を進めるため、市では市民会館や公民館、市民ギャラリー等の施設の整備・充実や情報発信、補助金の交付等の面において市民や文化団体の活動を支援し、市民の誰もが文化芸術を発表・鑑賞・創造できる機会の充実を図る。 また、市内3大学や朝霞地区4市などの近隣自治体等と連携し、文化芸術活動を推進するとともに、団体間の文化活動の交流促進を図る。 市内で活動を行う文化団体の高齢化が進行しているため、子どもを中心に文化芸術に触れる機会の充実を図る。						
課題	新型コロナウイルスの規制緩和により新座快適みらい都市市民まつり文化祭が再開し、来場者数は中止前の数字に近づいているが、高齢化や各文化団体の体力低下などがあり、参加者数が減少している分野がいくつか見られる。 文化芸術活動の振興のために、継続して文化団体の活動の支援を行う必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 文化芸術活動の環境整備		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	市民の主体的な文化芸術活動を推進するため、引き続き文化芸術に関わる N P O や自主グループ、個人の活動を支援します。	B	・新座快適みらい都市市民まつり文化祭では、参加者が主体となって会議を開催し、文化祭本番の進行も務めている。事務局からは市補助金から分配金として各分野の支援を行うとともに、連携して本番に向けた補助を行った。 ・文化芸術活動を行っている新座市文化協会に対し、市補助金の支給などの支援を行った。	生涯学習スポーツ課
2	市民の誰もが文化芸術を発表・鑑賞・創造できる機会の充実を図ります。また、子どもや若者が文化芸術に触れ、関心を持てる機会を創出し、効果的な情報発信を通じて、地域文化を継承し発展させるまちづくりを進めます。	A	・新座快適みらい都市市民まつり文化祭では、実施分野のほとんどが無料で鑑賞できるため、文化の楽しさに触れる機会となっている。 ・事務局による広報、ホームページ等への文化祭参加者募集記事や開催状況の掲載の他に、各分野の参加者たちが各祭典のチラシやハガキによる情報発信を行った。 ・子どもの出演者が増加したことに伴う、保護者などの来場によって来場者数が大幅に増加した。	生涯学習スポーツ課
3	文化芸術活動に積極的に取り組む市民や専門家などの人材の活用により、市民が文化芸術に親しむ環境づくりを進めます。	B	・新座快適みらい都市市民まつり文化祭は、日頃から文化芸術活動に取り組む皆さんの成果を発表する場であると同時に、来場者の皆さんに文化のすばらしさを感じ、楽しんでいただく場である。参加者が継続的に文化祭に協力していただけるよう連携を図った。 ・市内で芸術分野の活動を行う団体に展示場所として、市民ギャラリーの貸出を行った。	生涯学習スポーツ課
4	市民会館、公民館など文化芸術関連施設については、多様化する市民のニーズを把握した上で、施設の整備・充実を図り、文化芸術活動の拠点づくりを進めます。	B	・市民会館等で計画的に施設の修繕や機械類の更新工事等を実施し、文化芸術活動の環境の整備を図った。 また、指定管理者の自主事業として、子ども・親子向けのコンサートや大人・シニア世代向けの映画上映を実施する等、幅広い世代を対象とした文化体験事業を行った。	生涯学習スポーツ課
(2) 文化芸術活動振興のためのネットワークづくり		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	市内の大学や事業所、県、近隣自治体などと連携し、文化芸術活動を推進します。また、文化芸術に関する情報の収集・提供の充実を図り、市民の文化芸術活動相互の連携の強化やネットワークの形成を支援します。	B	・朝霞地区四市の文化団体の振興及び相互の連絡融和を図ることを目的とした朝霞地区四市文化団体連絡協議会にて今後の事業実施方針について検討を行った。今後も引き続き、団体間の文化活動の交流を促進していく。	生涯学習スポーツ課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
新座快適みらい都市市民まつり文化祭来場者数	2, 150 人	1, 599 人	1, 642 人	2, 824 人			2, 500 人	A	生涯学習スポーツ課

第2章 基本政策② 生きる力と生きがいを育むまち【教育文化】											
第5節 文化芸術											
施策 No.17 文化財の保存・活用										基本計画 掲載頁	86～87
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	4	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	5	C	0
成果	歴史民俗資料館の展示については、デジタルサイネージのコンテンツ更新や定期的な展示替え、企画展示や特別展示、イベント等を実施し、調査を実施した資料の展示をすることで、文化財の活用ができた。 また、同館においては、市指定無形文化財の保存団体への補助を通じ、市指定無形文化財の保存や後継者育成の一助とすることができた。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	歴史民俗資料館は立地や複合施設としての特性をいかし、定期的な展示替えやデジタルサイネージのコンテンツ追加、イベント等を継続して実施し、リピーターのみならず新規来館者の確保に一層努めていく。 また、メディアやSNS等で積極的な情報発信を行い、コンテンツ利用者は増えているが、必ずしも来館に結びついていない。そのため、発信方法を工夫するとともに、コンテンツ利用者の評価を検討する必要がある。 併せて、引き続きリーフレット等の刊行や学校教育との連携を通じ、文化財に関する効果的な啓発及び広報活動を推進して、文化財への理解と関心を高めるとともに、市民に対し、地域への愛着や誇りの醸成を図る。 文化財説明板については設置数が多いため、改めて劣化の状況や需要頻度等優先順位の洗い出しを行った上で、文面等を精査し交換を進めていく。						
課題	劣化が著しい市内2カ所の文化財について説明板交換を行ったが、文化財説明板は設置から長期間経過したものが多く、老朽化等により交換の必要性が高まっているものも多い。板面の内容や設置場所、インターネットとの連携等、総合的な検討を踏まえた上で、今後劣化の激しいものから優先的に交換を進めていく必要がある。 より多くの市民に睡足軒の森を利活用してもらうために、施設利用に関する周知を継続して実施する。市主催事業については、協力者と調整をしながら実施する。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 文化財保護体制の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	文化財保護法・条例に基づき、指定文化財を保護するとともに、民俗、記念物、遺跡など、未指定の文化財の調査・研究を進め、更なる保護に努めます。	B	・文化財保護審議委員会を年2回開催し、市内の指定文化財について、専門家からの指導、助言を受け文化財保護に努めた。 ・市指定候補の文化財についての調査・研究を進めた。	歴史民俗資料館
2	保存・管理・整備・活用という四原則の下、新座市の歴史を紹介し、平林寺や野火止用水を始めとする文化財を保護していくとともに、伝統文化の保存・継承を支援します。	B	・国指定天然記念物である平林寺境内林については、ナラ枯れ被害への対策等、所有者と定期的に協議を行った。 ・県指定史跡である野火止用水については、説明板の更新、平林寺堀の清掃業務、市民団体との意見交換などを行った。 ・平林寺から貸与され、市で管理している睡足軒の森については、年間の施設利用者が増加した。文化事業として、市民呈茶を4回、落語・ワークショップ等を計3回実施した。 ・市指定無形文化財の保存団体に対して、補助金を交付した。	歴史民俗資料館
(2) 文化財の保存・活用と施設の整備		評価		所管課
3	市民が地域への愛着と誇りを持てるように、リーフレットや書籍などの刊行やウェブサイトの活用、学校教育との連携などを通じて、文化財に関する効果的な啓発及び広報活動を推進します。	B	・「松永安左エ門生誕150周年記念」パンフレットの作成・頒布、文化財散策ガイドの更新・増刷を行った。 ・小学校3・4年生を対象に野火止用水沿いの風景絵画を募集し、「未来に残したい野火止用水の風景展」と題して9月から10月にかけて歴史民俗資料館にて作品展示を行った。 ・市ウェブサイトやLINE配信を積極的に活用し、情報発信を行った。	歴史民俗資料館
4	リニューアルした歴史民俗資料館について、更なる有効活用を図ります。また、その他文化財関連施設の整備と効果的な運営を図ります。	B	・常設展示に加え、デジタルサイネージのコンテンツの充実、企画展示や特別展示、関連講座・イベントを通じて更なる事業内容の充実を図った。 ・収蔵品の保存から活用までを一元的に行う管理システムの運用を開始した。 ・来館者数は前年度に比して増加した。上記のとおり事業内容の充実を図り、今後のデジタル化に向けた準備を進めることができたが、来館者数が目標値に達しなかったためB評価とした。	歴史民俗資料館

施策のKPI（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
歴史民俗資料館来館者数	3,301人	6,468人	5,619人	6,378人			10,000人	C	歴史民俗資料館

第2章 基本政策② 生きる力と生きがいを育むまち【教育文化】											
第6節 スポーツ・レクリエーション											
施策 No.18 スポーツ・レクリエーションの振興										基本計画 掲載頁	88～89
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	5	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	6	C	0
成果	市内3大学や（公財）新座市スポーツ協会、協会加盟団体等と連携し、市民向けのスポーツ教室やスポーツ大会を開催し、スポーツやレクリエーション活動に親しみやすい機会の創出に努めた。 スポーツ施設の利用者は、令和6年度に竣工した市民総合体育館空調設置工事で運動公園陸上競技場改修工事を経て、施設の運動環境が整えられたことにより、一時的に減少していた利用者が工事前の人数より増加している。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	今後も引き続き、市民に対してスポーツの普及や健康増進を図るため、関係団体と連携を図りながら、参加しやすい機会の創出や安全に利用できる施設の整備を行う。施設整備に当たっては、財政的な負担を軽減するため、各種補助・助成金やクラウドファンディングなどの活用を検討する。 また、市民ニーズの変化や新たな課題に対応しながらスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、人材の育成・活用を推進する。						
課題	市民ニーズの多様化や部活動地域展開に伴う指導者の確保等の新たな課題も生じている中、本市のスポーツ・レクリエーション振興の核となるべき（公財）新座市スポーツ協会が、地域課題の解決に貢献できるよう市として支援していく必要がある。 また、学校施設の遊び場としての開放はコストに見合った参加人数となるよう更なる周知が必要である。 市のスポーツ施設は老朽化が進行しており、施設利用者の安全性や利便性向上等を考慮し、優先順位を検討しながら引き続き施設の改修や備品の更新を進めていく。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

（1） スポーツ・レクリエーション活動の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	市民の誰もが生涯を通じて手軽にスポーツやレクリエーション活動に親むことができるよう、市内 3 大学やスポーツ協会など関係団体と連携し、スポーツ教室、スポーツ大会やレクリエーション大会などを開催します。また、民間団体等による公益的なスポーツ教室やスポーツイベントなどの開催を支援します。	B	・十文字学園女子大学、立教大学と連携して市民向けのスポーツ教室を実施した。 ・（公財）新座市スポーツ協会及び加盟団体が主催するスポーツ大会の開催を支援した。 西武ライオンズ・十文字学園女子大学・TJUP 加盟大学連携事業「親子野球体験イベント」：3 1 組 6 2 名参加 「立教スポーツ教室」（サッカー、野球、硬式テニス、乗馬）：1 8 0 名参加	生涯学習スポーツ課
（2） スポーツ環境の整備		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	多様化する市民のニーズを踏まえ、スポーツ施設の充実を図ります。	B	・施設利用者からの設置要望のもと市民総合体育館卓球場空調設備設置工事や市民総合体育館屋外トイレ整備工事を始め、令和 8 年度に本市で開催するねんりんピックを見据えたマレットゴルフ場コース整備工事などを実施し、利用者の安全管理や利便性の向上を図ることができた。	生涯学習スポーツ課
3	学校体育施設を開放するなど、資源の有効活用を通じて誰もがスポーツに親しみやすい環境づくりを進めます。	B	・市内全小中学校の校庭を子どもたちの遊び場として開放し、スポーツに親しみやすい環境づくりに努めた。 ・利用者数には課題が残るため、現在行っている広報や市ホームページでの周知のほか、学校のスクールメールや校内放送の活用など各学校と連携を取りながら引き続き事業の周知を行う必要がある。	生涯学習スポーツ課
（3） スポーツ・レクリエーション振興のための人材育成・活用		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
4	スポーツ・レクリエーション活動の一層の推進を図るため、スポーツ推進委員の育成に取り組むとともに、地域スポーツ団体の指導者となる人材の発掘と育成に努めます。	B	・スポーツ推進委員講習会や埼玉県主催の研修への参加などを通じて、スポーツ推進委員の育成に努めた。 スポーツ推進委員（2 9 名） スポーツ推進委員講習会（マレットゴルフ）：9 名参加	生涯学習スポーツ課
5	スポーツ・レクリエーション活動を指導するボランティアに関する情報の収集と活用にも努め、登録団体の運営を支援します。	B	・部活動の地域展開に備えて、庁内及び（公財）新座市スポーツ協会と調整を行いながら、スポーツ・レクリエーション指導者に関する情報の収集に努めた。	生涯学習スポーツ課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
スポーツ施設利用者数（屋外）	266, 417人	265, 340人	282, 487人	291, 696人			280, 000人	A	生涯学習スポーツ課
スポーツ施設利用者数（屋内）	180, 062人	194, 373人	122, 716人	211, 908人			200, 000人	A	生涯学習スポーツ課
学校施設遊び場開放利用者数	－	1, 178人	1, 632人	1, 177人			7, 000人	C	生涯学習スポーツ課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】											
第1節 都市づくり											
施策 No.19 計画的なまちづくりの推進										基本計画 掲載頁	92～93
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	10	C	1
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	0	C	1
成果	新座駅北口地区においては、新座駅北口地区地区計画に基づき、土地利用の誘導を図るとともに、都市基盤の整備を進めた。 また、市街化調整区域のうち保谷朝霞線沿道にある道場二丁目地区についてはまちづくり発起人会、大和田一丁目地区（旧暫定調整区域）についてはまちづくり発起人会及組合設立準備会を開催し、土地の有効活用に向けた方策の検討を進めた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	新座駅北口土地区画整理事業においては、全体工程について、全体事業費の見直しを合わせて検討した事業計画変更案を決定する。 市中央部におけるまちづくりについては、都市高速鉄道12号線の延伸実現等に向けて検討するとともに、地権者への意向調査結果を踏まえ新たな拠点の形成を図っていく。						
課題	新座駅北口土地区画整理事業は財政非常事態宣言や権利者調整等による不測の事態により、遅れや停滞が生じ、事業計画で定める期間内（令和9年度末）に事業が完了しない見込みである。 新座駅に近接するあたご・菅沢地区における市街地整備の検討については、全体構想を策定する中で検討する必要がある。 また、バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進については、調査・研究の結果を踏まえた周知活動を進める必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 市街地環境の向上		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	商業系市街地では、駅周辺における良好な都市基盤をいかしつつ、土地利用の誘導を図るとともに、安全で快適な歩行空間や自転車通行空間を確保することにより、にぎわいと安全性、快適性を兼ね備えた良好な空間の形成を図ります。	B	・商業系市街地においては、駅前にふさわしい、にぎわいなどを支える機能を維持・発展させるため、地区計画に基づき、一部区域については建築物の1階部分を店舗等にすることを義務づけるなど、土地利用の誘導を図った（地区計画届出件数：4件）。	都市計画課
2	新座駅北口周辺について、活力と賑わいのある商業空間の創出や駅周辺の計画的な土地利用による良好な街並みを形成するため、土地区画整理事業により都市基盤整備を進めます。	C	・現事業計画に基づき必要な物件移転及び工事等を実施し、区画道路等の整備とその沿道の宅地利用は進んだ。 ・財政非常事態宣言や権利者調整等による不測の事態により、計画に遅れや停滞が生じ、新座駅北口駅前広場や幹線道路が未整備である現状を踏まえると、事業計画で定める期間内（令和9年度末）に事業が完了しない見込みである。このため、全体工程について、全体事業費の見直しを合わせて検討し、事業計画変更案を作成した。	新座駅北口土地区画整理事務所
3	工業系市街地では、工業施設や物流業務施設などの新たな施設立地を促進し、周辺環境に配慮したまちづくりの形成と地域の利便性の向上を図ります。	B	・大和田二・三丁目地区を始めとした工業系市街地においては、本市の活力と持続的発展を支える機能を維持・発展させるため、地区計画に基づき、建築物（住宅系や店舗系等）の立地規制を行うなど、土地利用の誘導を図った（地区計画届出件数：4件）。	都市計画課
4	住居系市街地では、地区の特性に応じた居住環境の整備や改善を図ります。	B	・片山・西堀地区を始めとした住居系市街地においては、長期的なスパンの中で、安全・安心な居住環境の整備や改善を図るため、地区計画に基づき、建築物の敷地面積の最低限度や壁面の位置制限、道路に面する側の垣又は柵の構造の制限等を指導するなど、土地利用の誘導を図った（地区計画届出件数：324件）。	都市計画課
(2) 有効な土地利用の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	市街化調整区域については、自然環境との調和に配慮しつつ、有効な土地利用の誘導を図ります。	B	・道場二丁目地区については、地権者有志によるまちづくり発起人会でまちづくりの検討を進め、より具体的な検討を進めるため、まちづくり協議会設立に向けた準備活動を行った。 ・大和田一丁目地区（旧暫定逆線引き地区）については、土地区画整理組合設立準備会が発足をし、令和8年度に予定している業務代行予定者の募集に関して準備を進めた。	都市計画課
6	新座駅に近接するあたご・菅沢地区については、地理的条件をいかし、土地区画整理事業による新たな市街地整備を検討します。	B	・あたご・菅沢地区については、都市計画課を中心とし、関係課が委員を務める庁内検討会議が始まり、令和7年度は2度実施した。令和8年度にも1回(必要に応じて2回)の実施も予定している。本地区は住居系での市街化区域編入を目指しているが、編入には人口増加が見込まれる地区であることの整理が必要となるため、引き続き全体構想の策定を進めていく。	都市計画課
7	市中央部における新たな拠点の形成を図るため、都市高速鉄道12号線の延伸実現及びスマートインターチェンジの設置に向けたまちづくりについて検討します。	B	・スマートインターチェンジの設置に関しては、交通の受皿となる保谷朝霞線(県事業)の整備と共に進捗をさせていく必要がある。スマートインターチェンジの概略、整備方法の想定は進めているが、事業化のタイミングも見据えながら、更に具体的な設置位置や構造、周辺のまちづくりについて調査研究を進めた。	都市計画課
		B	・都市高速鉄道12号線の延伸早期実現に向け、事業性の確保を目的とした新たなまちづくり構想を策定するため、令和7年度は（仮称）新座中央駅周辺地区まちづくり方針を策定し、まちづくりのテーマや方針を定めた。	地下鉄12号線延伸促進室
8	都市計画道路保谷朝霞線の整備の進捗に合わせた、道場地区におけるまちづくりの在り方について検討します。	B	・地権者有志で発足した発起人会におけるまちづくり検討の支援を行い、勉強会を2回実施した。 ・さらに次の段階であるまちづくり協議会設立に向けて進むことについて地権者の過半数以上の同意を得て、協議会設立に係る地権者全体説明会を開催した。 ・令和8年度の協議会設立を目指し、戸別訪問等による協議会役員の選定に取り組んだ。	都市計画課
(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
9	全ての人にやさしいまちとなるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。	B	・近隣市におけるバリアフリー新法に基づく整備計画及びユニバーサルデザイン計画の策定状況等を調査し、本市におけるユニバーサルデザインのまちづくりに係る基本方針等の策定を検討するため、ユニバーサル推進研修会等に参加した。 ・本市におけるユニバーサルデザインのまちづくりに係る基本方針等の策定に当たっては、埼玉県において基本方針が策定されていることなどを踏まえ、策定はしないこととしたが、更なる意識啓発・周知活動の一として、庁内には事務連絡において通知を発出した（令和7年11月）。さらに、ホームページを活用し、改めてユニバーサルデザイン等における考え方の説明や優良事例等を紹介するなどの取組を検討していく。	都市計画課
(4) 景観づくりの推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
10	景観づくりに関する情報提供の充実を図るとともに、景観に関連する諸制度を活用し、地域の特性をいかしながら良好な景観づくりに取り組みます。	B	・新座市景観づくりビジョン、新座市景観条例、新座市景観計画など景観づくりに関する情報について、市ホームページを通じて周知を行った。 ・景観法及び景観条例に基づく届出等について、景観計画に定める基準をもって審査を行い、良好な景観づくりを進めた。	都市計画課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
新座駅北口土地区画整理事業進捗率	53%	66%	71%	74%			100%	C	新座駅北口土地区画整理事務所

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】											
第1節 都市づくり											
施策 No.20 空家等対策体制の充実										基本計画 掲載頁	92～93
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	4	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	1	C	0
成果	空家等対策の推進に関する特別措置法や新座市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、管理不全の空家等に対して、所有者へ自主改善を促す改善指導等によって、周辺地域の生活環境については一定の保全が図ることができた。また、相続人が不存在である管理不全の空家等に対しては、相続財産清算人制度を活用することによって、問題の早期解決を図ることができた。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	第2期新座市空家等対策計画における空家等の「発生予防」、「適正管理の促進」、「利活用の促進」、「管理不全の解消」の4つの基本方針に基づき、関係団体等と連携を図りながら、行政対応の対象となる適正管理が行われていない空家等については、今後も所有者等への改善指導や啓発活動などの対応を継続して講じながら空家等の適正な管理の推進を図っていく。また、相続人等がおらず、将来にわたり改善の見込みがない管理不全の空家等に対しては、引き続き相続財産清算人制度等を活用し、早期解決を目指す。 加えて、現行の第2期新座市空家等対策計画が令和8年度末をもって終期を迎えるため、これまでの対策の成果と課題の精査や令和5年の法改正等を踏まえた新たな空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、次期計画の策定を目指しての検討を進める。						
課題	相続等民事問題の解決が進まず、適正管理が見込まれない空家等について継続的に対応する必要があるが、現行法制度においては民事権利に対する行政限界となる事象が散見される。 空家等については、所管や課題が多岐にわたることから、引き続き庁内関係各課の連携及び行政限界となる範囲においては専門家団体等と連携を図る必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 空家等の管理意識の高揚	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 空家等の管理意識の高揚を図るため、空家等の適切な管理についての啓発活動を実施します。	B	・空家等の発生を抑制するために、建物の管理・利活用や家財整理、相続等について、啓発チラシや市ホームページ、広報にいざ及び関係部局の発行物への掲載等により、広く啓発活動を実施した。	建築審査課
(2) 空家等対策体制の整備	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2 庁内及びその他関係機関と連携して、空家等対策を推進する体制を整備します。	B	・空家等の発生防止や問題の早期解決を図るため、庁内関係各課その他消防や警察をはじめとした関係機関との相互連携による情報共有、意見交換、周知啓発活動といった取組を行うことで空家等対策を推進する体制を整備、維持した。	建築審査課
3 空家等の利活用を促し、管理不全の空家等の発生を防ぐための取組に努めます。	B	・空家等の利活用や不動産市場への流通を促進するため、市が窓口となり、協定を締結している市内各金融機関をはじめとした各種専門家団体へ案内をするなどして、利活用を促したほか、各団体と情報共有を図ることで管理不全の空家等の発生を防ぐための取組に努めた。	建築審査課
4 空家等対策に取り組む団体との連携や、空家等の適正な管理の促進により、周辺地域の生活環境を守ります。	B	・空家等に関する課題は専門的かつ多岐にわたるため、専門家団体と連携を取りながら、空家等に関する様々な相談について、問題の早期解決が図れた。 ・市民等から通報を受けた管理不全の空家等に対しては所有者等へ自主改善を促す改善指導等によって、約 9 割と高い水準で解決に結びつき、周辺地域の生活環境については一定の保全が図れた。 ・相続人が全員相続放棄をしており、将来にわたり改善が見込めない管理不全の空家等については早期解決を図るため、相続財産清算人制度を活用し、2 件の申立てをした。	建築審査課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
通報があった空家等の管理不全箇所 の解決率	91.80%	90.40%	91.17%	92.79%			100%	C	建築審査課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第2節 公共交通網

施策 No.21 公共交通網の充実

										基本計画 掲載頁	94～95
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数	A	0	B	7	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	4	C	0	
成果	路線バスの運行が困難な地域において、公共施設、病院等の利用者の利便性向上を図るため、コミュニティバスを運行し、利用者数も増加を図ることができた。 また、東武東上線改善対策協議会、武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び埼玉県を通じて各鉄道会社に対して要望活動を行うとともに、駅周辺における自転車等駐車場の適切な維持管理により、鉄道利用環境の向上を図ることができた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	全国的に深刻化しているバスやタクシー運転手の成り手不足や、2024年問題に対応しながらも持続可能な公共交通を実現するためには、地域公共交通計画の策定作業を進めながら解決策を見い出していく。 快適な公共交通手段の確保及び市内全体の移動利便性の向上を目指し地域公共交通ネットワークの整備を進めていく。						
課題	コミュニティバスについて、全国的に運転士の不足が深刻化しているため、運行本数の見直しや路線の拡大が難しい状況にある。 鉄道やバス、タクシーなどの利便性と安全性を向上するため、駅やその周辺施設のバリアフリー化を進めていく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1)	都市高速鉄道12号線の延伸	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	都市高速鉄道12号線の延伸の早期実現に向けて、関係機関との協議や新駅予定地周辺におけるまちづくりの検討を進めるとともに、地元の更なる機運醸成を図る取組を進めます。また、東京都の動向などの情報収集に努め、関係機関への効果的な働き掛けを行います。	B	・新座市、清瀬市、所沢市及び練馬区で構成する都市高速鉄道12号線延伸促進協議会を通じた延伸促進活動を行うとともに、市内関係団体代表者や地元選出議員等で構成する新座市高速鉄道12号線延伸促進期成同盟会を通じた延伸促進活動を行った。 ・まちづくり構想の刷新に向けて、（仮称）新座中央駅周辺地区まちづくり方針を策定した。	地下鉄12号線延伸促進室
(2)	鉄道利用環境の向上	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	鉄道の利便性を高めるため、東武東上線、JR武蔵野線、西武池袋線については、ダイヤの見直しや駅舎の改善などについて、鉄道事業者に働き掛けます。	B	・東武東上線改善対策協議会、武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び埼玉県を通じて各鉄道会社に対して要望活動を行った。	交通政策課
3	駅利用者の利便性を確保するため、駅周辺の自転車駐車場やバイク駐車場の適切な維持管理に取り組みます。	B	・駅周辺の放置自転車の誘発防止、街並みの美観維持を目的として設置している自転車等駐車場の維持管理を行った。 ・有料自転車等駐車場については、かもめビルサービス・日駐研共同企業を指定管理者として、当企業の蓄積されたノウハウが管理運営に生かされた。 ・駅利用者の利便性に支障をきたすことがないよう、指定管理者への管理・指導を適宜行った。	交通政策課
(3)	バス利用環境の向上	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
4	利用者のニーズを踏まえた運行本数の見直しや路線の拡大など、路線バスの輸送サービスの維持・拡充をバス事業者に働き掛けます。	B	・令和6年4月から適用された厚生労働省によるバス運転士の労働時間等に関する改善基準告示の改正に伴い、全国的に運転士の不足が深刻化する中、東武バスウエスト株式会社から令和7年度以降のにいバス事業から撤退したいとの申出を受けたが、運転士確保に対する協議を重ね、バス会社における運転士の処遇改善を行った結果、にいバス事業撤退を回避できた。令和7年度も減便することなく運行することができた。 運行本数の見直しや路線の拡大等は難しい状況であるが、今後もにいバス事業を維持できるよう引き続き働きかけていく。	交通政策課
5	バス利用者の利便性や快適性を確保するため、バス停の屋根・ベンチの維持管理や増設、運行状況案内システムの設置をバス事業者に働き掛けるとともに、バス停周辺の自転車置場の適切な維持管理に取り組みます。	B	・市民からの要望等を受け、バス事業者に対し屋根・ベンチ等の設置を要望した。 ・バス停周辺の自転車置場について、長期間利用されていない自転車を撤去するなど、適切な維持管理に努めた。	交通政策課
6	快適な公共交通手段の確保及び市内全体の移動利便性を向上するため、まちづくりと一体となった、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を進めます。	B	・法定協議会、公共交通に係るオープンハウスを開催し、市民や関係団体と情報提供や意見交換を行い、新座市地域公共交通計画を策定した。	交通政策課
(4)	バリアフリー化の推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
7	鉄道やバス、タクシーなどの利便性と安全性を向上するため、駅やその周辺施設のバリアフリー化を進めます。	B	・近隣市におけるバリアフリー新法に基づく整備計画の策定状況等を調査し、本市におけるバリアフリー基本構想の策定を検討するため、研修会等に参加した。	都市計画課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点達成度	所管課
コミュニティバス利用者数	118,795人	154,221人	167,055人	180,973人			224,000人	B	交通政策課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第2節 公共交通網

施策 No.22 交通安全の確立

										基本計画掲載頁	94～95	
総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	I：現状のまま継続	施策展開の評価数		A	0	B	6	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	1	B	4	C	0	
成果	交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図った。 ヘルメット着用推進のため、購入費の補助を557件行った。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	交通安全啓発活動の更なる充実につながるよう、春及び秋の全国交通安全運動並びに夏及び冬の交通事故防止運動の実施体制や、運動期間内における街頭啓発の回数、パトロールの回数、時間帯等について検討し、より一層充実した交通安全運動の推進を図っていく。また、交通安全教室のPRに努める。 また、放置自転車等の増加に対応し、引き続き撤去及び誘導業務の委託業者や駐輪場等の指定管理者と連携しながら、放置自転車対策を進めていく。							
課題	新型コロナ5類移行に伴い、人流が増加したことにより、志木駅周辺及び新座駅周辺の放置自転車について増加している。 また、交通ルールの遵守、マナーの向上や高齢者の運転免許証自主返納を促す声が高まっており、より一層の普及・啓発が必要である。											

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 交通安全意識の高揚	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	B	・春及び秋の全国交通安全運動並びに夏及び冬の交通事故防止運動において、新座市交通安全推進協議会を通じて、横断歩道における歩行者優先や自転車乗用時のヘルメット着用などの交通安全に係る啓発活動を行った。 ・令和 8 年 3 月に市内の保育施設 4 9 か所に交通安全教室の実施を促す通知を送付した。年間の行事を計画する年度末の時期を狙って通知を送付したため、来年度は実施回数の増加を見込んでいる。	交通政策課
	B	・市ホームページで、運転免許証自主返納による「運転経歴証明書」取得や埼玉県警察のシルバーサポーター制度の案内及び周知を実施した。	長寿はつらつ課
(2) 安全な交通環境の整備	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	B	・放置禁止区域内等において年間 1 2 0 回の誘導及び放置自転車の撤去活動を実施した。 ・実績 志木駅周辺：3 8 8 台 新座駅周辺：3 7 台 ・放置禁止区域内に設置している啓発看板について古く見えづらいものを新しいものに交換して周知を図った。	交通政策課
3	B	・交通危険個所の解消及び交通安全啓発に向けた看板を 1 2 4 箇所設置した。	交通政策課
	B	・道路環境の変化や交通量の増加に伴う交通危険箇所の解消に向け、道路反射鏡（カーブミラー）を 1 9 基設置した。	道路管理課
	B	・路面標示について、職員によるパトロールや市民からの要望を受け、新規の表示や劣化等により視認性が低下した標示については再標示を 9 件行った。	道路河川課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点達成度	所管課
交通安全教室実施回数・人数	21 回 1, 790 人	32 回 2, 531 人	29 回 2, 421 人	31 回 2, 663 人			41 回 4, 000 人	B	交通政策課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】													
第3節 公園・緑地													
施策 No.23 良好な自然環境の保全、活用、創出										基本計画 掲載頁	96～97		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数				A	0	B	7	C	1
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	0	B	3	C	0
成果	みどりの保全協定や都市緑地法に基づく特別緑地保全地区制度により緑地を保全し、草刈りや樹木剪定などの管理業務を行うとともに、緑地内の設備の整備・修繕を行うことで活用を推進した。 また、新座グリーンスマイル基金を活用して、相続が発生した山林を取得し、緑地の保全を図った。 さらに、新座市グリーンサポーター活動においては、市民が緑を身近に感じ、憩いの場として利用できるよう、下草刈り、枯枝集積、落葉収集や園路へのチップ撒きなどを行い、緑地の管理・保全に努めた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	令和6年3月に策定した「新座市みどりの基本計画アクションプラン第1期」を効果的に推進するため、新座市緑化推進協議会において進捗状況や成果を確認していく。 また、協議内容をさらに充実させるために、現地視察などの実施を検討し、みどりの保全及び緑化の推進に係る施策の質の向上を図っていく。 山林の相続税猶予に関する制度や買取りに対する財政支援策の国・県への要望については、要望できる適切な機会が捉えられるよう、係内で情報を共有し、国・県の動向を注視していく。 新座市グリーンサポーターの新規構成員の確保については、既存構成員からの意見を伺いつつ、有効な広報方法等について検討していく。								
課題	山林の相続税猶予に関する制度の確立及び山林の買取りに対する財政支援策の創出について、国・県へ要望する機会を捉えることができなかった。 また、新座市グリーンサポーターについて、構成員の高齢化等の要因により、人員が減少傾向であるため、新規構成員の確保が必要である。												

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 緑地の保全・活用の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	平林寺周辺を始めたとして、良好な自然環境の保全に努めます。	B	・平林寺境内林の樹木の保全を目的として、平林寺に対し、緑地保全特別助成金を交付した。 ・ボランティア団体、地域コミュニティ、大学、行政等で構成されている、「HUGネット（ふるさとの緑と野火止用水を育む会）」の活動に参加・協力し、平林寺周辺（野火止用水周辺）の自然環境の保全に努めた。	みどりと公園課
2	妙音沢周辺の良好な自然環境の保全や憩いの場となる周辺整備の推進に努めます。	B	・自然環境に極力影響を与えないような範囲で、必要に応じて剪定・伐採等の管理・保全及び柵等の整備を行った。 ・新座グリーンスマイル基金を活用して、相続が発生した妙音沢特別緑地保全地区内の山林を取得し、緑地の保全を図った。この買取りにより、妙音沢特別緑地保全地区内の民有地の取得が全て完了し、地区の一体的な保全が可能となった。	みどりと公園課
3	みどりの保全協定などの諸制度に基づき、緑地の保全・活用を推進するとともに、市内に残る貴重な緑地を計画的に取得するため、新座グリーンスマイル基金の周知と活用を図ります。	B	・みどりの保全協定や都市緑地法に基づく特別緑地保全地区制度により緑地を保全し、草刈り・樹木剪定等の管理や緑地内の設備の整備・修繕を行うことで活用を推進した。 ・開発行為等に係る意見書提出時や市主催イベント時等において、積極的に新座グリーンスマイル基金の周知を図った。 ・新座グリーンスマイル基金を活用し、緑地を取得した。 ○令和7年度新座グリーンスマイル基金活用実績 取得緑地：妙音沢特別緑地保全地区 取得面積：2, 276. 23㎡ 取得金額：45, 296, 977円 ○令和7年度新座グリーンスマイル基金受入実績 寄附件数 37件 寄附金額 3, 136, 407円	みどりと公園課
4	市民・事業者に対しては、緑地協定制度などを活用し、地域ぐるみによる自主的な緑地の保全活動の促進に努めます。	B	・地域住民等で構成されたボランティア団体による、みどりの保全協定緑地等の管理及び保全について、用具の貸し出しや支給等、支援を実施した。 ・ボランティア団体、地域コミュニティ、大学、行政等で構成されている、「HUGネット（ふるさとの緑と野火止用水を育む会）」の活動に参加・協力し、平林寺周辺（野火止用水周辺）の自然環境の保全活動の推進に努めた。 ・埼玉県が設置した「埼玉県ネイチャーポジティブ推進分科会」に入会し、企業・団体との共創による取り組みの実現を目指して、交流会や現地視察会に参加した。	みどりと公園課
5	山林の相続税猶予に関する制度の確立及び山林の買取りに対する財政支援策の創出について、国・県へ要望していきます。	C	・山林の相続税猶予に関する制度の確立及び山林の買取りに対する財政支援策の創出について、国・県へ要望する機会を捉えることができなかった。今後は、要望できる適切な機会が捉えられるよう、係内で情報を共有し、国・県の動向を注視し、市長会や県予算への要望等の機会を捉え、国・県への要望を行っていく。 ・これらの制度や支援策が確立していないことから、山林所有者の相続発生時に、相続人が山林の売却を選択することが多く、緑地面積の減少が進んでいる要因の一つであると考えられる。	みどりと公園課
(2) 緑地空間の創出		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
6	公共施設や道路などについては、緑化基準に基づき、緑化を推進するとともに、民間事業者に対して、緑化指導を行うことで、景観等も考慮しながら、貴重なみどりを守っていきます。	B	・民間事業者に対しては、みどりのまちづくり条例に基づき、一定基準以上の開発行為等に対し緑化指導を実施した。	みどりと公園課
7	生け垣設置に関する助成を行うとともに、市民及び事業者に対しての周知を進めます。	B	・新座市生け垣設置助成要綱を改正し、令和7年10月から生け垣設置助成金事業を再開した。また、広報及び市ホームページに事業の再開を掲載し、市民・事業者に対して周知を図った。 ・開発行為等に係る意見書に生け垣の設置について記載するとともに、市ホームページに「新座市みどりのまちづくり条例事務取扱基準」を掲載し、事業者に対しての周知を行った。 ・事業再開に当たり市民・事業者へ十分な周知を行ったものの、結果として申請は0件であった。 ○令和7年度生け垣設置助成金件数 申請件数：0件 交付件数：0件	みどりと公園課
8	新たな緑地空間を創出するため、市民緑地認定制度の導入・活用に努めます。	B	・埼玉県主催の「県・市町村緑化行政担当者会議」に出席し、市民緑地認定制度について、研究先進事例等の情報収集を行った。	みどりと公園課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
緑地面積 ※今後減少は避けられないため、減少幅及び減少ペースを抑えることに努める。	314. 58ha	296. 6ha	295. 58ha	293. 67ha			306. 03ha	C	みどりと公園課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】											
第3節 公園・緑地											
施策 No.24 憩いの場となる公園の充実										基本計画 掲載頁	96～97
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	1	B	5	C	1
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	7	C	0
成果	大和田水辺の丘公園について、グランドオープン後の開園初年度であったが、多くの利用者が訪れ、憩いの場としての役割を果たすとともに、地域の賑わいの創出に寄与する成果を得ることができた。 菅沢一丁目児童遊園について、子どもたちや地域のニーズを踏まえ、令和8年1月にボール遊びのルールを策定した。これにより、子供たちが安心して遊べる環境が整い、地域住民に安全で快適な公園を提供することができた。 さらに、公園を安全で快適に利用できるよう、市全体の公園において必要な修繕・清掃・除草・樹木剪定等を実施し、良好な公園環境を維持・管理を行うことができた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	大和田水辺の丘公園については、混雑緩和対策として、ホームページによる混雑予想情報の事前周知及び混雑状況可視化システムの導入によるリアルタイム混雑情報の提供により、利用者の分散を図るとともに過剰な来園の抑制につなげる。また、じゃぶじゃぶ池稼働時間について、終了時間を午後5時から午後4時半に変更するとともに、1時間ごとに10分の休憩時間を設け、利用者の休息と回転を促しながら、水質維持を図る。あわせて、公園東エリア駐車場及び臨時駐車場を有料化することで、目的外利用や長時間滞在を抑制し、駐車場の適正な利用を促す。公園のボール遊びに関するルール作りについては、菅沢一丁目児童遊園での成果を踏まえ、ボール遊びができる公園を増やす取組を継続する。公園のリニューアル計画については、令和9年度の策定に向けて、基礎調査として公園の現況や地域ニーズを把握するための調査を行う。 公園全体の環境整備については、引き続き充実に努めていく。						
課題	大和田水辺の丘公園について、7月のじゃぶじゃぶ池オープン後、想定を大幅に上回る利用者が訪れた結果、密集により利用者の安全確保が困難となったことや駐車場満車による道路滞留や路上駐車、近隣商業施設への駐車が発生した。ボール遊びができる公園の整備について、近隣住民や利用者の意見を伺いながら、ルールづくりを進めていく必要がある。 本市の公園は、開設から30年以上経過したものが多く、施設の劣化や樹木の枯死といった問題等がある一方、予算にも限りがあることから、計画な整備・改修が必要である。このため、公園のリニューアル計画の策定が急務である。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 拠点となる公園の整備	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地内での公園整備など、土地区画整理事業に合わせ、魅力ある街区公園の整備を推進するとともに、道場地内において新座セントラルキッズパークの整備を進めます。	C	・土地区画整理事業に伴う（仮称）新座駅北口5号街区公園及び（仮称）大和田二丁目公園の整備については、厳しい財政事業により見送りとなった。今後については財政状況を踏まえつつ、令和9年度予算において（仮称）新座駅北口5号街区公園の整備工事及び（仮称）大和田二丁目公園の整備設計業務委託に係る事業費を計上する。	みどりと公園課
2 本市のスポーツ・レクリエーション及び自然観察の中核として、総合運動公園の適切な維持管理を行うとともに、設備等のリニューアルに努めます。	B	・総合運動公園については、体育施設等に指定管理者制度を導入した平成25年度から令和6年度まで、公益財団法人新座市スポーツ協会を指定管理者として施設の管理を行わせていたが、令和7年度からは、当協会及びコナミスポーツ株式会社の共同事業体であるスポーツにいざコンソーシアムが指定管理者となった。このため、公益財団法人新座市スポーツ協会の蓄積された管理運営実績に加えて、コナミスポーツ株式会社が持つ豊富なノウハウにより適切に運営管理が行われた結果、安全かつ快適な公園利用に貢献した。 ・市は、緊急を要する施設修繕等や苦情や要望による突発的な施設改修等を行うことで、公園施設の充実を図った。	みどりと公園課
3 地域の身近な公園や児童遊園の再配置、老朽化した公園の再整備に当たっては、公園のリニューアル計画を策定し、幅広いニーズに対応できる公園づくりを進めます。また、公園施設の新設・改良に当たっては、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した整備を行います。	B	・公園リニューアル計画について、令和9年度の策定に向け、令和8年度予算において公園現況基礎調査に係る事業費を計上した。	みどりと公園課
4 公園のリニューアルや新規整備に際しては、規模や立地場所などの条件を踏まえ、必要に応じて、公募設置管理制度（Park-PFI）による民間の資本やノウハウを活用した整備・改修及び管理手法について検討します。	B	・公募設置管理制度について、事例等の調査研究を進めた。	みどりと公園課
(2) 誰もが利用できる公園の充実	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5 公園遊具の安全点検の実施と維持・補修を進めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。	B	・職員による日常点検と遊具業者による年1回の遊具点検を継続的に実施することで、公園内の安全性が確保され、事故の未然防止につながった。これにより、利用者が安心して公園を利用できる環境を維持することができた。 ・公園のルール等を明示する案内板について、ピクトグラムで表現した案内板に更新することで、年齢、性別、障がいの有無や発達状況にかかわらず、あらゆる人が安全に利用できるような環境整備を図った。	みどりと公園課
6 子どもたちの声を聴き、子育て世代にも配慮して、親子で1日遊べるなど、利用者のニーズを踏まえた公園づくりを推進します。	B	・菅沢一丁目児童遊園におけるボール遊びのルールづくりについて、近隣小学校在籍児童へのアンケートを踏まえ、地元町内会と協議し、ルールを策定した。 ・アンケートについては、野火止小学校に在籍する5、6年生を対象にWEBアンケート方式で行い、171名から回答があった。アンケートを実施したことで、ボール遊びをしてもよい時間帯や年齢についての子どもの意見を把握することで、ルール案を作成することができた。 ・地元町内会との協議については、町内会長を通じて実施した。具体的には、市で作成したルール案を提示した上、町内会としての意見の取りまとめを依頼した。その結果、特段の意見はなかったことから、ルール案のとおり策定した。	みどりと公園課
7 行政と市民との協働の下、公園の清掃や維持管理を行います。	A	・39町内会と公園等清掃管理業務協定を提携し、各公園の清掃や草刈り等を実施した。また、207名の公園ボランティアを登録し、各公園の管理に協力いただいたことにより、公園が清潔で整備された状態を維持することができた。なお、ボランティア登録者数が令和6年度末の169名から大きく増加したが、その要因として、広報への掲載や市民の意欲の高まりが考えられる。	みどりと公園課

施策のKPI（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
市民一人当たりの都市公園面積	1.77㎡	1.81㎡	1.88㎡	1.91㎡			1.98㎡	B	みどりと公園課
緑・公園に関するボランティア登録者数	234人	249人	240人	267人			254人	A	みどりと公園課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第4節 道路

施策 No.25 道路交通網の整備

基本計画掲載頁

98～99

総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	Ⅱ：一部見直し等の余地がある	施策展開の評価数	A	0	B	6	C	1
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	4	C	1
成果	歩行者の安全性や快適性に配慮し、道路の拡幅や歩道の確保を新座市道路整備基本計画に基づいて計画的に進め、安全な道路環境づくりに取り組んだ。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	道路環境の改善・整備を進めつつ、都市計画道路保谷朝霞線、放射7号線、東村山足立線の幹線道路の整備について、埼玉県と連携を図っていく。 また、東久留米志木線（本多工区）については、令和7年度末に事業認可を取得した。基本設計も完了し、道路整備に向けて関係機関と調整を進めていく。					
課題	道路の無電柱化や自転車通行空間の整備については、調査・研究の結果を踏まえ、検討を進めていく必要がある。									

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 道路環境の改善・整備	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 交通手段にかかわらず、誰もが安全で快適に使用できる道路整備を推進します。また、安全、防災、景観において効果の高い無電柱化の検討や街路樹の整備を進めます。	B	・東久留米志木線（本多工区）において、歩行者及び自転車通行との分離について、令和 7 年度の基本設計の完了に向けて関係機関と協議を進めた。 ・近隣住民への負担や不利益を被る課題があるが、安全で円滑な交通の確保、都市景観の向上を図るため、先進事例の情報収集をしながら調査研究を行った。 ・今後予定される道路整備の計画については、工作物や街路樹などの施設を適正に配置し通行の妨げにならない計画となるよう留意する。	道路管理課 道路河川課
2 歩行者の安全性や快適性に配慮し、道路の拡幅や歩道の確保を計画的に進め、安全な道路環境づくりに取り組みます。また、市民の利用状況に合わせ、自転車通行空間の整備をするなど、自転車や車いす、新たなモビリティ（交通手段）等の利用にも配慮した整備に努めます。	B	・市道第 8 号線（陣屋通り）について、歩道用地等を取得した。 ・自転車通行空間の整備等について、東久留米志木線（本多工区）において検討を進めている。 ・市道第 5 号線（水道道路）については、歩道拡幅整備工事の着手をしたが、東京都水道局との調整に時間を要し、翌年度に繰り越しとなった。令和 8 年 7 月末の完工を目標とし、より安全な道路環境の確保に努めます。	道路管理課 道路河川課
(2) 幹線道路の整備	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3 都市計画道路保谷秋津線、ひばりヶ丘片山線については関係機関と調整しながら整備を推進するとともに、東久留米志木線については整備を進めます。	C	・保谷秋津線について、事業期間は令和 7 年度までとなっていたが、用地取得率が約 1 3％に留まっているため、令和 8 年 3 月 3 0 日付けで事業期間の延伸の公告をした。当該路線については、1 名で買収予定地内の約 6 5％の土地を所有する地権者があり、その他の地権者からの用地買収を進めているため用地取得率が低水準となっているもの。 ・ひばりヶ丘片山線については、令和 8 年度の事業認可取得を目指していく。 ・東久留米志木線については、本多工区約 5 2 0（暫定整備区間含む。）m の整備のため、令和 8 年度に不動産鑑定及び物件調査を実施する。	道路管理課
	B	・都市計画道路東久留米志木線基本設計業務委託については、前年度から繰り越しとなったが業務委託については完了した。納品された成果の内容を十分精査したうえで令和 1 3 年の工事着手に向けて関係各課等との調整を適時行っていく。	道路河川課
4 都市計画道路保谷朝霞線、放射 7 号線、東村山足立線などの早期整備について、県に要請・協力します。	B	・都市計画道路保谷朝霞線、放射 7 号線、東村山足立線の早期整備について埼玉県に対し要請した。 ・街路事業費の負担及び一部区間について、交渉業務の一部を受託するなど、積極的な協力も図っている。	道路管理課
5 関越自動車道へのスマートインターチェンジの設置に向け、調査検討を進めます。	B	・スマートインターチェンジの設置に関しては、交通の受皿となる保谷朝霞線(県事業)の整備と共に進捗をさせていく必要がある。スマートインターチェンジの概略、整備方法の想定は進めているが、事業化のタイミングも見据えながら、更に具体的な設置位置や構造、周辺のまちづくりについて調査研究を進めていく。	都市計画課
6 都市計画道路保谷朝霞線の整備の進捗に合わせた、道場地区におけるまちづくりの在り方について検討します。	B	・地権者有志で発足した発起人会におけるまちづくり検討の支援を行い、勉強会を 2 回実施した。 ・さらに次の段階であるまちづくり協議会設立に向けて進むことについて地権者の過半数以上の同意を得て、協議会設立に係る地権者全体説明会を開催した。 ・令和 8 年度の協議会設立を目指し、戸別訪問等による協議会役員の選定に取り組んだ。	都市計画課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
都市計画道路整備率	16%	16%	16%	16%			82%	C	道路管理課

※市の都市計画道路事業 3 路線（①保谷秋津線②ひばりヶ丘片山線③東久留米志木線）について道路整備はひばりヶ丘片山線が48%の整備率で他の 2 路線は用地交渉中で整備に至っていないことから総体とすると16%の整備率になる。
※道路整備率という観点から鑑みると目標を下回っているためCとします。

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第4節 道路

施策 No.26 道路管理の充実

										基本計画 掲載頁	98～99	
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅰ：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	0	B	5	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	4	C	0	
成果	安全で円滑な道路交通の確保のため、道路上施設の維持、修繕及び環境保全を行った。 また、橋梁の維持・補修については、新座市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕・点検を行った。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	引き続き、道路・橋梁の定期的なパトロールを通じて、維持・補修を進めていく。 なお、令和7年度に新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例の改正を行い、カーブミラーについて開発行為等による設置基準をこれまでの努力義務から設置義務として基準の強化ができた。							
課題	道路側溝などの清掃、草刈等に関する要望が増加している。 引き続き、道路の定期的な調査やパトロールを通じて道路の維持・補修に取り組んでいく必要がある。 インフラ系設備の老朽化により小規模の陥没等が数件発生している。パトロールを強化し、早い段階での処置ができるよう対応する必要がある。											

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 道路の維持・補修		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	道路の定期的な調査やパトロールを実施し、市民からの情報提供等を受けながら、舗装等の傷みの早期発見・計画的な補修により、舗装の長寿命化を図るとともに、街路樹や植樹帯の保全に努めます。	B	・日常的な道路の点検や市民からの要望や苦情に都度対応した。（電話・窓口での苦情件数 1,559 件※道路管理課・道路河川課合算） ・年 2 回、部内の各課で地区分けしてパトロールを実施した。	道路管理課 道路河川課
		B	・1・2 級幹線道路については、新座市舗装修繕計画を基に計画的に修繕（5 路線）を行った。 ・令和 8 年度には、約 79％に達する予定である。 ・生活道路については、パトロールや要望を受けた路線を適切に維持管理を行った。（道路舗装修繕 94 件）	道路河川課
2	市民による清掃・花の植栽など、協働による良好な沿道景観の創出と道路の適切な維持管理を進めます。	B	・市民の協力を得て年 2 回、東久留米・志木線沿いの植樹帯 14 か所に花の植栽を行った。また歩道内の植樹帯の除草、清掃を行った。	道路管理課
(2) 橋の維持・補修		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	市内橋について、5 年ごとの定期点検による劣化進行度合いに応じて、修繕時期を検討するとともに、点検結果を基に適切な維持管理に取り組み、災害に強い道路網の確保を図ります。	B	・新座市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、下記の工事を実施した。 ・向橋長寿命化修繕工事（令和 6 年度より繰越） ・隅屋敷橋長寿命化修繕工事 ・中郷橋長寿命化修繕工事 令和 8 年度には、4 橋の修繕を実施予定	道路河川課
(3) 私道整備への支援		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
4	砂利道の舗装や老朽化した舗装の再整備など、私道整備の支援に努めるとともに、補助金の要件について調査・研究します。	B	・令和 7 年度は補助件数は 0 件であった。（新座市コミュニティ施設整備事業補助金） ・事前相談件数は 13 件であったが、幅員が足りないなどの理由により本申請には至らず。	道路管理課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
市道舗装修繕計画による市道修繕率	0%	23.2%	38%	63%			100%	B	道路河川課
橋梁長寿命化修繕計画による修繕率	0%	8%	17%	33%			100%	B	道路河川課

※舗装修繕計画及び橋梁修繕計画に基づき修繕を実施できたためBとした。

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第5節 河川・水路

施策 No.27 治水対策の推進										基本計画 掲載頁	100～101
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅰ：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	0	B	3	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	1	C	0
成果	柳瀬川及び黒目川の適正な維持管理（浚渫等）を埼玉県に要望するとともに、これまでの内水氾濫履歴を精査し要因を究明することや、効果的浸水対策の調査結果を活用し、災害に対する改善や貯留浸透施設を設置する候補地の検討を実施した。 また、開発行為の協議の際、新座市雨水流出抑制対策技術基準に基づき、雨水貯留・浸透施設の設置を指導し、設置率は100%となった。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	引き続き、柳瀬川及び黒目川における適正な維持管理と、治水機能の向上に向けて埼玉県に要望していく。 また、雨水の流出を抑制するため、雨水貯留・浸透施設の設置などを推進するとともに、開発行為の協議の際にも適切に指導していく。						
課題	引き続き、治水安全対策、雨水流出抑制に取り組んでいく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 治水安全対策の促進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 柳瀬川、黒目川について、河川内に堆積した土砂を取り除く浚渫工事など適正な維持管理と、必要に応じて更なる治水機能の向上に向けた改修・整備を県に要望します。	B	・令和7年第4回定例会において白井議員よりされた質議内容に基づき、柳瀬川の適正な維持管理（浚渫等）に付随して、河道幅の増加やその他の治水機能向上が期待できる改修・整備について、河川管理者である埼玉県に要望（令和7年12月）を行った。	道路河川課
(2) 雨水流出抑制の推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2 降雨時における河川への急激な雨水の流出を抑制するため、公共施設の新設・改修に合わせた雨水貯留・浸透施設の設置や、歩道の整備における透水性舗装を推進します。さらに、想定を超えた大型台風や集中豪雨の発生時においても被害を抑制できるよう、公園や学校などの広い敷地を持った施設について、貯留施設としての活用を進めます。	B	・本年度は貯留浸透施設の設置に係る事業については該当がないものの、これまでの降雨履歴等を活用し要因を究明することや、別途、市全体で進める効果的浸水対策の調査結果をもとに、貯留施設を設置する候補地や費用対効果について検討を実施した。	道路河川課
3 民有地における雨水貯留・浸透施設の設置を促進します。	B	・開発行為の協議の際、新座市雨水流出抑制対策技術基準に基づき、雨水貯留・浸透施設の設置を指導した。設置件数51件、設置率100%。	道路河川課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
開発行為等における雨水貯留・浸透施設設置率	0%	100%	100%	100%			100%	B	道路河川課

第5次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート（対象：令和7年度実績）

第3章 基本政策㊟ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第5節 河川・水路

施策 No.28 河川・水路環境の整備

基本計画
掲載頁

100～101

総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数	A	0	B	2	C	1		
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	2	C	0		
成果	水辺に親しめる環境づくりとして、柳瀬川及び黒目川について遊歩道の定期除草や選定を実施した。 また、野火止用水についても同様に定期除草や選定を行い、景観に配慮した暮らしに身近な水辺空間の維持管理を行った。 野火止二丁目地内において、野火止用水の河川改修を実施したが、昨今の情勢の影響により納期に遅延が生じたため繰越となったが、安全に施工を進める。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	引き続き、柳瀬川及び黒目川における遊歩道や、野火止用水の適正な維持管理に努めていく。							
課題	水辺空間の整備には恒常的に取り組んでいく必要がある。 柳瀬川左岸の堤防に設置されている歩道については、老朽化による破損が目立つ。一部県が修繕する部分も含まれているため、引き続き県と調整を図り修繕の計画を進める必要がある。											

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 水辺に親しめる環境づくり	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 柳瀬川、黒目川について、整備の完了した遊歩道の適切な維持管理を進めるとともに、ウォーキングやサイクリング、自然観察など、市民が気軽に親しめるレクリエーションの場として積極的な活用を図ります。	C	・定期除草作業を行い、適正に遊歩道の維持管理を行った。 ・柳瀬川右岸の堤防に設置されている歩道については、路肩部分が崩れ破損しているとの要望を多数受けた。舗装は劣化し修繕が必要であると思われるが、一部県が管理する工作物があるため、この部分について県へ修繕の要望を行っている。早期に修繕を行えるように県と調整を進める。	道路河川課
2 野火止用水について、護岸の補修を適宜行い、暮らしに身近な水辺空間としての活用を図ります。	B	・野火止用水の改良工事に着手したが、昨今の労働者、物流等の人材不足の影響により製品の納期に遅延が生じたことから繰越を行った。雨の多くなる時期を前に完了できるよう安全に工事を進める。 ・定期的にパトロールを行い、景観に配慮した修繕を随時行った。	道路河川課
3 市民との協働により、清掃活動や啓発活動を進め、快適な水辺空間を創出します。	B	・ボランティア団体と連携を図り、水辺空間の維持管理を行った。ボランティア団体数1団体、活動場所数1箇所、活動件数1件。	道路河川課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

[illegible]

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】											
第6節 上水道											
施策 No.29 上水道の安定供給										基本計画 掲載頁	102～103
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	0	B	5	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	4	C	0
成果	新座市水道事業経営戦略より、今後経営状況が厳しくなることが判明したことから、水道事業の健全経営の確保のため、令和8年度から令和12年度までの期間において、給水原価と供給単価が同じとなる「料金回収率100%」の水準を基準にした料金改定を行うこととし、水道事業審議会にて審議を行い、令和7年12月に給水条例を改正した。「安全で強靱な水道の持続」を推進するため、新座市水道ビジョン及び新座市上水道第8次施設整備事業計画を策定した。 また、水道法に基づく水質検査を実施し、定期的な検査を実施することで、安全な水道水の供給を担保した。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	令和7年度に策定した新座市水道ビジョン（新座市上水道第8次施設整備事業計画書）に基づき、水道事業の経営の効率化に努めていくほか、市民への分かりやすい情報発信をしながら、節水機器の普及や節水意識の高揚を目指した取組を進めていく。 今後は各水道施設において、新座市上水道施設整備事業計画に則り計画的に整備を進めていくことにより、「安全で強靱な水道の持続」を推進する。						
課題	安全な水道水の供給体制の整備には恒常的に取り組んでいく必要がある。 また、令和6年1月に発生した能登半島地震により水道管に基大な影響を与えた。水道施設の耐震化は減災に有効であるため、今後も職員配置状況、財政状況を鑑み耐震化率向上に努めていく必要がある。 水道事業の健全経営の維持及び老朽化が進む施設の更新を行っていくため、定期的に料金水準の見直しの検討を行っていく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 安定的・継続的な健全経営		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	水道施設等の資産の状況を把握した上で、水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めます。また、事業の運営状況について、市民への分かりやすい情報発信を行います。	B	・昨今の物価高騰、県水の受水単価の値上げ等に伴い、収支の悪化が見込まれたため、令和8年4月から水道料金を改定することとして、令和7年12月に給水条例を改正した。料金改定に当たっては、広報、HPに改定内容を掲載するとともに、全戸にチラシを配布した。今後も水道事業の安定的・継続的な運営に努めていく。 ・運営状況等についてHPへ掲載し、情報発信を行った。	水道業務課
2	漏水調査の効果的な手法を検討し、継続的に実施していく中で、必要に応じて修繕工事を行い、有収率の向上を図るなど、水道事業の経営の効率化に努めるほか、節水機器の普及や節水意識の高揚を目指した取組を進めます。	B	・節水について、広報やポスター掲載、水道週間に懸垂幕の掲揚を行った。	水道業務課
		B	・漏水調査を継続的に実施し、漏水発見後速やかに修繕することで、高い水準で有収率を維持した。 令和7年度戸別漏水調査件数 32, 593件 修繕数 132件	水道施設課
(2) 供給体制の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	水質検査を継続的に実施し、安全な水の供給に努めます。	B	・水質検査については、水道法に基づき全51項目において年1回以上実施することで、安全な水道水の供給を担保した。また、近年の「PFOS及びPFOA」の状況を鑑み、当該「PFOS及びPFOA」の検査を全ての井戸（18箇所）と浄水場（4箇所）で実施した。 ※「PFOS及びPFOA」：近年有害性を指摘されている有機フッ素化合物（PFAS）の代表物質	水道施設課
4	重要給水施設へ配水する管路や耐用年数に達した管路などの耐震化を優先的に進めます。また、浄水場など、老朽化した施設・設備の適切な維持・管理を行い、施設の運用に与える影響等を勘案した上で、地球温暖化対策に配慮した計画的な更新や耐震化を進めます。	B	・重要給水施設へ配水する管路や老朽化した配水管について計画的に耐震化を進めた結果、管路全体の耐震化率はおおむね順調に推移した。今後も、新座市上水道施設整備事業計画に則り計画的に整備を進めていく。 ・一方で、施策のKPIである「管路耐震化率」における基幹管路(導水管・送水管・配水本管)の耐震化については、令和6年度に策定した「新座市水道施設再配置基本計画」において、水道施設の統廃合に伴い将来的に廃止や布設替えとなる管路もあり、費用対効果を見据えて導水管・送水管の整備予定を先送りしたことから、当初、本計画期間内で更新を行う予定であった基幹管路については目標値との乖離が生じている。	水道施設課

施策のKPI（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点達成度	所管課
有収率	95%	95.63%	95.53%	95.21%			96.31%	B	水道施設課
管路耐震化率（管路全体／基幹管路）	管路全体 46.4% 基幹管路 33.4%	管路全体 47.4% 基幹管路 37.0%	管路全体 47.7% 基幹管路 37.7%	管路全体 48.1% 基幹管路 39.0%			管路全体 49.5% 基幹管路 64.5%	C	水道施設課
水質検査項目の合格／水質基準適合率	100%	100%	100%	100%			100%	B	水道施設課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】													
第7節 下水道													
施策 No.30 下水道の整備促進										基本計画 掲載頁	104～105		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数				A	0	B	6	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	0	B	3	C	0
成果	汚水については、污水管路ストックマネジメント計画に基づき、既存施設の正常な機能の維持に努めるため、污水管に管口カメラを入れ、劣化状況の調査ができたこと、また、既存の污水管改築工事を行うことができたことから、おおむね目標どおりに進めることができている。 雨水については、雨水幹線及び雨水枝線の整備をおおむね目標どおり実施することができた。また、既存施設の正常な機能の維持に努めるため、雨水管にテレビカメラを入れ、劣化状況の調査ができたことから、おおむね目標どおりに進めることができている。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	下水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めるとともに、污水排水対策及び雨水排水対策を推進していく。 また、維持・管理について、国から調査等の法改正を含めた新たな判定基準や優先順位の考え方が示された場合、速やかにストックマネジメント計画へ反映させ、対応を図っていく。 なお、令和7年度に雨水管を含めたストックマネジメント計画の見直しを実施したため、今後は本計画に沿って速やかに計画的な予防保全に努めていく。								
課題	今後、法定耐用年数を経過する管渠が増加することが見込まれることから、污水管だけではなく、雨水管についてもストックマネジメント計画を策定し、計画的に整備を進めていく必要がある。 また、八潮市の道路陥没事故を受けて、下水道管渠の維持管理について国・県から新たな方針等が示された際、速やかに対応ができるように備えていく必要がある。												

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

（1） 安定的・継続的な健全経営		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	下水道事業の経営状況、下水道施設の資産の現状を踏まえ、中長期的な経営の基本計画を定め、下水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めます。	B	・下水道事業を取り巻く経営環境の変化と計画内容等を見直し、更なる下水道事業の健全化と経営基盤の強化を図るため、新座市公共下水道事業経営戦略を改訂した。	下水道課
2	公共下水道未接続世帯の解消に向けて、未接続家屋・事業所への水洗化指導、啓発により、接続率を高め、整備された公共下水道の有効活用に努めます。	B	・公共下水道未接続世帯について、定期的に水洗化指導を行った結果、令和 7 年度水洗化指導件数 6 2 0 件のうち、接続が 1 4 件、空地・駐車場等の指導対象外が 1 2 件であった。	下水道課
（2） 污水排水対策の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	事業認可区域の計画的な整備を推進します。	B	・新座駅北口土地区画整理地区内において、区画整理事業の進捗に伴い、污水枝線の整備を行った。具体的には「新座市公共下水道新座駅北口土地区画整理地区污水枝線工事その 2 3」（管径 2 0 0 mm、延長 1 3 0 . 8 5 m）を予定どおり実施することができた。	下水道課
4	既存の污水管の計画的な維持管理、改築・更新に努めます。	B	・污水管路ストックマネジメント計画に基づき、既存施設の正常な機能の維持に努めるため、污水管の管口カメラの調査を行うとともに、既存の污水管改築工事を実施することができた。 ・調査については「新座市公共下水道汚水ストックマネジメントに伴う下水道施設調査業務委託」及び「新座市公共下水道污水管路調査業務委託」により、管口カメラ調査 894 基、テレビカメラ調査 4 , 4 9 9 m を予定どおり実施することができた。 ・改築工事については「新座市公共下水道三芳町本多幹線改築工事その 3」（管径 1 , 6 5 0 mm、延長 2 9 6 . 3 m）を予定どおり実施することができた。	下水道課
（3） 雨水排水対策の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	雨水管理総合計画に基づき、優先順位を付けて整備を推進します。	B	・雨水管理総合計画に基づく雨水管整備を推進するための工事、設計業務委託を実施した。 ・具体的には令和 7 年度を債務負担行為とする「新座市公共下水道野火止中央枝線工事」（管径 1 , 2 0 0 mm、延長 3 4 6 . 1 m）について、他企業管理物の近接協議により工程調整に時間を要したため、令和 8 年度まで工期を延長したが、順調に進捗している。	下水道課
6	既存の雨水管の計画的な維持管理、改築・更新に努めます。	B	・既存の雨水管調査において、テレビカメラ調査及び潜行目視調査を実施することができた。 ・具体的には「新座市公共下水道既設雨水管路調査業務委託」により、テレビカメラ調査 9 9 4 m、潜行目視調査 5 , 5 1 5 m の計 6 , 5 0 9 m を予定どおり実施することができた。 ・大規模下水道管路特別重点調査において、対象となった約 1 2 . 8 km の潜行目視調査を実施した結果、緊急度Ⅰが約 4 . 6 km、緊急度Ⅱが約 5 . 0 km と判定された。そのうち、優先度の高い約 3 . 1 km については、実施設計を行った。また、一部について先行して空洞調査を行ったが、異常な空洞はなかった。	下水道課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
新座市污水管路ストックマネジメント計画（第 I 期）による進捗率／改築延長＝1,560m 【参考】 令和 5 年度実績 280m 令和 6 年度実績 285.39m 令和 7 年度実績 296.3m	0%	17.9%	36.2%	55.2%			100%	B	下水道課
新座市雨水管理総合計画による整備率／貯留管管径1,200mm 延長＝650m 【参考】 令和 7 年度実績 346.1m	0%	0%	0%	53.2%			100%	B	下水道課

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】											
第1節 地域活動											
施策 No.31 コミュニティ活動の推進										基本計画 掲載頁	108～109
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数	A	0	B	3	C	1	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	3	C	0	
成果	各町内会の活動や掲示板等の整備に対し補助金を交付し、地域コミュニティへの支援を行った。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	引き続き、町内会活動等への助成を行うとともに、町内会加入に向けた啓発を行う。 また、集会所予約のデジタル化等、町内会の負担軽減や市民の利便性を向上させる方策を検討・推進し、コミュニティ活動の活性化を図る。						
課題	転入者に対する加入呼び掛けや町内会業務の負担軽減を図っているが、地域コミュニティの核となる町内会への加入率は低下しており、地域コミュニティの希薄化が課題である。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 地域コミュニティへの支援	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 同じ地域に住む人同士が協力して住みよいまちづくりを行う多様な主体による自主的な活動に対し、アナログ及びデジタルの両面から支援することで、自治意識の高揚を図ります。	B	・町内会のデジタル化について、令和7年度に電子回覧板等の機能をもった「自治会アプリ」（有料）を1町内会が試験的に導入した。また、他の町内会でも回覧板を電子化して共有する等のデジタル化が進んだ。	地域活動推進課
2 転入者への案内や町内会における活動などを通じ、地域コミュニティの核である町内会への加入を促進します。	C	・転入者へ啓発チラシ、ポケットティッシュ等を配布し、加入を呼び掛けた。 ・福祉フェスティバルで啓発チラシ等を配布したが、加入率の維持や向上には至らなかった。 ・町内会連合会と協力し、新たな加入促進策を検討する。	地域活動推進課
(2) コミュニティの拠点整備	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3 地域コミュニティの活動拠点となる市立集会所については、利用実態や維持管理に係る費用も勘案し、施設の在り方を含めた整備の方向性について検討します。	B	・町内会等に委託している集会所管理業務の負担軽減や利用者の利便性の向上に向けて、公共施設予約システムを導入した。また、従来の物理鍵の直接の受渡しを見直し、利用者が予約期間のみ有効な暗証番号を用いて、キーボックスに保管された施設の鍵を取り出せるシステム（スマートロックシステム）を集会所38施設に導入した。	地域活動推進課
4 町内会等が実施する地域会館等の整備に対し、助成を行います。	B	・申請のあった掲示板等整備5件についてコミュニティ施設整備事業補助金を交付し、地域コミュニティの推進に寄与した。	地域活動推進課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点達成度	所管課
町内会加入率	56.7%	53.2%	50.8%	49.0%			60.0%	C	地域活動推進課

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】

第1節 地域活動

施策 No.32 ボランティア・市民活動の推進

基本計画掲載頁										108～109		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	Ⅱ：一部見直し等の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	3	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	1	C	0	
成果	市ホームページや「にぎわの地域活動だより」の発行により、ボランティアや市民活動に関する情報発信を行った。 市民公益活動補償制度登録団体数は計画策定時より増加しているが、前年度より減少した。 近隣4市共同でボランティア団体の交流会を開催した。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	引き続き、ボランティア・地域活動に関する情報の提供や安心して活動するための補償制度の運用等を通じて、ボランティア・市民活動の活性化に向けて支援する。また、市ホームページや広報、チラシ等にて周知する。							
課題	ボランティアや市民活動に関する情報のより効果的な発信方法等についての検討が必要である。											

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1)	ボランティア・市民活動の支援	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	ボランティア・市民活動に関する情報を発信するとともに、より効果的な収集と発信の方法を検討します。	B	・市内活動団体の活動レポートや市民公益活動補償制度登録団体の会員募集情報を掲載した「にぎわの地域活動だより」を250部作成し、市内公共施設や3大学等に配布した。	地域活動推進課
2	活動中の事故を救済し、安心して活動に参加できるように、公益的な活動を行う市民団体を対象とする補償制度の運用を継続するとともに、登録者に対し制度内容の周知を図ります。	B	・補償制度の運用を継続するとともに、市ホームページに制度内容を掲載し、広く周知した。 ・登録団体に対しては、登録更新の際にパンフレットを送付した。 ・公益活動団体数（市民公益活動補償制度登録団体数）が減少したため、市民周知方法を再検討する必要がある。	地域活動推進課
3	市民や団体がボランティア・市民活動を新たに行いやすい環境づくりや地域コミュニティと連携した活動等に対する支援について検討します。	B	・近隣市（朝霞市、志木市、和光市）と共同で、朝霞地区4市の市民活動団体及び個人を対象に、地域相互交流と横の連携強化、団体同士のマッチング等を目的に市民活動団体交流会を開催した。	地域活動推進課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点達成度	所管課
公益活動団体数（市民公益活動補償制度登録団体数）	168団体	200団体	200団体	180団体			205団体	C	地域活動推進課

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】											
第1節 地域活動				1		19		0			
施策 No.33 国際化の推進									基本計画掲載頁	108～109	
総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	Ⅱ：一部見直し等の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	4	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	0	C	0
成果	やさしい日本語、英語、中国語及びベトナム語により、外国人市民向けに生活情報を提供する「新座市くらしのガイド」を作成した。 また、新座市国際交流協会主催の国際交流デーの開催に向けた支援等を行い、国際交流の充実につなげた。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	引き続き、相互理解が進むよう国際交流を推進するとともに、国際交流団体等に対する財政的、事務的及び広報支援の充実を図る。 また、今後も定期的に「新座市くらしのガイド」を改訂するなど、外国人市民が適切に行政サービスを受けられるように体制づくりや情報提供を推進する。						
課題	令和8年1月1日現在の外国人市民の人口は5,566人と年々増加しており、引き続き、適正に行政サービスが受けられるように対応を図る必要がある。 また、市民が主体となって幅広い国際交流活動を推進する新座市国際交流協会の会員の高齢化及び会員の減少が進んでおり、様々な角度で支援していく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 国際交流の推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 3か国の友好（姉妹）都市との間において、教育機関と連携し、オンライン等を活用した市民レベルの相互交流の拡充を図ります。	B	・令和7年度は市民レベルでの交流等は行われなかったが、友好（姉妹）都市各市とクリスマスカード等で交流を図った。	地域活動推進課
2 市民自らが国際社会に生きる自覚と責任を持ち、国際的視野を身に付けるとともに、世界の人たちとの相互理解を深めるため、出前講座や市民活動団体への支援などを通じて、国際交流機会の拡充を図ります。	B	・外国人市民向けに日本語教室を運営する市民活動団体に対し、活動場所の確保などの支援を行った。	地域活動推進課
(2) 多文化共生のまちづくり	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3 国籍を問わず、外国人市民が適正に行政サービスが受けられるよう、市における体制づくりを推進するとともに、外国人市民が必要な情報を適時入手できるよう努めます。また、関係機関と連携し、外国人市民に対する相談体制の充実を図ります。	B	・外国人市民向けに必要な生活情報を提供するため、令和6年度に作成した「新座市くらしのガイド」（やさしい日本語、英語、中国語及びベトナム語・データ版）を、市ホームページに掲載した。 ・埼玉県や出入国在留管理庁が提供する、電話での多言語翻訳サービスを活用し、外国人市民の相談体制の充実を図った。	地域活動推進課
4 異なる文化を持つ者同士が、それぞれの文化に触れ合う場を設けるとともに、日本の伝統文化を外国人市民に紹介する機会の充実を図ります。	B	・新座市国際交流協会主催の異文化交流に係る事業等について、会場確保や市広報による周知等で支援を行った。	地域活動推進課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
市内共催日本語教室数	2	2	2	2			3	B	地域活動推進課

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】											
第2節 地域経済振興											
施策 No.34 中小企業の経営基盤の強化										基本計画 掲載頁	110～112
総合評価	A：想定以上に 進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	2	B	2	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	2	C	0
成果	「何度でも」「無料で」「結果が出るまで」「伴走型で」をコンセプトとして、無料の経営相談所「にぎざビジネスサポート事業」を実施し、専門家による経営コンサルティングを通じて、事業者の最大の経営課題である売上改善等のサポートを行うことができた。また、市内事業者の商品・サービスの魅力を広く発信するため、市制施行55周年記念事業の一環としてマルシェを開催し、多くの方に来場を通じて市内事業者の魅力を直接知っていただく機会となった。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	経営コンサルティング業務は引き続き実施していくが、今後、市内事業者同士で交流が持てるイベントの再実施など、にぎざビジネスサポート事業として、より効果的な事業者支援を進めていく。 また、経営相談を通じて、市内事業者へのIT・DX活用などに係る事業提案や補助金の利用促進を行う。						
課題	にぎざビジネスサポートは、事業者や起業を考えている方からのニーズが高いことから、より効果的な事業者支援を検討していく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1)	中小企業の育成・支援体制の充実	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	景況や経営ニーズに即した融資や支援制度、経営相談の充実などを関係機関と連携して進めていくことにより、中小事業者の経営の安定化と経営基盤の強化を図ります。	A	・金融機関と連携を図り市制度融資の利用促進に努めたほか「にぎぎビジネスサポート」での中小企業診断士による経営相談事業を推進し、市内事業者の経営支援を図った。	産業振興課
2	起業・創業を目指す人を対象とした、相談体制の充実や創業資金の支援に努めます。	A	・「にぎぎビジネスサポート」経営相談を通じて中小企業診断士による起業家への創業計画に係る事業提案などや新座市新規創業融資利子補給金の利用促進に努め、相談体制の拡充や創業資金の支援を図った。また、市内事業者の商品・サービスの魅力を広く発信するため、市制施行 5 5 周年記念事業の一環としてマルシェを開催し、創業間もない事業者からも多くの参画があった。当日は、多くの方に来場いただき、市内事業者の魅力を直接知っていただく機会となった。	産業振興課
3	中小企業の経営者の高齢化、後継者不足に対する課題を解決するため、関係機関と連携を図り、事業承継に関する相談や支援の充実を図ります。	B	・事業承継支援を図ることを目的に協定を締結した関係機関との適宜意見交換や情報共有に努めたほか、市内事業者への新座市事業承継・M & A 支援事業補助金の事業周知をチラシ配布やホームページ掲載で行った。	産業振興課
4	デジタル社会の進展に伴う、新たなビジネスモデルへの対応が図れるよう、中小企業のデジタル化を支援します。	B	・「にぎぎビジネスサポート」経営相談を通じて中小企業診断士による市内事業者への I T ・ D X 活用などに係る事業提案のほか、I T ・ D X 活用に関する市独自の補助金の利用促進に努め、市内事業者支援を図った。 【支援実績】 I T ・ D X 導入費補助金 1, 9 5 7 千円/2, 0 0 0 千円（予算額）	産業振興課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
経営相談及び起業・創業者からの相談件数	—	537件	923件	1, 300件			600件	A	産業振興課

※目標値及び各年度の数値は制度開始時（令和 4 年度）からの累計

第5次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート（対象：令和7年度実績）

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】											
第2節 地域経済振興											
施策 No.35 商工業の充実										基本計画 掲載頁	110～112
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数	A	0	B	4	C	1	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	3	C	0	
成果	商工会に対する各種補助を実施するとともに、商店会に催しや設備整備に係る経費を補助するなどして、商工会・商店会活動を後押しした。 また、国の臨時交付金を活用したキャッシュレス決済ポイント還元事業により、地域経済の活性化を図った。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	引き続き、商工会や商店会への補助を通じて、商工業の充実を図る。 また、空き店舗の活用や産業誘致について、埼玉県等の関係機関と連携しながら検討を進める。						
課題	昨今のエネルギー価格の高騰や物価高騰は、地域の事業者に影響を及ぼしているため、補助金等を活用し、事業者への支援を行っていく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 商工業振興の充実	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 商店街の活性化を図るため、市内商店会との連携を図り、各商店会が行う各種事業を支援します。	B	・各商店会が所有する設備の維持費やイベント経費に対し補助金を交付することにより、商店街の活性化を促した。	産業振興課
2 所有者及び関係機関と連携しながら、空き店舗の有効活用の方策について検討します。	B	・柴四丁目商店会運営の街仲マルシェたりばや西武中央商店会運営のあたごひろばにてイベントを実施した際の経費や維持費に対し補助金を交付することで、空き店舗活用への支援を図った。	産業振興課
3 販路開拓や生産性向上に資する経営相談や各種支援の充実を図ります。	B	・「にいざビジネスサポート」経営相談を通じて中小企業診断士による市内事業者への販路拡大、生産性向上などに係る事業提案のほか、販路開拓等に資する市独自の補助金の利用促進に努め、市内事業者支援を図った。	産業振興課
4 市内の特色ある商工業者の魅力を市内外に発信するため、商工会等の関係機関と連携を図り、イベント等を通じてPRを図ります。	B	・商工会が開催する市内商工業のPRを行うイベントや商工会の事業に対し補助金を交付するとともに、商工祭などの一部事業の実施に協力した。	産業振興課
5 土地区画整理事業等に合わせて、産業利用に適した用地の創出や、多様な産業の誘致について検討します。	C	・適宜埼玉県及び庁内関係課と情報共有したが、現在誘致可能な用地の創出が難しいため、具体的な検討には至っていない。引き続き埼玉県等関係機関と情報共有し、検討する。	産業振興課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

[illegible]

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】											
第2節 地域経済振興											
施策 No.36 都市農業の振興										基本計画 掲載頁	110～112
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	5	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	6	C	0
成果	レジャー農園は市民に土と親しみやすい機会を提供することに役立っており、趣味としての農作業や作物の栽培から収穫までを経験できる食育といった利用者のニーズに対応することができた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	レジャー農園については、利用者増加に向けた周知方法を検討しながら、既存利用者からの要望等にも応えられるよう農園の維持管理に取り組んでいく。 引き続き、都市農業推進対策事業費補助金等により農業者及び農業団体に補助を行う。						
課題	農業従事者の高齢化や後継者不足により、担い手が少ないため、担い手の確保が必要である。 分散化した農地や遊休農地が増えているため、効率的な農業の推進や優良な農地を確保していく上で、利用集積を検討する必要がある。 市街化調整区域内の遊休農地については、市内農家の受け手が見つからないため、新規参入者の農地利用に期待するとともに農地中間管理機構との連携を検討する必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

（1）都市近郊型農業の振興	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 新たな農業技術について引き続き調査研究しながら、農業経営基盤の強化のための支援や、環境保全型農業の導入に対する支援の充実を図ります。	B	・都市農業推進対策事業費補助金により、農業機械の導入を支援した。また、利子補給を行うことによって新たな農業技術の導入などに貢献した。	産業振興課
2 引き続き農業生産者団体との連携を密にし、後継者を含む青年農業者の交流の場の設定や、担い手の育成、団体組織としての資質の向上を図るとともに、自主的な団体活動を促進します。	B	・ファーマーズマーケットや収穫祭の開催や補助金の交付により、担い手の団体活動を促進した。 ファーマーズマーケットについて 開催場所…新座市役所本庁舎1階ロビー 開催期間…5月～1月の原則第2、第4水曜日（全17回） 協力団体…新座農産物直売センター出荷協議会、新座市温室園芸組合、新座観光ぶどう組合、新座4Hクラブ	産業振興課
（2）農地の保全	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3 農業の基盤である農地の保全手法について調査研究し、農地を計画的に保全します。また、生産者の意向を踏まえ、生産緑地の指定解除を極力抑え農地として継続できるよう、新たな手法に関係者と連携して検討し、導入に努めます。	B	・都市農業推進対策事業費補助金により、農地の保全に資する資材等を支援した。 農地の保全に資する資材等として、除草を効率的に行うことが出来る草刈り機（ハンマーナイフモア）の購入を支援することで、遊休農地化することを防ぎ農地の保全に貢献した。	産業振興課
（3）身近な農業の推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
4 市民が農業に親しむ機会を創出するため、世代を問わずレジャー農園及び農業体験農園などについて周知を図ります。	B	・レジャー農園や農業体験農園について、広報誌やホームページでの利用者募集記事の掲載によって周知を促進した結果、利用率の上昇に繋がった。 レジャー農園について 市が開設・管理する農園…市内1か所。 地権者が開設し新座市農業振興協議会が管理する農園…市内9か所。 体験農園について…地権者が自ら開設し指導を行いながら農業体験が出来る農園。市内3か所。	産業振興課
5 地産地消を推進していくため、新たな手法を調査研究しつつ農産物直売施設の充実を図ります。	B	・市役所内での定期的なファーマーズマーケットの開催（全17回）や、農産物直売所マップの配布によって地産地消の促進に貢献した。農産物直売所マップについては、市内公共施設での恒常的な配架のほか、市内小学校3年生（約1,400人）へ地産地消の学習教材として配布を行った。	産業振興課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点達成度	所管課
遊休農地面積	23,454㎡	15,145㎡	11,219㎡	11,276㎡			10,000㎡	B	産業振興課

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】												
第2節 地域経済振興												
施策 No.37 就労支援体制の充実										基本計画 掲載頁	110～112	
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	0	B	3	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	0	C	0	
成果	キャリアカウンセラーによる就業相談や県等との共催による就労支援セミナーを実施するなど、就労支援体制の充実を図った。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	引き続き、就労相談やセミナーを開催し、就労支援を行うとともに、朝霞地区雇用対策協議会の活動経費を補助することで、就職促進や雇用対策の充実を図る。社会福祉協議会が行う就労支援事業は生活困窮者自立支援法に基づいており、生活困窮者を対象としているという点で差別化されているものの、当課の就労支援事業は基本的に就業を目指しているすべての人を対象としており、社会福祉協議会利用者も対象となるため、今後は生活支援課や社会福祉協議会へ当課が行うセミナーの周知を依頼するなど、適宜連携を図っていく。							
課題	就業に関する悩み（履歴書の書き方や転職をするべきかどうかなど）に適切に対応し、就業につなげていく。											

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 就労支援体制の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	就業機会の拡充を図るため、ハローワーク朝霞などと連携し、求人情報の効果的な収集と提供を行います。また、在宅での就労ニーズを踏まえ、市民・事業者に対し I C T などを活用した多様な働き方の周知に努めます。	B	・ふるさとハローワークにおいて、パソコンによる就職情報の閲覧、相談員による職業相談を実施するとともに、課窓口で内職の情報提供に取り組んだ。 ・埼玉県等と連携し、在宅ワーカー育成セミナーを行った。 ・在宅ワークに関する情報について、チラシ等の設置を行い、市民・事業者に対し多様な働き方の周知を行った。	産業振興課
2	関係機関と連携し、あらゆる層の雇用促進に努めるとともに、就労希望者のためのセミナーなどを開催します。	B	・埼玉県、ハローワーク朝霞、雇用対策協議会、朝霞市、志木市、和光市、女性キャリアセンター等と連携して就職支援セミナーを開催し、就労希望者への情報提供を行った。また、埼玉県と志木市との共催で開催した未就労者を抱える親・家族を対象としたセミナーなど、当課が携わったセミナーについて、社会福祉協議会にチラシの配架を依頼した。	産業振興課
3	男女や年代を問わず、就業や悩みごと相談を継続的に実施します。	B	・毎月第 3 木曜日にキャリアカウンセラーによる就業相談事業を行い、就業に関する悩みについて相談する機会を提供した。（令和 7 年度相談件数：2 2 件）	産業振興課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
就職セミナー等の実施回数	1回	6回	7回	8回			10回	B	産業振興課

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】											
第2節 地域経済振興											
施策 No.38 豊かで安心できる消費生活										基本計画 掲載頁	110～112
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	0	B	4	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	1	C	0
成果	増加する特殊詐欺への対策講座や若年者向けの消費啓発チラシの配布など、消費者への啓発を行った。 また、消費者庁や埼玉県から提供される情報について、市ホームページに掲載し、情報発信し、消費トラブルの防止に寄与した。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	引き続き、幅広い世代に向けて消費者トラブルに関する情報提供を行い、消費者意識の向上を図る。 また、消費生活相談員のスキルアップに努めるなど、相談支援体制の充実を図っていく。						
課題	消費者意識の向上を図るため、幅広い世代へ多様な手法による周知・啓発を進めていく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 消費者意識の向上		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	幅広い世代に向けた消費生活に関わる情報発信を行い、消費者意識の向上を促します。特に、成年年齢の引下げの状況を踏まえ、若年層への消費者教育や情報発信の強化に努めます。	B	・消費者庁や埼玉県から提供される情報について、市ホームページに掲載し、情報発信を行った。 ・若年者向けの消費者啓発チラシを作成し、市内中学校に配布した。 ・消費者啓発の記事を印刷したポケットティッシュを購入し、配布した。 ・特殊詐欺や悪質商法被害を防止するための啓発記事を印刷した回覧版を作成し、市内町内会に配布した。	産業振興課
(2) 相談支援体制の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	消費生活に関する最新情報の収集に努め、迅速に市民に発信します。	B	・消費者庁や埼玉県から提供される情報について、市ホームページに随時掲載し、市民へ発信した。	産業振興課
3	市民に対して、的確な相談窓口への案内を行います。また、相談員のスキルアップも含めて体制を強化し、市民が相談しやすい環境づくりに努めます。	B	・消費生活相談員の定期的な研修参加により相談員のスキルアップを強化し、消費生活トラブルへの的確な対応を行うとともに、相談内容により専門の相談窓口を案内した。	産業振興課
4	消費生活センターの運営を通じて、消費者被害の対策に取り組みます。また、消費生活講座の開催や啓発事業により、消費生活に関する基礎的な知識を消費者に広めることで、誰もが安全かつ安心して消費生活を送れるような環境づくりに努めます。	B	・消費生活センターへの相談に対し、的確な助言やあっせんを行うことで、消費者被害の防止や被害の回復に取組んだ。 ・消費生活センターへの相談内容が複雑化し、相談員が事業者と相談者の間に入り交渉するケースも増えたため、相談員の助言により相談者自身が事業者と交渉し問題解決を図ったケースの割合（自主交渉率）が昨年度に比べ減少した。 ・特殊詐欺被害を防止するため、特殊詐欺の手口や対策について習得するための講座を開催した。	産業振興課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
消費生活センターにおける自主交渉率	76.0%	80.60%	80.36%	77.29%			80.0%	B	産業振興課

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】											
第3節 環境保全											
施策 No.39 脱炭素社会の推進										基本計画 掲載頁	114～115
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数	A	0	B	3	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	1	C	0	
成果	公共施設への再エネ・省エネ設備(太陽光発電設備、蓄電池及び高効率照明機器)の導入、市民及び事業者への補助を実施した。また、環境問題に係る啓発活動等を実施し、環境負荷の低減と市民意識の高揚に取り組んだ。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	まずは既定の事業を適切に執行していくとともに、引き続き新たな施策について検討し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいく。						
課題	施策展開は現状のまま継続するが、2030年度までの温室効果ガス46％削減、2050年度までの実質ゼロという大きな目標の達成に向け、市・市民・事業者が一体となって取り組んでいく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1)	環境負荷の低減と市民意識の高揚	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	国が示した温室効果ガスの削減目標を踏まえ、市民及び事業者と一体となって、市域における温室効果ガス排出量の削減を目指した取組を進めます。	B	・令和5年度に環境省に採択された市の事業計画を基に、市民及び事業者への補助制度を実施し、市域における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めた。	環境課
2	市民の環境に関する意識の高揚を目的として、幅広い年代に向けた環境保全のための講座、イベントなどを開催し、各種啓発活動を推進します。	B	・市民に対する出前講座、市内商業施設（OSCデオンティ新座）のスペースを借りて行った環境教育イベント、各公民館の講座等を通じ、環境問題に係る啓発活動を行った。	環境課
3	公共施設への再生可能エネルギー等の導入を推進するとともに、省エネルギーシステムの設置の普及に努めます。	B	・公共施設への再エネ・省エネ設備（太陽光発電設備、蓄電池及び高効率照明）の導入について、計画どおり実施した。 ・公用車について、新たに電動車を5台導入した。今後も、毎年度の公用車の入替え時に、その時々で可能な限り電動車種を選択するよう対応していく。	環境課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
環境に関する講座・セミナーの開催回数	17回	27回	25回	35回			30回	A	環境課
温室効果ガスの排出量（市域・事務事業）	市域(R1) 618.4千t 事務事業(R2) 10,348t	市域(R3) 613千t 事務事業(R4) 10,276t	市域(R4) 601.4千t 事務事業(R5) 8,158t	市域(R5) 613千t 事務事業(R6) 8,745t			市域442.9千t 事務事業7,165.8t	C	環境課
設置可能な市保有建築物の太陽光発電導入率	28.80%	32.37%	35.97%	39.57%			43.60%	B	環境課
公用車における電動車の導入率	5.2%	7.4%	14.29%	20.6%			64.9%	C	環境課

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】											
第3節 環境保全											
施策 No.40 循環型社会の推進										基本計画 掲載頁	114～115
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数	A	1	B	5	C	1	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	8	C	0	
成果	市ホームページによる資源ごみの適正な排出の啓発、集団資源回収の実施や民間企業等との協働のフードドライブの実施により、ごみ減量化と資源循環の促進に取り組んだ。 また、志木地区衛生組合や構成市との連携を図り、ごみ処理体制の充実に取り組んだ。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	施策展開については、おおむね現状どおり進めていく。 ごみの排出量については、新型コロナウイルス感染拡大防止以降、市民一人一人のごみに対する意識の変化により減少したと推測される。 第15回新座市民意識調査では、現状のごみ収集方法に85%の方が満足している結果であったが、作業員や収集車両不足への対応が必要となる。作業員の人件費、車両維持管理費、燃料費等を現状に即したものに適切に改めるとともに、今後も志木地区衛生組合や構成市と連携することで安定的な収集運搬体制・処理体制を確立する。						
課題	施策展開は現状のまま継続するが、ふれあい収集の要件拡大や、集団資源回収事業の将来的な見直しについて検討を進めていく。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) ごみ減量化対策と資源循環の促進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	ごみの発生抑制や再使用、再資源化を促進するため、啓発を行うとともに、家庭内の余剰食品の活用を図ります。	A	・通年でのファミマフードドライブ、十文字学園女子大学の文化祭でのフードドライブで集まった食品を子供食堂等を開催する市内のNPO法人に引き渡し、家庭内の余剰食品の活用を図った。令和7年度においては市からの働き掛けによってファミマフードドライブ実施店舗を増やしてもらうことができた。 ・市内の保育園(17園)で、幼児向けごみ講座を行い、主に4・5歳児(年長児)を対象にごみの発生抑制、再資源化に対しての啓発を図った。	環境課
2	事業者に対し、ごみの適正処理を促すとともに、リサイクル資源の適正な排出など、ごみの再資源化・減量化について、啓発を行います。	B	・事業者に対し、市ホームページにより資源ごみの適正な排出を促した。	環境課
3	町内会を始めとする市民団体によるごみの再資源化に向けた取組に対し支援するとともに、資源ごみの不正な持ち去りへの対策を進めます。	B	・集団資源回収事業を通して、町内会や登録団体（137団体）の資源回収を実施した。 回収量：4,694t 奨励金交付額：13,505,196円	環境課
4	技術開発や社会情勢の変化などに応じ、新たな再資源化の方法を検討します。	B	・新たな再資源化の方法を模索するため、志木地区衛生組合や構成市と連携を図り、検討を進めた。	環境課
(2) ごみ処理体制の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	確実に効率的なごみの収集・運搬体制を確保するとともに、災害時の対応やごみ出しが困難な世帯への支援策を推進します。	B	・日常生活によって発生する家庭ごみを自らごみ集積所に運ぶことが困難な世帯を対象に、自宅まで家庭ごみの収集に行くふれあい収集を令和5年4月から試験的に開始した。ケアマネジャーを通して申請を受けることで、要件判断に支障は起きていない。要件拡大については、福祉部局と調整の上、検討していく必要がある。 ・集団資源回収については、一部事業者の高齢化等の影響もあり、将来的な事業の見直しについて検討が必要と考える。	環境課
6	安定的な収集運搬・処理体制の確立のため、志木地区衛生組合及び組合構成市と連携を図りながら、家庭ごみの有料化について検討を進めます。	C	・第15回新座市民意識調査では、現状のごみ収集方法に85%の方が満足している結果であった。 ・志木地区衛生組合及び構成市との検討の結果、有料化については見送りとなったが、本市の廃棄物の安定的な収集運搬を継続するため、独自での検討は必要である。	環境課
7	環境負荷の低減や効率的な中間処理・再資源化のため、志木地区衛生組合と連携して、ごみの分別収集体制などについて検討を進めます。	B	・環境負荷の低減や効率的な中間処理・再資源化のため、志木地区衛生組合や構成市と連携を図り、検討を進めた。	環境課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
ごみの総排出量	46,638 t	44,431t	43,531t	42,484t			43,629 t	A	環境課

第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】											
第4節 生活環境											
施策 No.41 安全で快適な環境の創出										基本計画 掲載頁	116～117
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅰ：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	1	B	10	C	1
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	6	C	1
成果	騒音、振動、悪臭を防止するため、パトロールを実施するとともに、県と連携して事業者に対して、規制、指導を実施した。また、野火止用水や市内湧水の水質測定を実施することで、市内環境の把握に取り組んだ。 また、不法投棄、ごみのポイ捨て、犬のふん害、路上喫煙、野生鳥獣への餌やりや浄化槽の適正な維持管理等について、市ホームページや広報にいざによる啓発や看板の配布を実施した。また、雑草除去やカラスの巣落としを実施し、快適な生活環境の実現に取り組んだ。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	施策展開については、おおむね現状どおり進めていく。 環境美化活動への参加について、広報や市ホームページでの周知を図る。						
課題	施策展開は現状のまま継続するが、K P I「環境美化活動の参加団体数の増加に取り組んでいくこと」については、目標値が達成できるよう周知等を行っていく。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

（1） 公害対策の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	大気・土壌・地下水の汚染、水質汚濁を防止するため、定期的な環境測定を実施するとともに、県と連携し、事業者に対する規制・指導を実施します。	B	・野火止用水について、業者に委託を行い年2回（令和7年8月26日及び令和8年1月26日）水質測定を実施した。 ・市内湧水について、業者に委託を行い年1回（令和7年9月9日）水質測定を実施した。 ・県と連携し、河川等の汚染元の事業者に対して指導を実施した。	環境課
2	騒音、振動、悪臭を防止するため、事業者に対する規制・指導を実施するとともに、県と連携して地盤沈下や化学物質による汚染状況を監視し、状況に応じて必要な対策を講じます。	B	・周辺の生活環境を損なう事業者に対して、現場確認の上、必要に応じた指導等を行った。 ・市民から苦情の多い場所や氾濫・崩壊の危険性がある場所を選定し、月2回のパトロールを実施した。このほか、河川の水質汚濁や地盤沈下等についても、県と連携し、被害拡大の防止や汚染元の事業者に対して指導を実施した。	環境課
（2） 快適な生活環境の実現		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	不法投棄、ごみのポイ捨て、犬のふん害などの防止を図るとともに、駅周辺の路上喫煙禁止地区において、巡回パトロールの実施及び路上喫煙禁止地区の周知を図ります。	B	・不法投棄、ごみのポイ捨て、犬のふん害、路上喫煙に関しては、市ホームページや広報にいざによる啓発及び希望者には看板の配布を実施した。路上喫煙について、シルバー人材センターに委託し、平日の6時30分から8時30分までの通勤時間帯に巡回パトロールを実施した。	環境課
4	無秩序な土砂等のたい積の防止や空き地の適正な管理などを推進します。また、土地管理者に協力を要請しながら不法投棄の防止にも努めます。	B	・空地の適正化管理として、雑草が繁茂している場所については、土地所有者に協力を要請（35件通知を発送）した。その中で、雑草除去の希望が11件あったため、有料にて市が除去した。	環境課
5	生活環境保全のため、野生鳥獣の適正な管理を行います。また、生態系保全のため、特定外来生物の駆除を行います。	B	・野生鳥獣への餌やりにより生態系が崩れないよう市ホームページや広報にいざによる啓発や必要に応じて指導等を行った。また、特定外来生物の駆除及び人に危害を加えたカラスの巣落としを行った。	環境課
6	畜犬登録及び狂犬病予防注射の徹底を図り、狂犬病予防対策の充実に努めます。また、ペットの適正飼育や終生飼養について、飼い主の意識向上に努めます。	B	・畜犬登録について、令和4年9月1日から狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例（ワンストップサービス）に参加しており、マイクロチップを装着していれば、来庁手続を経ずに登録が可能となっている。 ・飼い主の意識向上について、市ホームページや広報にいざによる周知・啓発を行うとともに、窓口や集合狂犬病予防注射に来られた市民に対し、パンフレット等を配布した。 ・集合狂犬病予防注射を実施した。	環境課
7	浄化槽の適正な維持管理や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について周知・啓発を行います。	B	・市ホームページや広報にいざによる周知・啓発を行った。設置相談の際に適切な維持管理についてのチラシを配布するとともに、法定点検不適正の対象者に対して是正に関する文書を送付した。	環境課
8	し尿の処理については、朝霞地区一部事務組合において、効率的かつ、効果的な適正な処理を実施します。	B	・朝霞地区一部事務組合において、効率的かつ、効果的な適正な処理を実施している。	環境課
（3） 墓園・斎場等の整備・改修の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
9	市営墓園については、斎場や園内施設の老朽化に伴い、計画的な改修や修繕を進めます。また、多様化するニーズに対応するため、合葬墓の設置に向けた取組を進めます。	A	・斎場及び園内施設について、計画的に修繕を実施した。 ・墓所の新規使用申請を受け入れ、墓所の後継ぎ問題や、多様化する墓所ニーズ等の課題に対応した。合葬式墓所については、園内改葬（一般墓所から合葬式墓所への改葬）を希望する全員の申請を受け入れることとし、一般公募と併せ451件の申請を受け入れた。一方、一般墓所については、合葬式墓所へ改葬を希望する使用権利者が多く、一定の空き区画が生じたことから、令和8年2月から年間を通して随時申請を受け付けることとし、56件の申請を受けた。	環境課
10	市内の墓地区域については、地域住民の生活環境が損なわれることのないよう、必要な指導及び助言を行います。	B	・墓地区域内の変更等、許可が必要な手続については、事前相談を徹底させ、地域住民の生活環境が損なわれないように条例の基準に則った指導及び助言を行った。	環境課
11	朝霞地区4市による共用火葬場の設置に向けた検討を進めます。	C	・朝霞地区4市共用火葬場設置検討のため、基本計画の策定作業を進めた。当初は令和7年度中の策定を予定していたが、周辺インフラ等の詳細な検討が必要との結論に至ったため、令和8年度中の策定とした。 ・定期的に4市市長や所管の部課長を集めた会議を行うことで、朝霞地区4市間で進捗の確認、課題の共有等を行うことができた。	政策課
（4） 防衛施設・基地周辺環境整備の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
12	航空機の飛行や訓練等による周辺住民の不安の解消・軽減を図るため、航空機等の安全な運行や訓練等の事故防止の徹底などについて、関係機関に対し要望します。	B	・全国基地協議会及び防衛施設周辺整備全国協議会を通じて、交付金の増額や航空機等の飛行活動に関する安全確保などについて、要望活動を実施した。	政策課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
野火止用水におけるBOD濃度	1.5mg/ℓ	1.0mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.1mg/ℓ			1.5mg/ℓ以下	A	環境課
環境美化活動の参加団体数	10団体	10団体	11団体	12団体			13団体	B	環境課

第5章 基本政策⑥ 安全・安心を実感できるまち【安全安心】													
第1節 危機管理													
施策 No.42 災害に強いまちづくりの推進										基本計画 掲載頁	120～122		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数				A	0	B	11	C	3
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	0	B	12	C	1
成果	備蓄品を計画的に購入するとともに希望のあった自主防災会に対して、防災に関する活動費としての補助金を交付し、防災体制の充実を図った。全61の自主防災会で防災訓練が実施され、実施回数及び参加者数も順調に上昇しており、防災啓発の成果が表れている。 大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査業務については、市内に存する2箇所の大規模盛土造成地についての安全性の評価等に係る結果通知文を近隣住民へ配布するとともに、ホームページにおいても公表し、住民への周知を図った。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	引き続き、市民への防災意識の啓発や、防災体制・消防体制を充実させるとともに、自主防災会のリーダーの担い手不足の解消や、長く懸案になっている個別避難計画の作成について、関係課と実施方法の検討を進めている。 また、令和8年度以降は大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査（大規模盛土造成地において地震時の盛土地滑りが発生しないかなど、現地測量や地質調査、地下水位測定及び盛土安定解析等を行い安全性を評価するもの）の結果を踏まえ、土地所有者等に対し、当該土地や擁壁について維持管理を行うよう周知していくとともに、市においても定期的に変状の有無等を確認するため、経過観察を行っていく。								
課題	地域の高齢化に伴う自主防災会のリーダーの担い手不足が懸念されるほか、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が進められていない。												

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 防災意識の啓発と防災行動力の向上		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	防災に関する情報を発信し、市民一人一人の防災意識の啓発と防災行動力の向上を図りながら、自主防災組織の活動及び防災リーダーの育成を支援します。	B	・町内会や自主防災会の防災訓練や出前講座を啓発の機会と捉えて、危機管理室職員の派遣を行った。 ・サミット片山店にて防災フェアを実施した。立教大学など若い世代の運営協力を得て、ファミリー層を中心に幅広い世代に啓発を行った。 ・自主防災会に対して、リーダー等養成講座を実施した。しかしながら、地域の高齢化に伴い、自主防災組織の担い手不足が懸念される。	危機管理室
(2) 防災体制の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	災害時の食糧や資機材の計画的な備蓄を推進するとともに、避難所の整備や防災設備、災害時の給水体制の充実を図ります。	B	・財政状況を鑑み、目標数を満たしていない備蓄品の購入を進めた。 ・過去の大震災において、水栓トイレの停止に伴い、排泄物放置に伴う悪臭、感染症リスクが高まったことを踏まえ、震災当初の避難所では、薬剤トイレの使用をすることとして、本市地域防災計画を見直した。	危機管理室
3	男女それぞれの視点を取り入れた防災対策を進めます。	B	・昨年度に引き続き、女性の視点を取り入れた防災啓発チラシの作成を活用し、防災フェア等で周知を行った。 ・地域未来交付金（地域防災緊急整備型）を活用し、避難所のトイレ環境の改善が大きく期待できる災害用トイレカーの購入やワンタッチで設営が可能な間仕切りテント購入のための交付金の申請手続を行った（納車は令和 8 年度の見込み。）。	危機管理室
4	災害時における応援体制の強化のため、他の自治体や事業者などと災害時応援協定の締結を推進します。	B	・自治体及び約 6 1 事業所と災害時応援協定の締結を継続した。連絡体制の情報共有や発災時の要請のための様式は決まっているが、連絡訓練などは行っていない。	危機管理室
5	防災性の高い住環境づくりを推進するため、建築物の耐震診断や耐震改修を促進します。	B	・広報、市ホームページ、耐震説明会等を通じ、建築物の耐震化の必要性・重要性を普及啓発しつつ、補助制度により耐震診断 1 3 件、耐震改修 6 件の物件に対し、その費用の一部又は全部の助成を行い、市内建築物の耐震化を促進した。危険ブロック塀については、5 件（築造 4 件、撤去 1 件）の助成を行った。	建築審査課
6	災害時における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、一定の要件を満たす大規模盛土造成地について調査を実施し、官民が連携しながら適切な対応を図ります。	B	・大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査を実施し、市内に存する 2 箇所の大規模盛土造成地について、安全性を評価し、近隣住民へ結果通知文の配布や、ホームページでの結果公表による周知を行った。今後は必要に応じて、当該盛土造成地の変状等について経過観察を行っていく。	都市計画課
7	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域並びに浸水想定区域の災害リスクを周知します。	B	・「新座市内水ハザードマップ」を新規作成し、市内の内水による浸水想定区域について、市ホームページで住民への周知を図った。 ・また、各種ハザードマップ等の公共施設等への配架や市ホームページに掲載し、引き続き災害リスクの周知を推進した。	危機管理室
8	高齢者、障がい者や外国人などの避難行動要支援者に対する支援に関して、自主防災組織や消防団などと連携し、避難支援体制の充実を図ります。	C	・地域の関係者（町内会等・自主防災会・民生委員・消防署・警察署）に避難行動要支援者の名簿を提供した（毎年度実施）。名簿登載者 3, 2 6 8 人（対象者 7, 1 7 1 人中） しかしながら、個別避難計画については、必要項目の選定・作成（及び届出）の具体的な流れが決められておらず、作成には至っていないため、左記の評価とする。	長寿はつらつ課
		C	・地域の関係者（町内会等・自主防災会・民生委員・消防署・警察署）に避難行動要支援者の名簿を提供した（毎年度実施）。名簿登載者 3, 2 6 8 人（対象者 7, 1 7 1 人中） しかしながら、個別避難計画については、必要項目の選定・作成（及び届出）の具体的な流れが決められておらず、作成には至っていないため、左記の評価とする。	危機管理室
9	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、確実に情報が伝わるよう情報発信方法の充実に努めます。	C	・防災行政無線のアナログ波の停止に伴い、放送内容が受信可能な防災ラジオの使用ができなくなった。現在、放送内容については、市公式 L I N E 等で通知できるようになったが、市公式 L I N E の登録者数が 9, 1 0 0 人程度に留まっているため、左記の評価とする。防災ラジオに代わる災害時の情報伝達手段については、引き続き調査研究を進めるとともに、防災訓練等の機会を捉え、市公式 L I N E 等や防災行政無線聞き直しフリーダイヤルの周知を行う。 ・防災行政無線、エリアメール、一斉情報伝達・収集システム、ホームページ等、既存の伝達手段については、従前からの伝達能力を維持した。	危機管理室
(3) 消防体制の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
10	活力ある消防団づくりを目指し、市民への消防団活動の周知・啓発、消防団の加入促進や処遇改善を図るとともに、消防団員の技術の向上を図ります。	B	・消防団活動報告を市HPに掲載した。4 月の平林寺半僧坊大祭併催事業、9 月の大江戸新座祭り、1 月の出初め式、3 月の防災フェアほか自主防災会の防災訓練において、団員募集チラシを配布した。併せて、車両展示、子ども用防火服の着用体験ブースを設けるなどして、啓発活動を行ったが、消防団員数は目標値を下回るため K P I は C とする。 ・防寒衣の個人貸与等、処遇改善を図った。 ・5 月に機関員研修、6 月に災害対応訓練、9 月からポンプ車操法訓練の実施、その他、埼玉県消防協会主催の教育研修に参加するなどし、消防団員の技術向上を図った。	危機管理室
11	埼玉県南西部消防局と連携して、消防団の設備や装備品の充実を図るとともに、情報の伝達体制の強化を図ります。	B	・新座消防署と調整の上、災害対応訓練や機関員研修等でポンプ車の操作方法や資機材の取扱訓練を指導してもらった。	危機管理室
12	迅速かつ安全な消防団活動が行えるよう消防団の分団車庫及び消防ポンプ車両の更新などの機能強化を図ります。	B	・消防団第五分団車庫建替工事を令和 7 年 5 月に竣工した。 ・第二分団車庫について、付帯工事対応のため工期延長が生じたものの、消防団が安全に活動を行うための車庫建替が完了した。消防ポンプ車についてもポンプ車更新計画に基づき更新を予定している。	危機管理室
13	地域の消防力の充実を図るため、街角消火器の設置を進めるとともに、消火栓や防火水槽の整備・維持を行います。	B	・令和 4 年度に公設消火栓の点検を行い、令和 1 0 年度までに不具合のある消火栓修繕を完了できるよう進めており、令和 7 年度は 1 9 基の消火栓修繕を行った。 ・消防水利を毎月、消防署で点検作業を行った。	危機管理室

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点 達成度	所管課
防災訓練を実施する自主防災会数 ／実施回数／参加者数	61団体 34回 1,630人	61団体 43回 4,800人	61団体 56回 6,006人	61団体 57回 6,720人			61団体 70回 6,000人	B	危機管理室
消防団員数	187人	192人	189人	179人			235人	C	危機管理室

第 5 章 基本政策⑥ 安全・安心を実感できるまち【安全安心】

第 1 節 危機管理

施策 No.43 防犯体制の充実										基本計画 掲載頁	120～122
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数	A	0	B	8	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	2	C	0	
成果	自主防犯パトロール団体に対し防犯資機材の貸与を行っているほか、新座市防犯・暴力排除推進協議会と連携し防犯キャンペーンの実施や、町内会等に対する防犯灯設置費及び管理費補助金を通して防犯対策を推進した。 特殊詐欺防止を目的とした出前講座やチラシの配布、簡易電話録音機の配布を行い、防犯意識の向上を図った。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	自主防犯パトロールの拡大を図るとともに、今後も引き続き、新座警察署を始めとする関係機関との連携などにより、防犯体制を一層強化していく。						
課題	高齢化等による自主防犯パトロール団体の減少が危惧されるが、自主的な防犯活動をより一層促していく取組が必要である。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 防犯意識の高揚	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 市民一人一人の防犯意識の高揚を図るため、新たな犯罪の特性に応じた内容に見直しながら、啓発活動を実施します。	B	・市ホームページに犯罪発生状況を掲載し、犯罪が発生した地域の町内会と連携し注意喚起を行った。 また、新座警察署と連携し、犯罪抑止キャンペーンを行った。	危機管理室
(2) 防犯体制の整備	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2 警察署と連携して不審者情報・犯罪情報を把握し、学校・防犯関係団体などへ速やかに情報提供を行い、地域の防犯体制の充実を図ります。	B	・市ホームページに毎月の犯罪発生状況を掲載したり、犯罪が発生した地域の町内会と連携し注意喚起を行ったりした。	危機管理室
3 防犯パトロールなど、市民及び事業者による自主的な防犯活動を促すため、防犯資機材の貸与など、防犯関係団体の活動の支援を行います。	B	・自主的な防犯活動を促すため、自主防犯パトロール団体に対し防犯資機材の貸与を行ったが、自主防犯パトロール団体は高齢化等により減少傾向にあるため、K P I 達成度はCとした。 ・新座市防犯・暴力排除推進協議会と連携し防犯キャンペーンを実施した。 ・「わんわんパトロール」は、防災フェアでチラシを配布するなど啓発を強化したことにより登録者が1 5 2 名に増加した。	危機管理室
4 高齢者を狙った振り込め詐欺の対策を強化します。	B	・特殊詐欺被害を防止するため、特殊詐欺の手口や対策についての講座を開催し、啓発を行った。 ・配食サービス事業者を通して、高齢者に向けた特殊詐欺防止啓発チラシの配布を行った。 ・受話器に張り付けることで、受話器をとるとセンサーが作動し、警告音声流れ録音を開始する「簡易電話録音機」を配布し、特殊詐欺被害の防止を図った。	産業振興課
5 道路照明灯の設置など、防犯対策を推進します。	B	・新座駅及び志木駅に設置されている防犯カメラの管理を行った。 ・防犯カメラ設置に関する相談を受けた際には協議記録等報告書を作成し、検討・調整を行った。	危機管理室
	B	・防犯灯の設置・管理を行う町内会等に対し、補助金を交付した。 6 0 町内会：5, 8 3 0, 7 3 7 円（令和 7 年度）	地域活動推進課
	B	・道路照明灯を 5 5 基新設した。	道路管理課
(3) 犯罪被害者への支援	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
6 犯罪被害者支援のための施策を推進し、市民への周知を図ります。	B	・市ホームページに犯罪被害者等支援に関するページを作成し、周知を行った。 ・犯罪被害者週間（1 1 月 2 5 日～1 2 月 1 日）に街頭キャンペーンを行った。	危機管理室

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
自主防犯パトロールを実施する団体数	78 団体	78 団体	78 団体	75 団体			91 団体	C	危機管理室

第5次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート（対象：令和7年度実績）

第5章 基本政策⑥ 安全・安心を実感できるまち【安全安心】

第1節 危機管理

施策 No.44 危機管理への対応力強化

基本計画
掲載頁

120~122

総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	I：現状のまま継続	施策展開の評価数	A	0	B	1	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	0	C	0
成果	有事の際に迅速かつ的確な対応が図れるよう、埼玉県等が主催する訓練の見学や研修会に参加し、習熟を深めた。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	引き続き、埼玉県等が主催する訓練に参加するとともに、不測の事態に対応できるよう、必要に応じて体制の整備を図る。					
課題	埼玉県や自衛隊が主催する訓練を活用しながら、知識の習熟に努める必要がある。									

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 危機管理への対応力強化	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 自然災害や武力攻撃の発生、新たな感染症のまん延などの危機事象から市民の生命、身体、財産を守るため、有事の際に迅速かつ確かな対応が図れるよう、組織的な危機管理体制の強化・充実に努めます。	B	・ 有事の際に迅速かつ確かな対応が図れるよう、訓練の見学や研修会に参加するなどして、武力攻撃に対する市の役割等の習熟を深めた。 ・ 国民保護に関するホームページの更新を行い、武力攻撃事態等についての周知を行った。	危機管理室

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

[illegible]

第6章 基本構想の推進のために													
第1節 共創のまちづくり													
施策 No.45 共創によるまちづくりの推進										基本計画 掲載頁	126～127		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数				A	0	B	12	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	0	B	3	C	0
成果	共創のまちづくりの推進に向けて、市民参画、広聴・広報活動を着実に実施した。特に、令和7年度は、広報紙面のリニューアルや小・中学生議会の再開、タウンミーティングの開催回数拡大など、情報発信の充実化や市民参画の機会確保に努めた。 市民意識調査の結果を受け、市民参画促進における具体策の検討を進めた。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	令和5年度に実施した市民意識調査の結果を踏まえ、「共創」の実現に向けて、市民参画、広聴・広報活動を更に充実させていく。 従来からの市民参画、広聴・広報活動を着実に実施しながら、「共創」の実現に向けた新たな取組に着手していく。								
課題	市民参画、広聴・広報活動について、既存の取組については順調に取り組むことができているが、市民と共にまちづくりに取り組む「共創」の実現のためには、青壮年世代を含めた幅広い世代の参画を促進する必要がある、既存の取組を更に充実させるとともに、新たな仕組みづくりの構築も必要となる。												

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 共創のまちづくりの推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	新座市自治憲章条例の理念に基づき、市民や各種団体、民間企業などが共にまちを創るパートナーであることを認識した上で、将来都市像とまちづくりのプロセスを共有し、新座市の新たな魅力や価値を共に創り上げていきます。	B	・新座市自治憲章条例の周知を図るため、二十歳の集いでパンフレットを配布するとともに、新規採用職員に対する研修を実施した。 ・総合計画推進のために設置している政策評価委員会では、共にまちを創るパートナーとして、市内団体、民間企業及び公募市民から委員を選出し、行政評価の実施に向けて認識の共有を図った。	政策課
2	民間企業や大学などと更なる連携を図り、それぞれが持つ資源やノウハウを活用しながら、地域の活性化や市民サービスの向上を図ります。	B	・市内3大学や日本郵便株式会社との包括協定により、庁内における各種審議会委員（各計画策定委員も含む）等の委嘱や講師派遣事業、団体の特性を活かした連携事業、地域ボランティア活動への協力等により、市民サービスの向上を図った。 ・令和7年度は新たに、明治安田生命保険相互会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と包括協定を締結し、民間企業との連携を強化した。	政策課
(2) 市民参画の機会の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	まちづくりに参画する機会が少ない市民を含め、幅広い市民に対して、様々な機会を作り、広く参画を呼び掛けるとともに、まちづくりへの参画に対する意識の高揚を図ります。	B	・共創のまちづくりの推進に向けて実施した市民意識調査の結果を踏まえて、より効率的で効果的な市民参画の具体策について検討を進め、市公式LINEの活用による市民参画の在り方について検討を行った。	政策課
		B	・市民参加による市政推進の一環として、「新座市長とタウンミーティング」を、実施回数を増やして4回実施した（大和田公民館、野火止公民館、栗原公民館及び畑中公民館）。	秘書広聴課
4	各種審議会や委員会等へ市民公募枠を設置し、市民目線の意見を把握するとともに、日頃意見を出すことのない方々の思いを市政に反映させるため、市民の声を幅広く収集できる仕組みの確立に努めます。	B	・附属機関等における審議を活性化させ、市民参画の一つとして市政への関心を高めるため、市が事務局となる附属機関等において公募による市民委員枠の設置について全庁に周知を図った。	政策課
		B	・若い世代の意見を市政に反映させるとともに、市政に対する理解と関心を深めてもらうため、6年ぶりの小・中学生議会の開催のほか、未来の市長作文、市内3大学学生と市長との懇談会を実施した。	秘書広聴課
5	市民ニーズに即した市政運営を実現するため、パブリック・コメント制度、ワークショップなどの多様な手法を取り入れ、幅広い世代の市民の意見を聴くとともに、条例制定や各種計画策定時などの政策形成過程における市民参画の機会の確保に努めます。	B	・共創のまちづくりの推進に向けて実施した市民意識調査の結果を踏まえて、市公式LINEを活用した市民参画の在り方、具体策等について検討を行った。	政策課
		B	・新座市パブリック・コメント手続条例に基づき、パブリック・コメントを7件実施した（新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例の一部を改正する条例、新座市水道事業ビジョン及び新座市上水道第8次施設整備事業計画、新座市DX推進計画2.0、新座市立地適正化計画、新座市地域公共交通計画、新座市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定）、新座市建築物耐震改修促進計画(改定)）。	秘書広聴課
(3) 広聴・広報活動の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
6	まちづくりの課題や市民ニーズを把握するため、定期的な市民意識調査や市長への手紙、メールなどの制度を実施するほか、直接市民と対話できる機会を確保するとともに、時代に即した多様な広聴活動の充実を図ります。	B	・市長への手紙、ファックス、メールにより、市民からの意見の把握に努めた（手紙：55件、ファックス：1件、メール218件）。また、それらの意見及び市からの回答について、広聴の概要としてまとめ、市ホームページに掲載した。	秘書広聴課
7	多様な情報提供手段の特性を踏まえながら、市民に分かりやすく伝わるよう市政情報を発信します。	B	・全戸配布により幅広い世代に情報提供できる広報紙、大量の情報を安定的に掲載できるホームページ、能動的に情報を取得し情報の拡散力が大きいSNSなど各情報発信ツールの特性を踏まえながら、分かりやすい言い回しで情報が伝わるよう情報配信を行った。 ・読みやすく親しみやすい広報紙を目指し、縦書きから横書きへの変更などの紙面のリニューアルを実施した。 ・課題である市公式SNSの登録者数を増やすため、広報紙や市民課前モニターへの広告掲載、公共施設でのポスター掲示、イベントや公民館などのスマートフォン講座でのチラシ配布を行った。	シティプロモーション課
(4) 開かれた市政の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
8	情報公開制度の適正な運用を図り、市民に信頼される開かれた市政を推進します。	B	・情報公開条例に基づき、市の保有する情報の公開の総合的な推進を図るとともに、公文書開示請求等に対する開示等を行った。	総務課
9	各種施策や事業の進捗状況、結果等について、年次報告書等により市民に対する説明の機会の創出に努めます。	B	・各種計画の策定段階等において住民説明会や意見交換会を実施するなど、市民に対しての説明機会を確保するとともに、市ホームページや広報にいざ等を活用して市の施策や事業の進捗状況について公表した。	政策課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点達成度	所管課
公募による市民委員枠を設けている附属機関等の割合	8.00%	11.76%	12.64%	12.64%			15.00%	B	政策課
市民意識調査の回答回収率	43.80%	47.90%	実施なし	実施なし			50.00%	B	秘書広聴課

第5次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート（対象：令和7年度実績）

第6章 基本構想の推進のために											
第2節 人権											
施策 No.46 人権尊重社会の構築										基本計画 掲載頁	128～129
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数	A	0	B	4	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	1	C	0	
成果	人権啓発品については、研修会等様々な機会を捉えて配布し、市職員、市内事業者、商工会、民生・児童委員、町内会等、より多くの方に対し意識啓発を図ることができた。同和問題を始めとする様々な人権問題についてわかりやすく解説した啓発冊子を作成し、人権・同和問題に関する啓発活動や研修会等の資料として活用を図ることができた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	差別のない社会の実現のため、今後も複雑化、多様化する人権問題に関して、国・県等の関係機関や庁内関係各課と連携を図りながら、引き続き、人権教育及び人権啓発を進めていく。						
課題	人権問題は、社会状況等の変化により複雑化、多様化の傾向にあり、関心も高まっており、市民の人権意識の醸成及び高揚を図るため、人権施策の推進については、恒常的に実施していく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 人権教育の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	学校教育において、人権意識を高めるための学習機会を保障し、人権教育を推進します。	B	・市内小・中学校の児童生徒を対象に、人権作文や標語・ポスター作品の募集を行い、優秀者を表彰するとともに、作文・標語については優秀作品を冊子にまとめ、市内小・中学校や公共施設に配布するなど、人権教育・啓発に役立てることができた。	生涯学習スポーツ課
2	市民一人一人の人権意識の高揚に向けて、生涯学習の一環として、人権に関する講座や講演会など、学習機会の充実に努めます。	B	・市民と接する機会の多い職員を対象とした人権教育指導者養成講座を実施するとともに、人権講演会を開催し、一般市民を含めた多くの参加者が人権問題に対する理解と認識を深めることができた。 ・人権教育指導者養成講座 受講者24人／人権講演会 参加者166人	生涯学習スポーツ課
(2) 人権啓発・交流の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	同和問題や様々な人権問題について、正しい理解と認識を深めるため、ホームページやパンフレット、SNSなど様々な媒体や講演会等の機会を活用して、より効果的な人権啓発活動を推進するとともに、市民と人権関係団体との交流を深める機会を設けます。	B	・職員、市民及び市内事業者等を対象に、人権啓発品の作成・配布、市HP・広報紙による啓発記事の掲載、各種研修会の参加・実施等、様々な人権啓発事業を実施した。 <実施した研修会> 職員：初任者研修（新規採用職員） 人権啓発推進員研修会（副課長または係長） 市民：男女共同参画関連講座 市内事業者等：新座市企業人権問題研修会	人権推進室
(3) 相談・支援体制の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
4	社会生活や家庭生活における様々な人権問題の解決を図るため、市及び関係機関が設置する各種相談窓口等と連携し、人権被害被害者の救済や支援に努めます。	B	・人権擁護委員会による人権相談（いじめ、差別、セクハラなど）を偶数月の第四木曜日（うち6月は特設人権相談）に実施した。	人権推進室

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

[illegible]

第6章 基本構想の推進のために													
第2節 人権													
施策 No.47 多様性を認め合う社会の形成とジェンダー平等の推進											基本計画掲載頁	128～129	
総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	Ⅱ：一部見直し等の余地がある	施策展開の評価数				A	0	B	7	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	0	B	3	C	0
成果	「あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり」、「誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり」及び「男女ともに働きやすい環境づくり」の3つの基本目標を掲げた「第4次にいざ男女共同参画プラン」に沿って各種事業（研修会、相談、啓発等）を順調に実施した（プランに掲げる総事業数65）。 また、男女共同参画審議会を2回開催し、「令和6年度男女共同参画年次報告書」や令和8年度に実施予定の「新座市男女平等意識・実態調査」などについて審議した。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	今後も国・県等の関係機関や庁内関係各課と連携を図りながら継続的な啓発活動等を実施し、多様性を認め合う社会の形成とジェンダー平等の推進を図っていく。 KPIとして設定している「市役所における女性役付職員の割合」について、本市は、近隣市と比べ相対的に高い水準を維持している。こうした優位性をさらに高めるため、高い目標に向けて女性の登用を一層推進し、係長級昇任資格取得試験の受験推奨などを通じて管理職候補の育成を図る。								
課題	KPIとして設定している「各種審議会・委員会への女性登用率」は上昇しているものの、「市役所における女性役付職員の割合」については、計画策定時における現状値から減少傾向にある。 社会全体において、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在し、これに基づく社会通念や慣行などが依然として残っているため、継続的な啓発活動等を実施していく必要がある。												

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 多様性の尊重と配偶者等からの暴力の防止		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	国籍の違いや障がいの有無、性自認や性的指向などのあらゆる多様性を認め合い、尊重することができるよう、支援や啓発に努めます。	B	・市職員・教職員を対象に性的マイノリティについての研修会等を実施した。 ・障がい者の就労に関する相談を受け、個々の状況に応じた支援を行った。 ・市ホームページ等において、ふりがな付きの日本語や外国語での情報発信を行った。	人権推進室
2	重大な人権侵害であるDVを始めとした、あらゆる暴力のない社会の実現を目指し、広く市民に対して、意識の啓発や関連法規の理解の促進を図るとともに、被害者の救済体制の整備に努めます。	B	・パープルリボン運動やパープルリボン展の実施、広報にいざへのDV特集記事の掲載など、DV防止に向けた意識啓発等を行った。 ・DVや性暴力などについての相談を実施し、庁内外関係機関と連携を図りながら支援した。 ・配偶者暴力相談支援センター事業において、被害者からの相談対応や、同行支援等のワンストップ支援を行った。 ・令和7年度のDV等相談件数は、延べ553件（うちDV相談は397件、そのうち82件が新規相談）でDV棟支援件数は延べ1,694件だった。	人権推進室
3	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての理解を深めるため、必要な市民への情報発信に努めます。	B	・妊娠中の生活や出産・育児について学ぶババママ学級の中で、妊娠・出産期の健康の内容についての情報発信を行った。 ・小学校では保健及び特別活動、中学校では保健体育科及び特別活動において、性と生殖に関する教育を推進した。	人権推進室
(2) 男女共同参画の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
4	男女平等意識の向上を促すとともに、幼児教育や学校教育、生涯学習など、あらゆる機会を通じて意識啓発に努めます。	B	・市民を対象に、男女共同参画に関するパネル展や講座の開催、情報紙の発行、広報紙による啓発記事の掲載、懸垂幕の設置等、様々な啓発事業を実施した。 ・学校教育においては、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、男女平等意識を育てる教育を推進した。	人権推進室
5	市の審議会等や管理職への登用など、女性の政策・方針決定過程への参画を促進するとともに、男女が共にあらゆる分野で参画し、その個性と能力が十分に発揮することができる地域づくりを進めます。	B	・各所属長に対し、審議会等における委員会の改選時には、より積極的に女性委員を登用するとともに、内部会議やプロジェクトチーム等の委員についても、女性職員を積極的に登用するよう依頼した。 ・彩の国さいたま人づくり広域連合が実施する女性職員のキャリアデザインに関する研修に職員を派遣した。 ・女性職員のキャリアアップを推進し、役職に付く女性の割合を高めていくため、係長級昇任資格取得試験の受験を促す取組を実施した。 ・女性役付職員の割合について、目標値50%に対し、令和7年度は対前年度比で減となる35.23%となったため、取組の効果が不十分と判断し評価Cとした。 ・キャリアアップの起点である係長に登用するための昇任資格取得試験において、女性職員の受験率（R7：2.7%）が低調であったことから、受験率の向上を図るために必要な取組の拡充が課題となる。 ・今後は、引き続き女性職員のキャリア形成に係る研修を実施するとともに、仕事と家庭の両立支援として多様な働き方を後押しする環境づくりを推進するなど、女性のキャリアアップに係る意識的・制度的な支障を取り除くことにより、係長級昇任資格取得試験の受験率の向上を図り、女性の役付職員への登用率を向上させていく。	人権推進室
(3) 男女が共に働きやすい環境づくり		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
6	育児や介護などを男女が共に取り組むことができるよう、支援の充実に努めるとともに、働きやすい職場づくりについて事業者に対する啓発を行います。	B	・家事・育児、介護への参加促進を図るため、育児学級、健康教育、ババママ学級、介護予防教室などを実施した。 ・国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市HPを通じた情報発信等を行った。	人権推進室
7	職場における男女共同参画を推進するため、女性の就業機会の拡大や均等待遇の整備などについての啓発活動を行います。	B	・県等と連携し、女性キャリアセンターオンラインセミナー等の講座等を実施した。 ・国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市HPを通じた情報発信等を行った。	人権推進室

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	0	12	所管課
各種審議会・委員会への女性登用率	35.20%	36.40%	37.40%	38.60%			40.00%	B	人権推進室
市役所における女性役付職員の割合	37.00%	36.70%	36.27%	35.23%			50.00%	C	人事課

第5次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート（対象：令和7年度実績）

第6章 基本構想の推進のために											
第2節 人権											
施策 No.48 平和意識の高揚										基本計画掲載頁	128～129
総合評価	A：想定以上に進捗した	今後の方向性	I：現状のまま継続	施策展開の評価数	A	1	B	0	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	0	C	0	
成果	戦後80年及び市制施行55周年という節目であったため、例年より平和展の内容を拡充して実施した。特に、小中学生などの世代に平和について考える機会となるよう、アニメ作品の動画上映や平和に関する図書の紹介を行った。 また、庁舎に懸垂幕を設置するとともに、原爆死没者の慰霊及び平和祈念の黙とうについて周知を行った。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	引き続き、平和展の開催や啓発活動を通じて、平和意識の高揚に努めていく。						
課題	戦争の記憶を風化させることなく、平和の尊さ、戦争・核兵器の悲惨さを広く市民に周知し、平和意識の高揚につなげるため、平和事業を恒常的に実施していく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 平和意識の高揚		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	新座市健康平和都市宣言の趣旨のっとり、平和の尊さや大切さを考える機会を提供し、市民の平和意識の高揚に努めます。	A	- 平和意識の高揚を図るため、市民ギャラリーで「戦後80年及び市制施行55周年新座市平和展」を開催（令和7年7月28日～8月8日）した。例年より展示スペースを拡大し、アニメ作品などの動画を上映するとともに、幅広い世代の方に来場いただけるよう企画・展示をした。アンケートでは例年に比べ多くの回答があった。 - 開催に当たり、例年の約3倍のチラシを市内の小中学校、高校、大学をはじめ市内公共施設等に配布した。小中学校においては全クラスに行き渡るよう配布するとともに、電子黒板を利用した周知活動や校内掲示での活用を想定し、チラシの電子データも併せて送付するなど工夫した。 - 市役所第二庁舎に懸垂幕を設置した（令和7年7月22日～8月29日）。 - 原爆死没者の慰霊及び平和祈念の黙とうについて周知を行った。	人権推進室

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

[illegible]

第6章 基本構想の推進のために

第3節 シティプロモーション

施策 No.49 選ばれるまちになるためのシティプロモーションの推進

基本計画掲載頁										130～132	
総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	Ⅱ：一部見直し等の余地がある	施策展開の評価数	A	0	B	2	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	1	C	0	
成果	市制施行55周年を市民と共に祝い、市民の本市への愛着や誇り（シビックプライド）を醸成するとともに、市の認知度を向上させるため、様々な記念事業を実施した。 また、ゾウキリンを活用したキャラクター活用事業の展開により、シティプロモーションを推進した。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	地域資源をいかしたシティプロモーション施策を引き続き展開するとともに、新座市のブランドイメージの向上や確立につながる取組や、転入数を増加させる取組、関係人口・交流人口を創出する取組について研究開発していく。 また、市の魅力の効果的な発信についても研究していく。						
課題	第2次シティプロモーション方針でターゲットとしている30代子育て世代及び市内大学に通う大学生を始め、本市を訪れる関係人口・交流人口に対して、本市の魅力をより深く認識していただくためのより効果的なPR手法の導入及びPR機会の増が課題である。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) シティプロモーションの推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 市外の人から「住んでみたい」と選ばれるまちを目指し、転入数を増加させる取組を進めます。また、市に訪れる交流人口や市と多様に関わる関係人口を創出する取組を進めます。	B	・市の魅力紹介動画を東武鉄道の、有楽町線・副都心線直通の東上線、日比谷線直通のスカイツリーライン、アーバンパークラインのモニター付き車両で放映(トレインビジョン)するとともに、浦和競馬場内での放映を行った。 ・新座市産業観光協会と共同して、市内のおすすめスポットや飲食店などをまとめたガイドブック「Go！Go！にいざ」を発行し、市内公共施設やまちなか観光案内所、商業施設、大学等、広く設置した。 ・市外の方も多く訪れるOSCデオシティ新座ほか市外の民間施設のイベントに参加し、着ぐるみ出演やグッズ販売、市の魅力を伝えるマップ等の配布を行うことにより、関係人口・交流人口の創出に努めた。 ・市外から多くの来訪者を増やすために大江戸新座祭り及び柳瀬川ふれあい祭りの実行委員会に補助金を交付し安全な祭りの開催に寄与した。 ・ボランティアガイドが野火止用水をはじめとした既存の5つのガイドコースの他に、普光明寺御開帳、ブルーベリー摘み取り、野火止製作所ツアー、花の名所ツアーのガイドを実施した。	シティプロモーション課
2 市民が「ずっと住み続けたい」と思えるまちを目指し、定住人口を増加させる取組を進めます。また、情報発信やイベントの開催、地域、学校、民間企業などとの連携により、市への愛着や誇り（シビックプライド）の醸成を図ります。	B	・市民が多く参加する福祉フェスティバルや商工祭、ウォーキングイベント等市内で実施されるイベントにおいて、着ぐるみ出演や産業観光協会によるグッズ販売、市の魅力を伝えるマップ等を配布した。 ・地域資源である野火止用水の清掃活動を市民ボランティアや公募参加による市民と共同で行い、市への愛着や誇りの醸成を図った。 ・市制施行 5 5 周年を市民と共に祝い、市民の本市への愛着や誇り（シビックプライド）を醸成するとともに、市の認知度を向上させるため、市制施行55周年記念イラストや、各種記念事業のアイデアの公募を行った。 ・シティプロモーション推進懇話会の協力を得ながら、新座市産業観光協会と共同して新座市のおすすめスポットなどをまとめたガイドブック「Go！Go！にいざ」を制作した。 ・埼玉新聞紙面に新座市の特集記事を掲載した。同新聞の強みである地域密着型の情報発信により、大手全国紙では十分にフォローできないような地域情報を大きく掲載することで、新聞読者に対して視覚的にもインパクトのある形で市の魅力を効果的に伝えた。 ・広報にいざ11月号に市制施行 5 5 周年記念の特集記事を掲載した。令和 7 年 7 月に市の新たな観光親善大使となった川島海荷氏を採用した表紙や、観光親善大使と中学生による市内お勧めスポットの紹介ページを作成し、シビックプライドの醸成に努めた。	シティプロモーション課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
年間転入者数	8,077人	8,663人	8,828人	8,110人			8,300人	C	シティプロモーション課

第 6 章 基本構想の推進のために											
第 3 節 シティプロモーション											
施策 No.50 新座ならではの魅力づくり										基本計画 掲載頁	130～132
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	2	B	3	C	1
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	3	C	0
成果	市制施行 5 5 周年を市民と共に祝い、市民の本市への愛着や誇り（シビックプライド）を醸成するとともに、市の認知度を向上させるため、様々な記念事業を実施し、魅力を発信した。 ふるさと納税の推進、第 2 回新座ブランドを認定、新座市観光ボランティアガイド、新座市産業観光協会との連携、イベントやゾウキリングッズ等を通じて市の魅力を P R した。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	引き続き観光ボランティアガイド協会、産業観光協会等と連携し、市の魅力を P R していく。 観光ボランティアガイド協会の会員を増やすため、次回の講座実施について検討する。 ふるさと納税で魅力的な返礼品の開発に取り組んでいく。 新座ブランド認定事業を活用し、市の更なる魅力 P R に活用していく。						
課題	従前までの本市の魅力発信に加え、市制施行 5 5 周年を契機として発信した本市の魅力を、今後も継続し効果的に P R する手法を検討する必要がある。 また、本市の魅力発信に貢献している観光ボランティア協会は、令和 6 年度にガイド養成講座を実施し会員を増員できたが、高齢化が課題である。 また、本市の魅力をより広く周知するため、案内人数の増加に向けた案内コースやガイドツアー等の充実、新規ガイドの養成が課題である。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 地域資源をいかした魅力づくり		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	市民や来訪者が、自然や歴史的文化資産などの地域資源に触れることができるウォーキングルートの開発やまちなか観光案内所の拡充など、回遊を促す取組を進めます。	B	・野火止用水をはじめとした既存の 5 つのガイドコースの他に、普光明寺御開帳、ブルーベリー摘み取り、野火止製作所ツアー、花の名所ツアーのガイドを実施した。また、公民館主催講座におけるガイドを実施し、多くの来訪者に対し、市内の回遊を促した。 ・新座市産業観光協会会員のうち、まちなか観光案内所を希望する会員が居らず、拡充を図ることができなかったが、新規加入の産業観光協会会員には、まちなか観光案内所事業の趣旨を丁寧に説明し、参加いただけるよう、働きかける。	シティプロモーション課
2	市民や来訪者が市への理解を深め、愛着を持ってもらえるよう、ボランティアなどの地域人材と連携して、自然や文化を体験できる取組を進めます。	C	・ 1 のとおり、既存の 5 つのガイドコース以外のガイドも実施したが、K P I に掲げる観光ボランティアガイドの年間案内人数は目標値に届かず、地域人材との連携については、ボランティアガイドの高齢化が課題となっている。引き続き、養成講座の実施等、新たなガイドを増やす方策を検討する。	シティプロモーション課
3	市内の団体や事業者と連携し、市を P R できるイベントを実施します。また、市の認知度向上や地域活性化につながる自主的な市民活動を支援します。	A	・ ボランティアガイドの活動の円滑な実施に向けて支援を行った。また、産業観光協会が市制施行 5 5 周年記念事業として実施した浦和競馬地域連携事業や、北海道テレビ「水曜どうでしょうキャラバン」の開催を支援し、市の認知度向上に努めた。 ・ 野火止用水の良好な景観形成を図るため野火止用水の緑道を中心とした清掃美化活動を行う野火止用水美化・ピカ隊への支援を行った。 ・ 祭り振興補助により大江戸新座祭り、柳瀬川ふれあい祭りの開催を支援し、市内外を問わず多くの来訪者を誘致したことで、市の認知度向上、活性化に繋げることができた。特に、柳瀬川ふれあい祭りについては 2 年振りに開催でき、市制施行 5 5 周年に相応しい多くの賑わいを創出することができたこと等を踏まえ A 評価とした。	シティプロモーション課
(2) 地域ブランドの確立		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
4	既に新座ブランドとして認定した商品に加え、新たな認定商品の開発や選出を進めます。また、認定商品について、市内外への P R や販路拡大を支援します。	A	・ 市制施行 5 5 周年記念事業として、令和 7 年 4 月 1 日付けで新たに 6 品を第 2 回認定品と決定し、認定品は計 1 5 品となった。 ・ 市制施行 5 5 周年記念式典での認定式を始め、商工祭における新座ブランド認定品試食会や本庁舎 1 階ロビーでの新座ブランドフェアの開催等、K P I に掲げる新座ブランドの令和 7 年度年間販売実績額は目標値に届かなかったものの、複数の新規事業を開始したこと踏まえ A 評価とした。今後も各種 P R 事業を継続していく。	シティプロモーション課
5	新座ブランドに限らず、新座らしさを伝える商品等を発掘し、ふるさと納税の返礼品などを活用して広く情報発信します。	B	・ 新座らしさを伝える新たな返礼品（ゾウキリン羽子板、スマートリング等）を追加し、市の魅力を広く発信した。	シティプロモーション課
6	市のイメージキャラクター「ゾウキリン」を活用した商品開発やイベントで着ぐるみを登場させるなど P R を進めます。	B	・ 市のイメージキャラクター「ゾウキリン」を活用した商品開発（ぬいぐるみ、クリアファイル）やイベント（福祉フェスティバルや商工祭、O S C デオシティ新座やマルイファミリー志木等）で着ぐるみを登場させるなど P R を進めた。 ・ 市のイメージキャラクター「ゾウキリン」の公式インスタグラムを運用し、イベント開催やゾウキリングッズの新商品などの情報を市内外へ向けて発信した。	シティプロモーション課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点 達成度	所管課
観光ボランティアガイドの年間案内人数	1, 055 人	929 人	809 人	930 人			1, 500 人	C	シティプロモーション課
新座ブランド年間販売実績額	97, 550 千円	78, 092 千円	120, 296 千円	100, 144 千円			120, 000 千円	C	シティプロモーション課

第6章 基本構想の推進のために												
第3節 シティプロモーション												
施策 No.51 まちの魅力を伝え広める仕組みづくり											基本計画 掲載頁	130～132
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	0	B	7	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	0	C	0	
成果	市制施行55周年記念事業を実施し、多数の市民に参加いただいた。 産業観光協会と連携し、ソウキリンInstagramやホームページを活用して市の魅力を発信した。 市内3大学と連携し、トラベルライティングアワード新座賞など、学生視点での市の魅力を発信した。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	引き続き、既存資源の活用と未発掘資源の発掘により、市の独自性を高めていく。また、市民参加型の事業等を継続し、市への愛着を醸成する。更に、近隣自治体や事業者とも連携し、広域的な認知度向上を目指す。							
課題	シティプロモーションの担い手づくりのため、まちの魅力発信を強化するとともに、市民や市内事業者が主体的にまちの魅力を伝え、広めたいくなるような仕組みづくりを検討する必要がある。											

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 魅力発信の強化	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 子育て世代や大学生などシティプロモーション方針のターゲット層に響く情報を発信するため、即時性・拡散性の高い SNS を効果的に活用します。	B	・市ホームページに掲載した内容を L I N E や SNS に連携する機能を活用し、各所属において即時的に情報発信を行った。 ・市のイメージキャラクター「ソウキリン」の公式インスタグラムを運用し、イベント開催やソウキリングッズの新品などの情報を市内外へ向けて発信した。	シティプロモーション課
2 全ての市職員が市のシティプロモーション担当・広報担当であるという意識を持ち、情報提供の内容の充実、積極的な情報発信に努めます。	B	・新規採用職員研修やシティプロモーション推進員募集の際などに、全ての市職員が市のシティプロモーション担当・広報担当であるという意識を持って業務にあたることの大切さを伝えとともに、市の情報発信ツールについて説明した。	シティプロモーション課
3 来訪者の増加につなげるため、市内の様々な魅力を伝える観光マップやガイドブックを作成し、市内外で配布するとともに、市外の方や外出先からでも手軽に入手できる電子媒体を活用した情報の発信に努めます。	B	・すぐそこ新座まちあるきマップや市内のおすすめスポットや飲食店などをまとめたガイドブック「GO！GO！にいざ」を市内外で配布した。 ・市産業観光協会ホームページを活用し、観光マップやガイドブックをダウンロードできるようにした。	シティプロモーション課
(2) シティプロモーションの担い手づくり	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
4 市が目指す「選ばれるまち」のイメージをより多くの市民と共有し、市民が新座の魅力を発信できるよう努めます。	B	・市民・団体・事業者の皆さんがお知らせしたい市内のイベント情報、生活の役に立つおすすめ情報、求人情報を自由に投稿でき、どなたでも閲覧することができるシティプロモーション特設サイト「にいざの魅ドコロ！」を開設した。 ・市民から公募でいただいた市制施行 5 5 周年記念事業のアイデアの一部を採用し、事業を実施した。	シティプロモーション課
5 市民や市外の方が市に興味・関心を持ち、自発的にまちづくりや市の情報発信に関わることができるよう働き掛けていきます。	B	・市内外の方に新座を知り、興味を持てただけようシティプロモーション推進懇話会の協力を得ながら新座市のおすすめスポットなどをまとめたガイドブック「GO！GO！にいざ」を新座市産業観光協会と共同して制作、発行、配布した。 ・市民・団体・事業者の皆さんがお知らせしたい市内のイベント情報、生活の役に立つおすすめ情報、求人情報を自由に投稿でき、どなたでも閲覧することができるシティプロモーション特設サイト「にいざの魅ドコロ！」を開設した。	シティプロモーション課
6 シティプロモーションの担い手を増やすため、市の魅力づくりや PR につながる市民活動や企業活動、市内大学との連携を推進します。	B	・トラベルライティングアワード新座賞を通じて市の魅力発見や発信を行った。令和 7 年度は、立教大学からの応募者数（大学側が、池袋と新座の両キャンパス学生を対象としたため）が増加したため、作品数が例年より多かった。 ※トラベルライティングアワード新座賞とは（市内 3 大学の学生から市内にまつわる紀行文を募集している。上位入賞者は市産業観光協会ホームページ新座めぐりに掲載、最優秀賞受賞作品は冒頭部分を広報に掲載している。） ・野火止用水の良好な景観形成を図ることで、市内の方にも市外から訪れていただく方にも快適な散策を楽しんでいただけるよう、野火止用水美化・ピカ隊による清掃美化活動を実施した。 ・ショッピングセンター「O S C デオシティ新座」と連携してにいざの日イベントを開催。ソウキリン着ぐるみの出演やグッズ販売等を行うことで PR につながった。また、市内企業であるサンケン電気株式会社と環境課のワークショップも同時開催した。 ・マルイファミリー志木が主催した新座をテーマにしたイベントにおいて、当日は観光ガイドやまちあるきマップを配布して PR に努めた。	シティプロモーション課
7 将来のシティプロモーションの担い手を育てるため、子どもたちが市の歴史、文化、自然などの魅力に触れる機会を提供します。また、子どもたちが市の魅力や理想の将来像を発表する機会を創出し、市への愛着の醸成を図ります。	B	・小学校 4 年生の社会科の地域学習の一環として、新座市観光ボランティアガイドが出前講座やガイドを行い、市への愛着の醸成に貢献した。	シティプロモーション課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 7 年度時点達成度	所管課
S N S 公式アカウントの登録者数 (X、Facebook、LINE、YouTube)	18, 402 人	21, 205 人	24, 031 人	25, 466 人			30, 000 人	B	シティプロモーション課

第 6 章 基本構想の推進のために													
第 4 節 行財政運営													
施策 No.52 行政の効率化・高度化の推進										基本計画 掲載頁	134～136		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数				A	0	B	8	C	3
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	0	B	6	C	0
成果	オンライン申請サービスの拡充を目的として、来庁予約や各種相談、検診の予約がオンラインで可能となる「汎用予約システム」を導入し、市民の利便性向上及び業務の効率化をさらに推進することができた。 新座市DX推進計画2.0の策定に向け、全庁的な課題抽出とデジタル技術による解決アプローチの検討を徹底した。これにより、市民サービス向上（41事業）及び業務効率化等（24事業）に直結する計65の具体的取組を計画に反映し、実効性の高い計画の基盤を構築できた。 新座市公共施設再配置計画の策定に向けて、令和6年度に実施した施設の現状分析及び課題整理の結果を基に、類型別・地区別の施設方針を取りまとめた。また、庁内検討委員会や新座市公共施設再配置計画審議会での複数回の検討を経て、計画素案を取りまとめた。 先輩男性職員による子育てに関する座談会の開催などを通じ、男性職員の育児休業の取得は定着しつつある。時差出勤勤務の導入、在宅勤務手当の整備を実施し、職員が柔軟に働くことができる職場の環境づくりを進めることができた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	デジタル・デバイドの解消を図りながら、行政手続のオンライン化により市民サービスの向上や業務の効率化に取り組んでいく。 基幹業務システムの標準化対応については、特定移行支援システムの移行に向けた支援を行うとともに、過渡期におけるシステム間の連携を確保し、現行システム及び標準準拠システム双方が安定して稼働することを目指して、取組を進める。 外部デジタル専門人材の知見を活用し、各所属の事業推進を支援するとともに、進捗管理の効率化と柔軟な軌道修正を可能とする新たな推進体制を確立する。 令和8年度上半期に公共施設再配置計画を策定することを目標に今後も事務を進めるが、公共施設の縮小は市民への影響が大きいことから、説明会等で多くの意見が提起された場合には、計画策定期間については令和8年度上半期にこだわらずに慎重に検討を進め、なるべく多くの方に公共施設再配置の取組が理解されるよう努める。								
課題	国のデジタル関連施策や他自治体におけるデジタル実装の動向等を踏まえ、DXの推進による業務効率化及び市民サービス向上に、継続的に取り組む必要がある。 基幹業務システムの標準化対応については、ベンダ側のリソース不足などの要因により、一部業務が特定移行支援システムとして運用されることとなったため、令和7年度末までの完全移行は実現できなかった。 今後は、段階的な移行が計画されている特定移行支援システムへの対応や、現行システム及び標準準拠システム双方の安定稼働を目指した取組を進める必要がある。 また、DX推進計画については、技術革新のスピードに遅行しないよう、従来の固定的なPDCAサイクルに留まらず、状況変化に応じた課題発見から企画・実行までを迅速・柔軟に回すためのマネジメント手法を確立する必要がある。 公共施設再配置計画の策定については、市民の中には市の公共施設の現状や財政状況などを詳しく知らない方や、施設の統廃合により不利益を受ける方もいることから、反対意見も出ると考えられる。												

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 行政経営の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	基本計画に位置付けた施策を戦略的かつ効果的・効率的に展開していくため、取組の実績や進捗について適切に管理・評価しながら、状況に応じて予算へ反映させるなど、PDCAサイクルに基づいた行政運営を推進します。	B	・総合計画、市デジタル田園都市構想総合戦略、行財政改革推進実施計画の進捗管理を効率的・効果的に行うため、外部委員で構成される政策評価委員会を2回開催した。	政策課
2	経営的な視点に立って事務事業の成果やコストを重視するとともに、市を取り巻く社会環境に対応する仕組みを整え、持続可能な行財政運営を推進します。	C	・新座市行財政改革推進実施計画に基づき、持続可能な行財政運営を推進した。特に、「計画的な公共施設等の改修策・統廃合・長寿命化等の推進」及び「新・財政健全化に向けたガイドラインの遵守」の2点を重点取組事項として位置付け、公共施設再配置計画の策定や財政健全化に努めた。公共施設再配置計画については、再配置方針の検討に時間を要するため、策定期間を令和7年度末から令和8年度上半期に延長した。また、再生健全化の取組については、ガイドラインの目標を下回ったものの、令和8年度以降の使用料の改定等に向けて、条例改正など必要な手続を行った。	政策課
(2) 職員の能力向上と組織の活性化		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	高度化・複雑化する行政課題に的確に対応できる職員を育成するため、人材育成基本方針に基づき、職員に対する能力開発や職員研修の充実を図ります。また、人事評価制度などを通じた人材マネジメントの最適化を図ります。	B	・職員研修計画に基づく集合研修、派遣研修、職場研修及び自主研修並びに実務研修及び新座市人材育成基本方針に基づく「にいざひいtoゼミ」各種研修を実施した。 ・人事評価制度については、評価者研修に参加するとともに、マニュアルを更新し全庁に通知することで周知した。また、係長級昇任資格取得試験の採点要素に人事評価結果を活用し、職員のモチベーションアップと組織の活性化を進めた。令和7年度当初は、前年度当初と比較して少ない職員数となり、業務量に応じた職員の確保が必要となったため、新たに民間企業等経験者を含めた採用試験を実施し、年度途中における人材確保を図った。	人事課
4	計画的に人材を確保し、業務に応じた弾力的な業務執行体制を構築するとともに、テレワークの定着化など、ワークライフバランスに配慮し、多様な人材が活躍できる職場の環境づくりを進めます。	B	・全庁で必要になる業務量の見通しを基に策定した新座市職員定員管理計画に基づき、育児休業取得者、途中退職者等の欠員やプロジェクトの状況等を踏まえた必要職員の確保を行い、令和7年4月1日時点で88人の職員を配置した。	人事課
5	市民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ着実に対応するため、柔軟で機動的な組織体制を構築します。	B	・令和8年度に埼玉県で開催される「ねんりんピック」において、本市がマレットゴルフの会場となり、その準備や県との調整、大会の運営に係る業務が令和7年度から本格的に業務が発生するため、団体や他部署と連携を図り、業務を遅滞なく実施できるようプロジェクト組織として室を設置した。	政策課
(3) 民間活力の活用		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
6	複雑化する行政課題を効果的に解決していくため、公共性の確保に留意しながら、PPP・PFIの導入や業務のアウトソーシングなど、民間活力の活用を推進します。	B	・（仮称）新座市三軒屋公園等複合施設整備運営事業は、施設の設計、建設、維持管理及び運営を一括して民間事業者に発注するDBO方式で行うこととし、公募を行って、事業者を決定した。 ・指定管理施設の安定的な管理運営を図るため、賃金や物価等の水準の変動に応じて指定管理料を変更する仕組みである「新座市指定管理料スライド制度」の導入を決定した。	政策課
(4) DXの推進による業務効率化とサービスの向上		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
7	最初から最後まで一貫してデジタルで完結することのできる行政手続オンライン化の拡大、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるようになるための情報格差解消の取組など、市民目線に立った利便性の向上につながるDXを推進します。	B	・オンライン申請対象手続数を令和6年度比で約40％増としたほか、新たに導入した「汎用予約サービス」により来庁予約や相談・検診予約のデジタル化を実現し、市民の利便性向上及び行政手続等のオンライン化を更に推進した。 ・デジタル・デバイド対策（情報格差の解消）として、民間企業と連携協定を締結し、高齢者施設等においてスマートフォンに関する相談会を実施した。	情報システム課（デジタル市役所推進室）
8	職員一人一人が、行政課題の解決に向けたDX推進の意義を共有し、AI等の先端技術を積極的に活用した業務改革に取り組むなど、市民サービス向上と業務の効率化を推進します。	B	・DX計画の策定に当たり、本市の課題解決に直結するより実効性の高いものにするため、各所属における地域課題の洗い出しから課題解決策の検討の考え方を学ぶ、集合研修を実施した。 ・導入している生成AIサービスについて、その活用を全庁的に更に推進し、業務の効率化と質の向上を図るため、効果的な活用方法を学ぶ研修会を実施した。	情報システム課（デジタル市役所推進室）
(5) 広域連携の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
9	新座市域を含む圏域全体の発展に向けて、火葬場の設置検討など、スケールメリットが期待できる事業については、市域の枠を超えた広域的な連携を推進します。	C	・朝霞地区4市での広域的な取組として、令和5年度から協議会を設置して朝霞地区4市共用火葬場の設置について検討している。令和7年度は基本計画の策定を予定していたが、周辺インフラ等の詳細な検討が必要との結論に至ったため、令和8年度中の策定とした。	政策課
(6) 公共施設等の適正な管理・整備		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
10	公共施設等を限られた財源の中で適切に維持管理するため、公共施設等総合管理計画に基づき、今後想定される人口減少を見据えた施設の総量の適正化を図るとともに、安全性の確保に向けた計画的な改修・改築を進めます。	C	・計画の対象となる施設数が多く、再配置方針などの検討に時間を要すると考えられたことから、内部的な調整、市議会への報告を経て、新座市公共施設再配置計画の策定期間を令和8年度上半期に変更した。 ・令和6年度に実施した施設の課題整理、施設評価の結果を踏まえ、類型別・地区別方針を取りまとめた。 ・庁内検討委員会、公共施設再配置計画審議会での複数回の検討を経て計画素案を取りまとめた。	公共施設マネジメント課
11	多様化する市民ニーズに対応した魅力ある都市空間の創出を図るため、三軒屋公園及び東北コミュニティセンターの敷地を活用した新たな複合施設の整備を進めます。	B	・令和7年度は、基本計画（見直し）に基づいて事業者の公募を行った。 ・3グループから応募があり、このうち1グループを選定するとともに、基本契約の締結を行った。 ・今後はこの事業者グループにより設計・工事を進めるとともに、都市計画変更等の必要な手続を進める。	（仮称）三軒屋公園等複合施設整備推進室

施策のKPI（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点達成度	所管課
男性職員の育児休業取得率	13.68%	69.23%	75.00%	83.33%			30%以上	A	人事課

第6章 基本構想の推進のために

第4節 行財政運営

施策 No.53 健全な財政の確立

基本計画掲載頁

134～136

総合評価	C：進捗が遅れた	今後の方向性	Ⅱ：一部見直し等の余地がある	施策展開の評価数	A	0	B	7	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	1	C	0
成果	市税徴収については、徴収体制の見直しを行う等、滞納処分の強化を図り、市税収納率(令和7年度決算)は98.97%となった。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	財政調整基金残高及び経常収支比率の二つの指標を強く意識しながら、規律ある財政運営を進めていく。 市税徴収に当たっては、引き続き納税環境の整備や滞納処分の強化に取り組んでいく。					
課題	物価高等に伴う工事費・委託費や人件費の増などが続き、経常収支比率(令和7年度決算)は97.5%となり、依然として目標を上回る状況が続いている。また、財政調整基金残高についても令和7年度は通年で35億円以上確保できず、令和8年度一般会計補正予算(第1号)後の残高が約23億円となるなど厳しい状況となっている。									

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 規律ある財政運営の推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 効率的に施策・事業が推進できるよう、中・長期の財政収支見通しを踏まえながら、規律ある財政運営を進めるとともに、財政状況の公表により透明性を確保します。	B	・経常収支比率95%未満、財政調整基金の残高を35億円以上とするため、当初予算編成時において、第5次総合計画に掲げられている政策・施策の達成を目指しつつ、費用対効果や受益と負担のあり方などを意識し、優先順位を付けて事業を選定した。ただし、KPIは目標値を上回ることができなかったためC評価とした。 ・市の財政状況の公表については、市ホームページに掲載している「にいざの家計簿」の財政状況部分について、毎年改良を行うとともに、周知に努めた。また、職員に対しては、令和8年度当初予算編成に当たって市の財政状況に係る研修を全庁的に実施した。	財政課
2 受益と負担の公平性の観点から、社会経済情勢に応じた制度の適正化を図り、行政サービスの質・量の最適化に努めます。	B	・物価高騰や人件費高騰といった社会情勢を踏まえ、行政サービスに係る受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料の改定を決定した。対象は以下のとおり。 ○道路占用料 ※改定時期は令和8年4月 ○各種証明書の交付手数料 ○各老人福祉センター使用料 ○ふれあいの家使用料 ○市民総合体育館（一部）使用料 ※改定時期は令和8年7月	政策課
	B	・新たな補助制度の創設については、その目的を達成するための対象者をしっかりと検討し、期間・目的・対象者・金額等を精査した。	財政課
(2) 財源の確保	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3 市財源の根幹である市税について、適正な賦課と公正な徴収を推進するため、納税しやすい環境の整備や滞納処分の強化を推進します。	B	・納付書で支払う方の納税通知書に口座振替依頼書はがきを添付し口座登録を促進するとともに、コンビニエンスストアでの納付やQRコードを使用した納付方法等を掲載したリーフレットを同封して、納期限内の納付を案内した。	課税課
	B	・納期内納付を推進するため、アプリ決裁納付、QRコードを利用した納付、クレジットカード納付、口座振替納付、コンビニ納付により、納税環境の利便性を図った。 ・納税コールセンターや会計年度任用職員の活用、徴収体制の見直しを行い、現年度分の滞納の早期解消を図るとともに、差押えや公売等の滞納処分の強化を図った。	納税課
4 ふるさと納税の充実や、クラウドファンディングなど様々な手法を活用して、自主財源を確保します。	B	・ふるさと納税の充実を図るため、令和7年度予算において、新たな新座ブランド「認定」に向けた事業費を計上したことを始め、予算編成過程で、費用対効果、受益と負担の在り方などについて、全庁的な検討に努めた。 ・企業版ふるさと納税について、積極的に周知を図り、13件・3,500千円の寄附を受けた。	財政課
5 国や県による補助制度や支援策を積極的に活用して、自主財源負担を軽減します。	B	・令和8年度予算編成に当たって、国の補正予算債、緊急防災・減災事業債など地方財政措置対象の地方債の検討・活用を実施した。	財政課

施策のKPI（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回るペースの指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和7年度時点達成度	所管課
財政調整基金の残高（通年）	39.4億円	42.8億円	35.5億円	25.1億円			35億円以上	C	財政課
市税収納率	97.8%	98.5%	98.8%	99.0%			98.7%	A	納税課
経常収支比率	96.1%	98.5%	98.7%	97.5%			95%未満	C	財政課